

国土強靱化年次計画2019
(素案の検討資料)

目 次

(頁)

7	はじめに	1
8	第 1 章 2019年度の国土強靱化の取組について	2
9	第 2 章 各プログラムの推進方針、主要施策及び	
10	重要業績指標等	6
11	第 3 章 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の	
12	進捗管理	51
13		
14	(別紙 1) 分野別施策一覧	53
15	(別紙 2) 重要業績指標 (KPI) 一覧	91
16	(別紙 3) 3 か年緊急対策進捗状況一覧	92
17	(別紙 4) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等	125
18	(別紙 5) 重点化プログラムに係る工程表	128

はじめに（P）

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」が公布・施行されて以来 5 年が経過し、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、昨年 12 月 14 日に「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を見直し、その歩みを加速化・深化することとしている。

基本計画は、中長期的な視野の下で施策の推進方針を示したものであり、PDCA サイクルを回しながら、施策の着実な推進を図るため、基本計画で定めた 45 のプログラムの推進計画及び当該年度に取り組むべき施策等を年次計画として取りまとめることが基本計画で定められている。この中で、施策の進捗を極力定量的に把握するとともに、これを基に各プログラムの進捗状況を府省庁横断的に把握・評価し、これらを踏まえて、各プログラムの推進計画を策定・修正する進捗管理を行う。

すなわち、毎年度、それまでの進捗状況を踏まえ、概ね向こう 1 年間に取り組むべき具体的施策を年次計画として策定（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正及び必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度の年次計画につなげるという PDCA サイクルを実践・徹底することが必要である。

このため、基本計画で定めた 45 のプログラムごとに重要業績指標（KPI）、8 つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえてベンチマーク指標を設定し、国土強靱化年次計画 2019 を策定し、国土強靱化の取組をさらに加速化・深化させることとする。

第 1 章 2019年度の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2019の策定及びこれに基づく施策の推進

(1) 国土強靱化年次計画策定の趣旨

昨年 12 月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が約 5 年ぶりに見直されるとともに、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策（以下「3 か年緊急対策」という。）が策定され、国土強靱化は加速化・深化する第 2 段階に入った。

国土強靱化の取組を効果的・効率的に展開するためには、基本計画で定められた 45 の最悪の事態を回避するための施策群であるプログラムを不断に見直し、必要に応じて新しい施策等を追加するとともに、施策の進捗管理を徹底することが重要である。特に、3 か年緊急対策は、特に緊急に実施すべき強靱化施策について、達成目標、実施内容、事業費等を明示して策定されたものであり、その進捗状況や目標の達成度合い等を把握・管理することは、国土強靱化の取組を更に次の段階に進める上でも重要な土台となるものである。

このため、毎年度、概ね向こう 1 年間に取り組むべき具体的施策を企画・計画（Plan）、優先順位を付けて計画的に実施（Do）、重要業績指標、ベンチマーク指標等を活用して結果を評価（Check）、その上で、進捗状況に応じた修正及び必要な新規施策の追加等の改善（Action）を行い、次年度につなげるという PDCA サイクルを活用した国土強靱化の取組のスパイラルアップが必要である。

このため、基本計画第 4 章 3（1）のとおり、年次計画を策定し、各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた推進計画及び各プログラムの推進のために当該年度に取り組むべき主要施策等を示すとともに、3 か年緊急対策についても、本計画において、達成目標や事業費を踏まえたフォローアップを行うこととする。

年次計画の策定に当たっては、国土強靱化の取組を広く分かり易く伝える広報・普及啓発ツールとしての機能の強化・充実も併せて図ることとする。

(2) プログラム推進のための施策の充実・強化

基本計画の見直しの趣旨、「国土強靱化アクションプラン 2018（平成 30 年 6 月国土強靱化推進本部決定）」以降の施策の進捗、新たに判明した災害の教訓、技術の進展等を踏まえ、各プログラムについて新しい施策を追加するなど施策の充実・強化を行い、第 2 章の各プログラムの推進方針及び主要施策並びに（別紙 1）分野別施策一覧にとりまとめた●つの施策に取り組む。

プログラムの推進に当たっては、施策の重点化・優先順位付け、ハード対策とソフト対策の適切な組合せ、国・地方公共団体・民間等との連携等に留意することとし、特に、国土強靱化に資する民間の投資や取組の促進、地方公共団体の取組への支援を通じた地方創生につながる地域の強靱化の推進、国土強靱化における国際貢献については、以下を踏まえて推進する。

1) 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に役割分担及び連携して推進する。このため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、平時からのコミュニティの活力維持等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入

(以下「民間の投資」という。)を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、生産力の強靱化等、民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用等）の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、民間企業等の事業継続の取組を一層促進する。

2) 地域の強靱化の推進

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要であり、このため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定の加速化や地域計画に基づく事業への支援の強化を図る。

地域計画は2018年度末時点で全都道府県で策定が完了しており、今後は、都道府県等と適切に連携しつつ、市区町村における地域計画の策定の促進・支援を重点的に実施する。

また、災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応をとることができるよう、避難勧告等の発令に必要な情報の提供や、発令の判断から情報発信までの災害対応業務を支援するシステムの構築、災害情報の共有等を通じ、市町村に対する適切な支援を行う。

なお、国土強靱化の取組と地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平時いずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも同じく、地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有する。このため、東京一極集中からの脱却等の課題について、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現に向けて国土強靱化の観点から取組を推進する。

3) 世界の強靱化の主導など国際貢献の推進

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、「事前の防災投資」や「より良い復興 (Build Back Better)」等の趣旨を率先して実行し、開発と国際協力における防災の主流化を主導することで、世界の強靱化をリードするなど、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

具体的には、2015年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、津波に対する意識向上のための啓発活動や津波対策の強化等を通じ、イニシアティブを発揮していくとともに、ハード・ソフトの双方を組み合わせた効果的な防災協力の実施等のため、2018年に目標を達成した「仙台防災協力イニシアティブ」に替わる新たなイニシアティブの検討を進める。また、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

(3) 指標の充実による PDCA の強化

基本計画の下、PDCA の強化の観点から、第 2 章の各プログラムの重要業績指標及び（別紙 2）重要業績指標（KPI）一覧のとおり、施策及び各プログラムの進捗管理のための重要業績指標を計●指標設定し、それぞれの重要業績指標について、基準年度と現状値及び目標年度と目標値を設定する。

また、国土強靱化全般としての進捗状況の把握を図るためのベンチマーク指標を、8 つの「事前に備えるべき目標」の達成への寄与度等を踏まえて、重要業績指標の中から●指標設定する。

重要業績指標等については、具体的な数値指標の設定にあたり、必要に応じて想定リスクの規模、対象範囲等を踏まえることとする。

なお、施策の進捗を示す定量的指標は、必ずしもすべての施策について設定しうるものではなく、また、そもそも現時点で施策がない課題については設定されていないものであることから、国土強靱化の進捗状況についてすべてを重要業績指標により正確に把握できるものでないことに留意が必要であると同時に、次期年次計画の策定に向けて、引き続き、新たな重要業績指標の設定の検討が必要である。

2 防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策の集中的な実施及びその進捗管理

(1) 3 か年緊急対策の集中的な実施

3 か年緊急対策は、昨年発生した一連の災害の教訓を踏まえ、国民の生命や生活・経済を支える重要インフラが自然災害発生時にその機能を維持できるよう、平時から万全の備えを行うため、「重要インフラの緊急点検（2018 年 11 月 27 日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告）」結果のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、防災のための重要インフラ等の機能の維持及び国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の 2 つの観点から特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策を、3 年間で集中的に実施するものである。

160 項目の緊急対策について、2018 年度から 2020 年度までの 3 年間で、財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含め、概ね 7 兆円程度を目途とする事業規模で実施し、必要な対策を完了・概成又は大幅に進捗させることとしている。

緊急対策を着実に実施するため、2018 年度第 2 次補正予算及び 2019 年度予算において、計約 2.4 兆円の予算が措置されたところであり、進捗状況を把握しながら、集中的かつ着実に対策を推進する。

(2) 3 か年緊急対策の進捗管理

3 か年緊急対策については、集中的かつ着実に実施し、160 項目の緊急対策毎に設定された目標の達成を確実なものとする必要があるため、年次計画において、第 2 章において実施するプログラムごとの進捗管理に加え、個別の対策項目の進捗状況や 2019 年度までに実施する内容を取りまとめ、進捗状況を把握・管理する。

具体的には、第 3 章に記載するとおり、全体の事業費（財政投融资の活用や民間事業者等による事業を含む）ベースで 2019 年末時点で●%達成の見込みであり、全 160 対策中 25 対策が 2019 年度までの予算措置で完了予定である。また、160 項目別の進捗状況は（別紙

3) 3か年緊急対策進捗状況一覧でとりまとめたとおりである。

3 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）において、基本計画は「基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるもの」とされており、基本計画で定められた国土強靱化の基本的考え方や推進方針が行政の各分野において取り入れられ、実施されるためには、基本計画を構成する各施策の根拠となる国の他の計画等について、基本計画を踏まえた見直しを進めていく必要がある。

このため、関係府省庁は、基本法及び基本計画に基づいて実施する施策を推進するために、（別紙4）国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等に記載の国土強靱化に係りの深い計画等をはじめとして、所管の計画等について、昨年12月の基本計画の見直しの趣旨も踏まえ、関係する国の他の計画等の改定等の時期において、自ら精査し、国土強靱化に資する見直しを行い、様々な分野の計画等の下で施策等が推進されることを通じて、国土強靱化を総合的かつ計画的に進めることとする。

4 国土強靱化基本計画に基づくその他の取組

（1）基本計画を推進する上で重要な政策課題の解決のための調査検討

国土強靱化の取組を効果的に推進するためには、脆弱性を克服するための課題について、基本計画において明らかにされた推進方針等に沿って、解決するための対応方策を具体化することが必要であり、脆弱性評価を通じて把握された課題のうち戦略的に対応すべきものについては、今年度から、課題を解決するために必要となる対応方策について検討していく。

今年度については、（P）。

（2）大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

新たな大規模自然災害等が発生した場合、その知見や教訓を次期の年次計画など国土強靱化の取組に反映させることは、国土強靱化の取組をスパイラルアップする上で極めて重要である。このため、基本計画第4章3（1）に基づき、今後、大規模な自然災害が発生した後、速やかに、被害の原因分析や課題整理等を実施することとし、関係府省庁と連携して、そのために必要となる体制をあらかじめ構築の上、推進することとする。

第2章 プログラムごとの推進計画及びプログラム推進のための主要施策

45の各プログラムの推進方針、プログラム推進のための主要施策及び主な重要業績指標は、以下に示すとおりである。（45のプログラムに係る「起きてはならない最悪の事態」は表1に示すとおり）

国土強靱化を推進するため、主要施策も含めて、基本計画で定める12の個別施策分野別に（別紙1）分野別施策一覧にとりまとめる●つの施策を推進する。また、各プログラム及び施策の進捗管理のため、（別紙2）重要業績指標（KPI）一覧のとおり●つの重要業績指標を設定する。

プログラムの推進に当たっては、プログラムが府省庁横断的な施策群であり、それぞれが連携することで一層の効果の発現が期待できることから、地方公共団体を含め、関係者間で重要業績指標等の具体的データを共有するなど、プログラム推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

なお、基本計画第4章3（3）で選定した15の重点化すべきプログラム（以下で《重点》と表示したプログラム）については、その重要性に鑑み、個々に工程表を作成し、プログラムの進捗状況や関係府省庁における施策の具体的内容・実現に向けた過程等を可視化している（別紙5）。これらの重点化すべきプログラムについては、引き続き目標の更なる早期達成、目標の高度化等を含め、特に取組の推進に努めるものとする。

また、重要業績指標（KPI）の設定に加えて、国土強靱化全体の進捗状況を把握するため、8つの事前に備えるべき目標の達成への寄与度等も踏まえて、代表 KPI を「ベンチマーク指標」として以下のとおり設定する。

＜ハードに関するベンチマーク指標＞

- . . . の . . . 率
- . . . の . . . 率
-

＜ソフトに関するベンチマーク指標＞

- . . . の . . . 率
- . . . の . . . 率
-

資料2－3のP9、10
に関する内容を記載予定

（ベンチマーク指標の目標値等について、グラフ等を用いて記載）

資料2－1のP1 2. (2)
に関する内容を記載予定

1 表1 起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	◎1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		○1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		◎1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		◎1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		◎1-5 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		◎2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		◎2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		○2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	◎2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		○4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		◎4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	◎5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		○5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		◎5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		◎5-8 食料等の安定供給の停滞
		5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	◎6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		◎6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		○6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	◎7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		◎7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

2 ※プログラム番号冒頭の記号について、

3 ◎は重点化すべきプログラム（15）

4 ○は重点化すべきプログラムと関連の強いプログラム（5）

5 を示す

6

<新規事項等>

※2019年度の新規・拡充・完了予定の取組を記載予定

※必要に応じて、写真等も挿入

※当該欄の章内の位置は（P）

（記載例）

○・・・の取組を支援するための・・・制度を創設

○・・・を推進するため・・・法を改正

資料2－1のP1 2.(1)1)2)
に関する内容を記載予定

■ 1. 直接死を最大限防ぐ

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生<<重点>>

（推進方針）

- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発などあらゆる手法を組み合わせ、耐震化を進める。また、既存の超高層建築物等については長周期地震動対策を進める。さらに、大規模盛土造成地のマップ公表・高度化、耐震化を促進する。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。特に、市町村の防災拠点となる庁舎の耐震化を促進する。また、天井など非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。
- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援する装備等にかかる技術開発を進め、実用化する。
- 地下空間については、ソフト・ハード両面から防災対策を進める。また、倒壊のおそれのある建物等から一時避難する空間や経路の整備を進める。
- 緊急地震速報等について、更なる改善と活用及び地震観測施設の整備を進めるとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 首都直下地震など、人口や交通が集中している地域を襲う可能性が高いと言われている地震に対し、時系列の被害想定を踏まえた具体対策など、特に綿密な対応を準備するとともに、震災リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和し、リスク分散を図るため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。また、災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。
- 住宅や建築物の開口部における飛来物対策など、強風時の飛来物の衝突による被害を抑制する取組を推進する。
- また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。

（主要施策）

1 【国交】住宅・建築物の耐震化の促進
2 【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進
3 【国交】宅地の耐震化の推進
4 【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策
5 【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）
6 【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフ
7 インの老朽化対策を含む）
8 【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）
9 【文科】公立社会体育施設の耐震化
10 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化
11 【法務】矯正施設の防災・減災対策
12 【法務】法務省施設の防災・減災対策
13 【国交】道路橋梁の耐震補強
14 【国交】無電柱化の推進
15 【国交】地下街の防災対策の推進
16 【内閣府】大規模地震対策の推進
17 【文科】学校における防災教育の充実
18 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
19

20 （重要業績指標）

21 別紙２のＰ●～●参照
22

23 1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発
24 生
25

26 （推進方針）

- 27 ○ 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害
28 軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険
29 な密集市街地の改善整備については、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替
30 え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。
31 ○ 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進すると
32 ともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。
33 ○ 火災の発生には様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等によ
34 る災害対応機関等の災害対応力を向上させる。
35 ○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、
36 ICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
37 ○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防
38 災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定
39 を促す。
40 ○ 密集市街地を抱える大都市など、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩
41 和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組
42 を進める。
43 ○ また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リス
44 クの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。
45

1 (主要施策)

2 【総務】 火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進

3 【国交】 密集市街地等の改善に向けた対策の推進

4 【国交】 避難地等となる公園、緑地、広場等の整備

5 【国交】 延焼防止等に資する緑地の確保等

6 【国交】 緊急車両の進入路・避難路の整備

7 【警察】 災害警備訓練の実施

8 【総務】 緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

9 【国交】 TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

10 【総務】 Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達体制の強化

11 【国交】 IT を活用した災害時の情報収集・提供

12
13 (重要業績指標)

14 別紙2のP●～●参照

15
16 1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生<<重点>>

17
18 (推進方針)

- 19 ○ 津波浸水想定エリアなど、津波災害のリスクの高い地域に、依然として多くの人が生
20 活している状況を是正していくため、津波防災地域づくり等を推進する。
- 21 ○ 住宅・建物の耐震化を進めるとともに、学校施設等の老朽化対策を進める。
- 22 ○ 南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象が生じた場合の対応について、国、地方公
23 共団体、関係機関等が協力して検討を進める。さらに、観測体制の整備と調査研究の推
24 進により科学的知見の充実を図る。また、「世界津波の日」を契機とした津波防災のあ
25 り方についての国際的な議論を展開し、よりよい対応策を見出していく礎づくりを進め
26 る。
- 27 ○ 大規模津波が想定される地域等において、事前防災対策として河川・海岸堤防等の整
28 備と耐震対策や、河川・海岸の水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の整備を進めるとと
29 もに、適切に維持管理していく。海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環
30 境との調和に配慮する。
- 31 ○ 海岸防災林については、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果の発揮が
32 図られるよう、その機能の維持・強化等に取り組む。
- 33 ○ 南海トラフ西側の領域など観測網が手薄なエリアにおいて、観測網の整備を進める。
34 また、観測・評価結果をより効果的に国民に伝えるため防災気象情報の高度化を進める。
35 また、情報伝達手段の多重化・多様化を推進するとともに、定期的に訓練等を実施する。
- 36 ○ ハザードマップの作成や、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、
37 学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。ま
38 た、国による広域的かつ実践的な訓練の実施を通じた地方公共団体の支援や消防団等の
39 充実強化、地区防災計画制度の普及・啓発等により、防災力を強化する。
- 40 ○ 避難路の整備、避難場所の整備を進める。また、避難に自動車を用いることができる
41 者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、夜間停電を考慮しつ
42 つ徒歩や自転車で避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環
43 境を整える。
- 44 ○ 港の船上や空港の機内など、様々な状況下にいる者を想定した避難方法を整える。
- 45 ○ 孤立・漂流した者の命を可能な限り救う方策を検討する。

○ また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。

(主要施策)

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進

【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備

【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進

【農水】海岸防災林の整備

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築

【文科】学校における防災教育の充実

【国交】地震・津波防災対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保

【国交】港湾における津波避難対策の実施

【警察】警察用航空機等の整備

【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）

【国交】災害リスクの見える化等による高リスクエリアの立地抑制・移転促進

(重要業績指標)

別紙2のP●～●参照

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生<重点>

(推進方針)

○ 堤防整備や強化、河道掘削、樹木伐採、洪水調節施設の整備、堤防の決壊による壊滅的被害を回避する高規格堤防の整備、利水ダムを含めた既設ダムの施設改良・柔軟な運用等のダム再生、排水機場、雨水貯留管などの排水施設の整備・耐水化等の事前防災対策を推進する。

○ 洪水・高潮・津波による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を整備し、適切な維持管理、計画的な更新を行うとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用及び新技術を活用した河川管理・危機管理体制の強化を進める。

○ 洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難の実効に向け避難計画や体制の検討を推進する。

○ 不確かさを含みながらも災害の恐れがある段階から、躊躇せずに避難・減災の意思決定や自発的な避難行動がおこせるよう、行政、住民、民間事業者等によるリスクコミュニケーションを推進する。

○ 大規模な津波、高潮、洪水によるゼロメートル地帯等の社会経済の壊滅的被害を回避するための取組を推進する。

○ 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、ハザードマップ等を活用した住民一人一人の避難行動計画を作成するなど、自らの判断で行動できるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、「防災」と「福祉」の連携による高齢者の避難行動に対する理解促進に向けた取組等を推進する。また、洪水等、高潮については、受け手側が

- 情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を５段階の警戒レベルにより提供する。
地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 地方公共団体等の防災部局や下水道部局等において、水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。
 - 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による総合的な防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進めるとともに、新技術の活用、地方公共団体と連携した訓練などを進める。
 - 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・都道府県・市町村等からなる大規模氾濫減災協議会等において、メディア関係者や公共交通事業者、利水ダムの管理者等とも連携して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた全国の河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。
 - 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Ｊアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、マスメディア・ネットメディアと連携し SNS など ICT を活用した情報共有等の情報関係施策を推進する。
 - 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推進する。
 - 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、地下街等の浸水対策を推進するほか、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を都市部のみならず全国で推進する。また、早期の堤防整備等の対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。
 - 洪水浸水想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
 - 各自治体等が定めるハザードマップにより、浸水被害が想定される地下駅について、出入口、トンネル坑口部等について、止水版や防水ゲート等の浸水対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。
 - 高潮等から背後地を防護するため、また国土の保全に資するよう海岸の侵食対策を推進する。
 - 計画的かつ効率的な安全度の向上等、既に顕在化している気候変動による豪雨の頻発・激甚化を踏まえた治水対策を推進するため、将来予測の定量的な評価を進めるとともに、代表的な河川における気候変動を踏まえた治水計画への見直しを推進する。
 - また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。

（主要施策）

【内閣府】地域防災力の向上推進

【国交】事前防災等による水害発生防止

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【国交】洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上

【国交】水害に強い地域づくり（下水道）

1 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新
2 【文科】学校における防災教育の充実
3 【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化
4 【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
5 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進
6 【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の
7 推進
8 【国交】洪水ハザードマップの作成支援等減災対策
9 【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定
10 【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策
11 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達体制の強化
12 【国交】緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信
13 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進
14 【警察】災害警備訓練の実施
15 【国交】水害に強い地域づくり（河川）
16 【国交】地下駅を有する鉄道の浸水対策
17 【農水・国交】海岸の侵食対策
18 【国交】気候変動の影響を考慮した治水対策の推進
19

20 **（重要業績指標）**

21 別紙2のP●～●参照
22

23 **1-5）大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生《重点》**
24

25 **（推進方針）**

- 26 ○ 土砂災害警戒区域の指定、火山災害に係る避難計画の策定等の進捗が途上であり、広
27 域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある
28 等の課題があるため、平成32年度打ち上げ予定の先進レーダ衛星(ALOS-4)の活用等、
29 広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について推進する。
- 30 ○ 想定している規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫等）、火山噴火等に対
31 して、人的被害の発生を防ぐため、土砂災害や火山研究の人材育成、大規模噴火による
32 大量降灰がインフラに及ぼす影響検討等を含めた防災・減災対策を推進する。
- 33 ○ 社会経済上重要な施設や避難地・避難路の保全のための土砂災害対策について、引き
34 続き関係機関が連携して事前防災対策としての遊砂地整備等のハード対策を着実に推進
35 する。また、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、事前防災対策として、土砂・洪水氾
36 濫対策のための遊砂地整備や土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進
37 する。また、警戒避難体制の整備、土砂災害に関する防災訓練などの地域の防災力を高
38 めるためのソフト対策を組み合わせた対策を進めるとともに、身を守る行動の取り方等
39 について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよ
40 う不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災
41 訓練や防災教育等を推進するとともに、土砂災害については、受け手側が情報の意味を
42 直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。地区防災計
43 画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
44 ○ 流木による被害を防止・軽減するため、流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達促
45 進のための間伐など、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じたきめ細かな対策を実施

- 1 する。森林の整備に当たっては、鳥獣害対策を推進した上で、地域に根差した植生の活
2 用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
- 3 ○ 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を
4 推進する。
- 5 ○ 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、
6 SNS など ICT を活用した情報共有などの情報通信関係施策を推進する。
- 7 ○ 多数の死者を発生させないため、災害警備訓練などの被災者救助、捜索関係施策を推
8 進する。
- 9 ○ 国による地方公共団体等の支援のため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力
10 の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。
- 11 ○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第
12 57号）に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備の取組
13 を推進する。
- 14 ○ また、災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リス
15 クの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進する。
- 16 ○ 民間のカメラ等を最大限活用した火山監視・観測体制の強化、台風・集中豪雨等に対
17 する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。また、災害時には TEC-FORCE の一員とし
18 て活動する JETT（気象庁防災対応支援チーム）等を通じて防災関係機関や自治体等にわ
19 かりやすく解説するなど、地方自治体の防災対策を支援するとともに、平時には市町村
20 や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。

21 22 （主要施策）

23 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

24 【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視

25 【内閣府】火山災害対策の推進

26 【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

27 【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価（火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備）

28 【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知

29 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

30 【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策

31 【農水】荒廃地等における治山施設の整備

32 【総務】Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達体制の強化

33 【国交】IT を活用した災害時の情報収集・提供

34 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

35 【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進

36 【国交】災害リスクの見える化等による高リスクエリアの立地抑制・移転促進

37 38 （重要業績指標）

39 別紙2のP●～●参照

40 41 1-6）暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

42 43 （推進方針）

- 44 ○ 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生を防ぐため、防災気象情報の高度化を進めるとと
45 もに、平時から、それら情報の適切な利活用についての取組の推進や、暴風雪・豪雪が

- 1 予測される時の不要不急の外出を抑制させる取組を推進する。また、交通機関の運行中
2 止の的確な判断と、早い段階から利用者へ情報提供を図る。
- 3 ○ 防災行政無線の戸別受信機の導入、ラジオ放送局の難聴対策、Ｌアラートの高度化、
4 SNS など ICT を活用した情報共有、旅行者に対する情報提供アプリの開発等、情報提供
5 手段の多重化・多様化を推進する。
- 6 ○ 降雪の影響等の情報の収集を行うため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、
7 官民の自動車プローブ情報の活用、早期の被害情報の把握を行うシステムの拡充・運用
8 開始等、多様な情報収集を確保するとともに、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢
9 化・高度化等を進める。
- 10 ○ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合
11 のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェ
12 ーン等装着の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所
13 などのスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。ま
14 た、鉄道交通を確保するため、新幹線が雪に強いインフラであるという観点も踏まえ、
15 新幹線鉄道網の整備を進めるほか、在来線の除雪体制の構築等を進める。
- 16 ○ 雪害等の災害時に道路啓開等を担う建設業の、担い手確保・育成の観点から就労環境
17 の改善等を図る。また、自動運転技術等を活用し、熟練技能者の不足を補う除雪機械な
18 どの装備の高度化を進める。
- 19 ○ 身を守る行動のとり方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの
20 判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組
21 織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育、除排雪時の安全管理の徹底等を推進すると
22 ともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する
23 計画策定を促す。
- 24 ○ 寒さによる死傷者の発生を防ぐため、無電柱化や送配電の耐雪害対策、復旧迅速化の
25 ための行政・自衛隊と電力会社の連携、復旧マニュアル整備等、エネルギー供給施設に
26 ついて、ハード・ソフト対策を実施する。

27 (主要施策)

28 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

29 【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施

30 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

31 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

32 【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備

33 【国交】道路の雪害対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤
34 散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導）

35 【国交】鉄道における雪害対策の推進

36 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

37 【内閣府】地域防災力の向上推進

38 【経産】送配電網の耐雪害対策

39 (重要業績指標)

40 別紙２のＰ●～●参照

- 41 ■ ２．救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境
42 を確実に確保する

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止《重点》

(推進方針)

- 陸・海・空の輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害、雪害対策等を着実に進めるとともに、輸送モード間の連携等による複数輸送ルート確保を図るとともに、平常時の輸送力を強化する。また、大規模災害時に船舶の活用迅速化のため、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマッチングシステムの運用などを進める。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、官民が連携した物資調達の仕組みを構築する。また、災害関連情報の収集・提供を行うため、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。また、交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と協力を促す。
- 水道事業者等における耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進する。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用の普及促進する。地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水、再生水などの多様な水源利用の普及促進する。また、避難所となる施設で、井戸や給水タンクの設置、非常用電源の設置など水の確保に向けた取組を進める。
- 経年劣化したガス管について、耐震設計指針を周知し、耐食性・耐震性に優れたガス管への取替を推進する。また、ガス供給の迅速な復旧に関する訓練等について継続する。
- 公的施設・避難所等における自立・分散型エネルギーの導入、耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能強化、断水時のトイレ確保などの防災機能強化を促進するとともに、各家庭における備蓄を促進する。
- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する必要がある。また、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。
- ラストマイルを中心とした訓練等を実施することで、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を図り、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態や発電所などのエネルギー施設の集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。また、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建物等の耐震化を進める。また、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(主要施策)

【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【国交】救急・救命活動等に必要な空港施設の耐震化

【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

- 1 【厚労】 水道施設の耐震化等の推進
- 2 【文科】 学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発
- 3 【経産】 災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の
- 4 導入支援
- 5 【農水】 応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進
- 6 【国交】 ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 7 【国交】 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 8 【内閣府】 地域防災力の向上推進
- 9 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

11 (重要業績指標)

12 別紙 2 の P ●～●参照

14 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

16 (推進方針)

- 17 ○ 道路の防災対策や無電柱化、鉄道施設、港湾施設等の耐震・耐波性能の強化、洪水・
- 18 土砂災害・津波・高潮・風水害対策、治山対策等を着実に推進する。
- 19 ○ 既存の物流機能等を緊急物資輸送等に効果的に活用できるよう、船舶による緊急輸送
- 20 に係る環境整備、貨物輸送事業者の BCP 策定、海拔表示シートの整備、山間地等におい
- 21 て民間を含め多様な主体が管理する道の把握・活用、高規格幹線道路へのアクセス性の
- 22 向上等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組等を促進する。
- 23 ○ 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するため、道路等の啓開に必要な体制の整
- 24 備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、ドローン・映
- 25 像伝送用資機材等の活用、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車
- 26 プローブ情報の活用、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情
- 27 報の活用等により多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。
- 28 ○ 広範囲に被災が及ぶ場合を想定し、応急用食料等の調達品目及び業種の必要な見直し
- 29 を行うとともに、関係機関の情報共有円滑化の仕組みの構築、訓練などを通じた関係者
- 30 の習熟度の向上を推進する。また、災害時に備え家庭における食料備蓄を普及すると
- 31 もに、地域防災計画においても孤立対策を検討する。
- 32 ○ 警察・消防等を含む地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回
- 33 避するため、施設の耐震化等の取組を進める。
- 34 ○ 孤立集落の発生を防ぐため、道路のり面の崩壊防止やアクセスルートの多重化等を行
- 35 う。また、空からのアクセスも可能となるようあらかじめ離着陸場となる地点の指定等
- 36 を行うとともに、必要な装備の整備を進める。
- 37 ○ 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓
- 38 練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

40 (主要施策)

- 41 【国交】 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強
- 42 【国交】 豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策
- 43 【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶
- 44 の利用に係る関係者との体制構築等の推進
- 45 【国交】 多様な主体が管理する道の把握・活用

- 1 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 2 【国交】 大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化
- 3 【警察】 警察施設の耐災害性の強化
- 4 【総務】 常備消防力の強化
- 5 【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 6 【防衛】 自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備

8 (重要業績指標)

9 別紙2のP●～●参照

11 2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足<<重点

12 >>

14 (推進方針)

- 15 ○ 自衛隊、警察、消防、海保等において災害対応力強化のための広域支援を含めた体制
- 16 整備、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、TEC-FORCE の体
- 17 制・機能の拡充・強化、水防団、消防団や自主防災組織の充実強化、DMAT 及び自衛隊
- 18 災害医療基幹要員の養成、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する。大規模災害
- 19 発災後、直ちに活動を開始すると見込まれる米軍との連携について、連携手順を日米双
- 20 方で明確化するとともに、海外からの応援部隊の受入れ、連携活動の調整方法等につい
- 21 て周知・運用を図る。
- 22 ○ 仙台防災枠組を、国内外において普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得ら
- 23 れた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開及び国連など国際機関を
- 24 通じた国際防災協力等を推進する。
- 25 ○ 関係省庁の災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。また、
- 26 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域
- 27 のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用した合同訓
- 28 練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。広域的な訓練を実施し、総合的な防災
- 29 力の強化を進める。
- 30 ○ 地域における活動拠点となる警察施設、消防庁舎、自衛隊施設及び海上保安施設の耐
- 31 災害性を更に強化する。また、自衛隊のヘリコプター映像伝送装置の整備など、情報通
- 32 信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。
- 33 ○ 地方公共団体、関係府省庁の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるととも
- 34 に、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把
- 35 握、警察庁に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制システムの改修、ICT を活
- 36 用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策
- 37 や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
- 38 ○ 住宅・建物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。
- 39 ○ 規模災害時には、様々な対応業務において用地の確保が必要となることから、地方公
- 40 共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用
- 41 見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

43 (主要施策)

- 44 【警察】 災害用装備資機材の充実強化
- 45 【総務】 常備消防力の強化

- 1 【総務】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 2 【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備
- 3 【厚労】 災害派遣医療チーム（DMAT）の養成
- 4 【国交】 巡視船艇・航空機の整備
- 5 【国交】 海上保安施設の耐災害性の強化
- 6 【防衛】 大規模災害時における在日米軍との連携の深化
- 7 【内閣府】 国際防災協力の推進
- 8 【内閣府】 災害対応業務標準化の推進
- 9 【内閣府】 総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施
- 10 【総務】 消防庁舎の耐震化
- 11 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

12 (重要業績指標)

13 別紙2のP●～●参照

14 2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

15 (推進方針)

- 16 ○ 鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を
- 17 逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整
- 18 備を進める。
- 19 ○ 鉄道施設の被害を最小化するとともに、鉄道の運行再開について各事業者が定めてい
- 20 る手順にのっとり、速やかに運行を再開できるよう備える。また、部分的な運行再開が
- 21 旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが
- 22 速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。
- 23 ○ 地震、土砂災害、洪水、津波、高潮等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路
- 24 に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車
- 25 で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送
- 26 について、代替バスの確保や運行経路等を、交通事業各社及び関係機関が速やかに調整
- 27 できるよう連携体制を強化する。
- 28 ○ 交通の安全と円滑を確保するため、官民の自動車プローブ情報の活用、広域交通管制
- 29 システムの高度化、信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備、環状交
- 30 差点の活用等を進める。また、交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事
- 31 態を回避するため、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等
- 32 を活用して自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、
- 33 国民の理解と協力を促す。
- 34 ○ 都市再生安全確保計画やエリア防災計画等の策定のみならず、計画に基づく滞在者等
- 35 の安全の確保に向けた取組を一層促進する。
- 36 ○ 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関
- 37 連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進す
- 38 る。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
- 39 ○ 鉄道等の麻痺が多数の帰宅困難者を生む原因となる、大都市中心部への昼間人口の一
- 40 極集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型国土形成や合理的な土地利用
- 41 を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- 42
- 43
- 44
- 45

1 (主要施策)

- 2 【内閣府・国交】 主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進
3 【国交】 地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施
4 【国交】 帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進
5 【国交】 帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用

7 (重要業績指標)

8 別紙2のP●～●参照

10 2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途
11 絶による医療機能の麻痺

13 推進方針)

- 14 ○ 南海トラフ地震・首都直下地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療
15 リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮し
16 た地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能
17 性が高いため、医療リソースの需給の把握を行う。また、医療リソースの需給の把握を
18 踏まえ、医療リソースの供給体制の確立を図るため、その輸送手段の容量・速度・交通
19 アクセス等も含めた府省庁横断的な具体の検討を行う。
- 20 ○ 相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する
21 体制を構築する。
- 22 ○ 災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化未了施設の解消を図るとともに南海トラ
23 フ地震等における浸水想定区域内の医療施設については、移転等の対策に取り組む。ま
24 た、機能停止を回避するためのBCPを立てておくとともに、災害対応機能の高度化に向
25 け、体制の充実を図る。
- 26 ○ 国立大学附属病院等施設は、それぞれの地域における機能・役割を果たすために、防
27 災・減災機能強化を含めた施設整備を進める。
- 28 ○ 災害拠点病院におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料
29 等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配
30 されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非
31 常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネ
32 ルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。
- 33 ○ 人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平時からの地
34 下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築する。ま
35 た、下水道が使用できない場合にも備える。
- 36 ○ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、
37 被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。
- 38 ○ DMATについては、被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮し、計画的に養成して行
39 くとともに、災害経験を踏まえ、定期的な養成体制及び活動内容の見直しや情報システ
40 ムなど装備の改善を行い、常に能力の維持・向上を図る。DMAT以外にも、DPATや災害
41 時の医療支援活動等に対応できる、職種を横断した人材養成に取り組む。また、自衛隊
42 においても、大量負傷者に対応できる自衛隊災害医療基幹要員を養成する。
- 43 ○ 被災都道府県の災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健
44 医療活動チーム等の派遣調整業務を行う等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じ
45 た資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構

- 1 築する。また、派遣調整等を行う人材である災害医療コーディネーターを養成する。
- 2 ○ DMAT 等及び支援物資が災害拠点病院等に到達できるよう、代替性確保のための高規格
- 3 幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、
- 4 盛土のり尻補強、無電柱化、環状交差点の活用、空港施設の耐震化、港湾施設の耐震・
- 5 耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進める。また、患者及び医薬品
- 6 等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 7 ○ 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、官民の自動車ブロー
- 8 ー情報の活用、広域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収
- 9 集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。ま
- 10 た、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を光ビーコン、ETC2.0等を活用して自動
- 11 車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、国民の理解と
- 12 協力を促す。
- 13 ○ 被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための航空搬送拠点・
- 14 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等につ
- 15 いて検討し、具体化する。また、これら災害時に需要がある医療用資機材等を常に維持
- 16 していくため、その平時活用策について検討する。
- 17 ○ 住宅・建物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り
- 18 組む。また、首都直下地震想定エリアなど、災害リスクの高い場所への過度な人口集中
- 19 状態を緩和し、かつ地方の定住人口が少なくなりすぎて平時からの医療サービスを維持
- 20 できなくなる状態を回避していくため、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的
- 21 な方策を検討し、取組を進める。

22 (主要施策)

23 【厚労】医療リソースの需給の検討

24 【厚労】医療施設の耐震化

25 【厚労】病院における事業継続計画(BCP)の策定

26 【経産】災害時等に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進

27 【経産】災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の

28 導入支援

29 【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化

30 【国交】気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

31 【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業

32 【厚労】災害派遣医療チーム(DMAT)の養成

33 【厚労】災害派遣精神医療チーム(DPAT)の養成

34 【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成

35 【厚労】災害医療コーディネーターの養成

36 【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築

37 【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の医療機能強化に係る検討

38 【国交】救急・救命活動等に必要な空港施設の耐震化

39 (重要業績指標)

40 別紙2のP●～●参照

41 2-6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

1 (推進方針)

- 2 ○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する。
3 また、災害発生時に、地方公共団体において、感染症の予防及び感染症の患者に対する
4 医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施
5 できる体制を維持する。
6 ○ 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の
7 耐震化を早急に進めるとともに、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震を踏まえ、下
8 水道 BCP 策定マニュアルを改訂し、各団体における下水道 BCP をブラッシュアップさせ
9 る。また、下水道が使用できない場合にも備える。
10 ○ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
11 ○ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0157などが広まらないよう、避難所となる
12 施設の衛生環境を災害時にも良好に保つため、必要な薬剤や備品について、備蓄や流通
13 事業者等との連携により、的確に確保できるようにしておく。また、避難所以外へ避難
14 する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を、各地方公共団
15 体において計画しておく。
16 ○ 医療活動を支える取組を着実に推進する。
17 ○ 住宅・建物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建物の耐震化を進め
18 る。

20 (主要施策)

- 21 【厚労】 予防接種法に基づく予防接種の実施
22 【厚労】 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施
23 【国交】 下水道施設の戦略的維持管理・更新
24 【国交】 下水道 BCP のブラッシュアップ
25 【国交】 下水道施設の耐震、耐津波対策
26 【内閣府】 避難所の運営状況等に関する取組状況調査

28 (重要業績指標)

29 別紙2のP●～●参照

31 2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・
32 死者の発生《重点》

34 (推進方針)

- 35 ○ 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な
36 生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化
37 対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されてい
38 ることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とと
39 もに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所と
40 しての防災機能を強化する。
41 ○ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利
42 用計画策定を推進する。また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配
43 慮者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。
44 ○ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに
45 に、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、危機時における地下水、雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。
- 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、迅速な被災者支援のために市町村による被災者台帳作成の事前準備を促進する。
- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼす精神的な問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。
- 災害時に防災拠点となる庁舎等についても耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。また、災害対策本部内に設置する保健医療調整本部や保健所の指揮調整機能の支援のための訓練を受けたチームを養成する等により、被災各地区の保健医療ニーズに応じた各保健医療活動チーム等の支援資源の配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
- 住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて、地方公共団体に方向性を示せるよう検討する。
- 避難所から仮設住宅、復興住宅へのように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供などが可能となる取組を推進する。
- 大都市圏において膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進めるとともに、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態の緩和していくことにより、避難所の需要を大幅に低減させていく。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進める。

（主要施策）

【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査

【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発

- 1 【文科】 公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 2 【文科】 私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）
- 3 【文科】 国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフ
- 4 インの老朽化対策を含む）
- 5 【国交】 防災拠点等となる建築物の機能継続にかかるガイドラインの検討
- 6 【厚労】 社会福祉施設等の耐震化
- 7 【厚労】 都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築
- 8 【厚労】 水道の応急対策の強化
- 9 【国交】 ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築
- 10 【内閣府】 被災者台帳の整備・推進
- 11 【厚労】 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成
- 12 【厚労】 被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築
- 13 【厚労】 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築
- 14 【内閣府】 被災者の住まいのあり方に関する検討

15
16 **（重要業績指標）**

17 別紙2のP●～●参照

18
19 **■ 3. 必要不可欠な行政機能は確保する**

20
21 **3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱**

22
23 **（推進方針）**

- 24 ○ 被災により被収容者の逃亡などの最悪の事態が想定される矯正施設及び法務省施設等
- 25 の耐震化を老朽化対策と合わせて着実に推進する。あわせて、矯正施設における経年劣
- 26 化した監視カメラ等総合警備システムの更新整備や、災害時に関係機関との間で情報共
- 27 有体制の構築を、訓練等を通じて進めるとともに、矯正施設の一部を地方公共団体等の
- 28 避難場所に指定するなど地域と連携した取組を進める。
- 29 ○ 警察施設の耐震化を完了させるとともに、老朽化した警察施設の建て替えや、警察活
- 30 動に必要な通信機能、指令機能の更新整備や、警察用航空機、機動警察通信隊等の機能
- 31 の更なる高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。また、地域特性や実災
- 32 害を踏まえた実戦的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊の災害対処能
- 33 力の更なる向上に取り組むとともに、訓練から得られた知見は速やかに関係機関と共有
- 34 するなど、治安の悪化に対応する体制づくりをハード・ソフト一体的に進める。
- 35 ○ 信号機電源付加装置をはじめとする交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進
- 36 める。
- 37 ○ 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制
- 38 の実施など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。あわせて、一般道路利
- 39 用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

40
41 **（主要施策）**

- 42 【法務】 矯正施設の防災・減災対策
- 43 【法務】 法務省施設の防災・減災対策
- 44 【警察】 災害警備訓練の実施
- 45 【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

- 【警察】警察施設の耐災害性の強化
- 【警察】信号機電源付加装置等の整備

(重要業績指標)

別紙 2 の P ●～●参照

3-2) 首都圏等での中央官庁機能の機能不全

(推進方針)

- 中央官庁機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に直接的に影響することから、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。
- 政府全体の BCP や各府省庁の BCP に基づき、大規模災害時における庁舎施設での業務継続の困難、参集要員の不足、非常時優先業務の長期継続など、さまざまな事態を想定した訓練・教育を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる。
- 官庁施設の耐震化について、老朽化していく官庁施設に対して、計画的かつ重点的に事業を執行するとともに、庁舎内の什器の固定、天井などの非構造部分の耐震化等についても更なる実施を促進する。
- 被害情報をはじめとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・地方公共団体・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する。
- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、中央官庁の非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、BCP 等を踏まえ、各府省庁において、庁舎の耐震化等、電力ガスなどのエネルギーの確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。
- 官庁施設周辺のインフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

(主要施策)

- 【内閣府】現地対策本部設置のための官庁施設の整備
- 【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価
- 【総務】消防庁の災害対応能力の強化
- 【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策
- 【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備

(重要業績指標)

別紙 2 の P ●～●参照

3-3) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(推進方針)

- 地方行政機関等の災害対応などの行政機能の確保はレジリエンスの観点から極めて重要な意味を担うことから、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維

1 持する。

- 2 ○ 市町村のための業務継続計画作成ガイドや大規模災害発生時における地方公共団体の
- 3 業務継続の手引き、地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン等を活
- 4 用しつつ、地方公共団体における BCP の策定、見直し及び実効性確保のための取組を促
- 5 進する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に
- 6 参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保
- 7 や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・
- 8 専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態
- 9 を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。
- 10 ○ 行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部から
- 11 の支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
- 12 ○ 警察署や消防庁舎等の防災拠点となる公共施設等について、未だ一部の施設で耐震性
- 13 が確保されていないことから、耐震化に早急に取り組む。
- 14 ○ 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保につい
- 15 ては、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共
- 16 有等に係る関係府省庁・地方公共団体間の連携スキームの構築を推進する。また、被災
- 17 者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳
- 18 を迅速に作成し利用できるよう、助言等に取り組む。
- 19 ○ 行政機関の施設・職員そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機
- 20 能不全が発生する可能性があるため、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐
- 21 波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策、治山対策等を着実に推進する。
- 22 ○ 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用
- 23 や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等をハンドブ
- 24 ック・事例集として関係省庁及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や
- 25 発災時の被災者支援の取組を行う地方公共団体等の対応力向上を図る。
- 26 ○ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策
- 27 定を促す。
- 28 ○ 学校施設について構造体の耐震化を早期に完了する。また、安全対策の観点から、古
- 29 い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。ま
- 30 た、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所とし
- 31 ての機能を強化していく。
- 32 ○ 迅速な応急・災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を
- 33 進める。

34 35 (主要施策)

36 【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成

37 【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方
38 公共団体の業務継続計画の策定

39 【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施

40 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

41 【総務】消防庁舎の耐震化

42 【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化

43 【文科】公立社会体育施設の耐震化

44 【総務】消防庁の災害対応能力の強化

45 【総務】災害対策本部設置庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策

1
2 (重要業績指標)

3 別紙2のP●～●参照
4

5 ■ 4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
6

7 4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
8

9 (推進方針)

- 10 ○ 電気通信事業者の協力の下、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」を情報提供することにより、各府省庁における情報通信システムの脆弱性対策を支援する。
11
12 ○ 電気通信設備の損壊又は故障等にかかる技術基準について、災害による被災状況等
13 (通信途絶、停電等)を踏まえ適宜見直しを実施することとなっており、各事業者は当
14 該基準への適合性の自己確認を継続する。
15 ○ 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
16 ○ 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ
17 確保のための評価認証基盤整備や道路の無電柱化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等
18 の地域の防災対策を着実に推進する。
19 ○ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、自衛隊、
20 海保等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上やドローン・映像伝送用
21 資機材等小型無人機などの新技術活用等を図る。
22 ○ 準天頂衛星システム等を活用した防災機能の強化等を進める。
23 ○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第
24 57号）に基づく基礎調査及び区域指定を踏まえ、実施すべき警戒避難体制の整備を推進
25 する。
26

27 (主要施策)

28 【各府省庁】中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価

29 【総務】電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性を維持するための自己
30 確認制度及び迅速な応急復旧のための体制整備

31 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

32 【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立

33 【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

34 【国交】無電柱化の推進

35 【防衛】野外通信システム等の整備等による通信能力の向上

36 【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等を実施

37 【警察】通信指令施設の更新整備

38 【警察】機動警察通信隊の対処能力の更なる向上

39 【警察】警察移動無線通信システム等の更新整備

40 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化

41 【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発
42

43 (重要業績指標)

44 別紙2のP●～●参照
45

4-2) ラジオ・テレビ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(推進方針)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、送信所の移転、FM 補完局や予備送信所、中継局の整備等を推進する。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供が出来るよう、通信衛星等の代替手段の整備、基盤となるＬアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化を推進する。また、ケーブルテレビのネットワークの光化・複線化を進める。
- 放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。

(主要施策)

【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進

【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進

【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発

【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備

(重要業績指標)

別紙２のＰ●～●参照

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態《重点》

(推進方針)

- 全ての住民にＪアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。
- 防災行政無線のデジタル化の推進、Ｌアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、警察・消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、地方公共団体や一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する。
- 官民の自動車プローブ情報等を活用した交通状況の迅速な把握及び警察庁に集約する交通情報の増大に向けた広域交通管制システムの改修や信号機の更新、ドローン・映像伝送用資機材等の活用による被害関連情報の収集、GPS 波浪計・海域の地震津波観測網・GNSS1情報提供システム等による地震関連情報の提供、IT・SNS等も活用して情報収集手段の多様化・確実化を進める。また、地震の規模の提供等について陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)等の活用により、より迅速化への取組を進める。
- G空間情報センター、総合防災情報システム、統合災害情報システム、災害情報ハブの取組、SIP4D等を各府省庁や地方公共団体等の各種災害対応に活用するとともに、情報収集・提供の主要な主体である地方公共団体の人員・体制を整備する。
- 道路の雪寒対策、液状化対策、道路橋の耐震補強、斜面对策等により、発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。
- 通行実績情報等の自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。
- 大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進める。
- 情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進

- める。
- システムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策を充実する。
 - 情報収集・整備・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

(主要施策)

- 【総務】 Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進
- 【総務】 G空間防災システムの普及の促進
- 【総務】 難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進
- 【国交】 ITを活用した災害時の情報収集・提供
- 【国交】 駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施
- 【国交】 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（指針）
- 【警察】 機動警察通信隊の対処能力の更なる向上
- 【総務】 災害時に円滑な臨時災害放送局開設のための設備の整備
- 【内閣府】 総合防災情報システムの整備
- 【内閣府】 準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化
- 【文科】 技術試験衛星 9 号機（ETS-9）等の通信衛星の開発
- 【国交】 防災気象情報の継続的な提供
- 【国交】 G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進
- 【内閣府】 SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化
- 【国交】 道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 【総務】 災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策

(重要業績指標)

別紙 2 の P ●～●参照

■ 5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下≪重点≫

(推進方針)

- 製造業、物流事業者の BCP 策定を促進する。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。
- 法改正（「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（第198回国会に提出））により、中小企業の災害対応力を高めるため、計画の認定制度を創設し、金融・税制等の支援を行う。また、商工会・商工会議所が市町村と共同して、小規模事業者の防災・減災対策に関する支援体制の強化を図る。
- 災害に強い民間物流施設の整備促進を図るなど、民間企業における事業継続に資する施設等整備を促進する。
- 海域監視・情報提供体制の強化による海上交通安全の確保、航路啓開計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。
- 企業の本社機能等の地方移転・拡充を積極的に支援するとともに、移転・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する。
- 我が国の知見を共有するなど、海外の防災能力強化にも取り組む。

- 地域の具体的な被害予測などのきめ細やかな情報の提供を促進するとともに、総合相談窓口等の体制を整える。
- 民間企業のレジリエンス向上をけん引する専門人材を、各地域において育成する。

(主要施策)

- 【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進
- 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進
- 【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定を促進
- 【国交】物流事業者における災害対応力の強化
- 【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援

(重要業績指標)

別紙 2 の P ●～●参照

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(推進方針)

- 災害時石油・石油ガス供給連携計画に基づく訓練を実施する。また、「系列 BCP」の定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。また、円滑な燃料輸送のための諸手続きの改善につき検討を進める。
- 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、発災後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や、関係機関の連携体制の整備を推進する。
- 住民拠点 SS の整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充てん所の災害対応力の強化を推進する。また、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策や燃料備蓄など需要家側の対策を推進する。
- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。
- ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG 燃料自動車、LPG 燃料自動車・船舶、LNG 燃料自動車・船舶など、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(主要施策)

- 【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し
- 【防衛】サプライチェーンの確保に係る関係機関との合同訓練等の実施
- 【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備
- 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進
- 【経産】災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援

1 (重要業績指標)

2 別紙2のP●～●参照

4 5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

6 (推進方針)

- 7 ○ 石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、実効性
8 を担保する取組を継続して推進する。
- 9 ○ コンビナートに係る設備や高圧ガス設備の耐震化を推進する。また、高圧ガス設備に
10 ついて、南海トラフなど巨大地震を想定した耐震設計基準の見直しの検討を進める。
- 11 ○ コンビナート周辺地域における常備消防力の強化に加え、コンビナートの関係機関に
12 よる連携体制を構築・強化する。
- 13 ○ ドラゴンハイパー・コマンドユニットについて、関係機関との合同訓練の実施等を通
14 じた運用体制の強化を図る。
- 15 ○ 製油所・油槽所が存在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾BCPを
16 策定する。

18 (主要施策)

19 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保

20 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化

21 【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化

22 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

23 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発

25 (重要業績指標)

26 別紙2のP●～●参照

28 5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

30 (推進方針)

- 31 ○ 国内外の船舶事業者に対し、旅客船、船舶の津波避難マニュアルへの理解及び作成を
32 促進する。
- 33 ○ 船舶活用ニーズと活用可能な船舶の迅速なマッチングを可能とするシステムについて、
34 防災訓練に際して試験運用を行うなどにより、今後より一層実効性の確保を推進する。
- 35 ○ 航路標識や港湾施設など、海上輸送の維持に必要なインフラ施設の耐震・耐波性能の
36 強化について推進する。
- 37 ○ 港湾BCPの実効性を高めるとともに、より広域的な港湾機能の代替性について検討す
38 る。

40 (主要施策)

41 【国交】津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進

42 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶
43 の利用に係る関係者との体制構築等を推進

44 【国交】航路標識の強靱化

45 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発

1 【国交】 広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保

2
3 (重要業績指標)

4 別紙 2 の P ●～●参照

5
6 5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能
7 停止による物流・人流への甚大な影響《重点》

8
9 (推進方針)

- 10 ○ 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者、研究機関が幅広く連携し、幹線交
11 通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する。例え
12 ば、運送事業者においては、暴風雨、暴風雪等が予測される地域や時間帯を迂回する経
13 路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交
14 通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。
- 15 ○ 道路橋梁の耐震補強や鉄道、港湾、空港の施設の耐震化、液状化対策、耐波耐津波対
16 策、浸水対策、停電対策、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強等、交通インフラ
17 そのものの強化を進める。また、洪水、土砂災害、高潮、津波等、交通施設の閉塞を防
18 ぐ周辺の対策を進める。
- 19 ○ 現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供す
20 る。
- 21 ○ 代替性の高い道路網・鉄道網の構築を進める。特に、その超高速性により国土構造の
22 変革をもたらす「リニア中央新幹線」に関しては、建設主体である JR 東海が、国、地
23 方公共団体等と連携・協力しつつ、整備を推進する。また、雪や大雨等の災害に強く、
24 災害時には代替輸送ルートとして機能する新幹線ネットワークや、大都市圏環状道路な
25 どの高速道路ネットワークについてそれぞれ事業評価等の総合的な評価を踏まえた着実
26 な整備、高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化などの機能強化等を推進する。さ
27 らに、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。
28 物流上重要な道路輸送網においては、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強
29 化を進める。
- 30 ○ 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開
31 の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。ま
32 た、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する
- 33 ○ 車両が被災した際の対応について、諸手続等の負担を軽減し、迅速化する。
- 34 ○ 老朽化対策、道路啓開・航路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり
35 得る道の情報把握と共有、海域監視・情報提供体制の強化による海上交通安全の確保、
36 信号機電源付加装置をはじめとした交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進め
37 る。
- 38 ○ 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車プローブ情報の活用、広
39 域交通管制システムの高度化、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動
40 車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速
41 な交通情報提供を行う。
- 42 ○ 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合
43 のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、チェ
44 ーン等装備の徹底、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所
45 等のスポット対策など、ソフト・ハードの両面から道路交通確保の取組を推進する。

1
2 (主要施策)

3 【国交】道路橋梁の耐震補強

4 【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

5 【国交】航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化

6 【国交】鉄道施設の耐震対策

7 【国交】鉄道河川橋りょうの流失、傾斜対策

8 【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

9 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発

10 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

11 【国交】大都市圏環状道路の整備

12 【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備

13 【国交】新幹線ネットワークの着実な整備

14 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

15 【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備

16 【国交】災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶
17 の利用に係る関係者との体制構築等を推進

18 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等

19 【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置

20 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用

21 【警察】信号機電源付加装置等の整備

22 【警察】老朽化した信号機の更新

23 【警察】環状交差点の活用

24
25 (重要業績指標)

26 別紙2のP●～●参照

27
28 5-6) 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響

29
30 (推進方針)

31 ○ 管制機能確保に必要な管制施設等並びに最低限必要となる基本施設等の空港施設の耐
32 震化を推進する。

33 ○ 空港における早期復旧計画や、訓練を通じた体制の整備に加え、航空会社の資機材や
34 スタッフの確保など、空港機能の維持に係る関係機関との連携体制を継続・強化する。

35 ○ 空港機能の代替性を確保するための道路や鉄道など陸上輸送機能の確保について推進
36 する。

37
38 (主要施策)

39 【国交】航空ネットワークの維持等に必要な空港施設の耐震化

40 【国交】空港における地震・津波早期復旧計画策定の推進

41
42 (重要業績指標)

43 別紙2のP●～●参照

44
45 5-7) 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響

1
2 **(推進方針)**

- 3 ○ 日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCP に
4 ついては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺
5 による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
6 ○ 全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確
7 保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。ま
8 た、BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。
9 ○ 金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

10
11 **(主要施策)**

- 12 【総務】日本郵便（株）における郵便局施設の耐震化
13 【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備
14 【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等
15 【金融】各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等
16 【金融】全国銀行協会など関係業界内横断的な防災訓練等の実施

17
18 **(重要業績指標)**

19 別紙 2 の P ●～●参照
20

21 **5-8) 食料等の安定供給の停滞《重点》**

22
23 **(推進方針)**

- 24 ○ 水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定を促進する。また、農業水
25 利施設を管理する土地改良区等においても、業務継続計画の策定を推進する。
26 ○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関
27 連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制構築の促
28 進・普及啓発、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設
29 備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。
30 ○ 農林水産業に係る生産基盤等について、農業水利施設や農道橋等の耐震化、保全対策、
31 総合的な防災・減災対策を推進する。水産物の流通拠点や生産基盤施設等の耐震化等を
32 推進する。
33 ○ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化
34 や港湾、空港などの物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業
35 競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。
36 ○ 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を図る。
37 また、緊急時には、備蓄の活用及び輸入の確保といった対策を着実に実施する。

38
39 **(主要施策)**

- 40 【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体
41 制強化
42 【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定を促進
43 【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築
44 【農水】農業水利施設の耐震化
45 【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進

- 1 【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進
- 2 【農水】 災害時における食肉の持続可能な生産・流通の確保
- 3 【農水】 停電時における生乳の持続可能な生産・流通体制の強化
- 4 【農水】 農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対
- 5 策等）
- 6 【農水】 漁港施設の耐震化等
- 7 【国交】 代替性確保のための道路ネットワークの整備
- 8 【国交】 物流事業者における災害対応力の強化
- 9 【農水】 卸売市場施設整備の推進
- 10 【農水】 「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策
- 11 【農水】 応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進

12 (重要業績指標)

13 別紙2のP●～●参照

14 5-9) 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

15 (推進方針)

- 16 ○ 上水道、工業用水道、農業水利施設の耐震化について、都道府県や水道事業者間等の
- 17 連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 18 ○ 大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水
- 19 の利用の促進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利
- 20 用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。
- 21 ○ 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻
- 22 度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を緊密に行うとともに、水
- 23 循環基本法（平成26年法律第16号）に基づき、水資源関連施設の機能強化、既存ストック
- 24 を有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源としての地下水活用等の取組を
- 25 進める。
- 26 ○ 老朽化が進む上水道、工業用水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的
- 27 維持管理と機能強化を進める。

28 (主要施策)

- 29 【厚労】 水道の応急対策の強化
- 30 【厚労】 水道施設の耐震化等の推進
- 31 【農水】 農業水利施設の耐震化
- 32 【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進
- 33 【農水】 土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体
- 34 制強化
- 35 【農水】 農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策
- 36 【農水】 GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化
- 37 【経産】 指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進
- 38 【経産】 広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保
- 39 【国交】 雨水・再生水等の水資源の有効利用等
- 40 【農水】 農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進
- 41 【国交】 気候変動等に対応した渇水対策及び災害時における用水供給の確保

1
2 (重要業績指標)

3 別紙2のP●～●参照
4

5 ■ 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めると
6 ともに、早期に復旧させる
7

8 6-1) 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサ
9 プライチェーン等の長期間にわたる機能の停止《重点》
10

11 (推進方針)

- 12 ○ 電力システムを支える基幹設備の自然災害に対する不断の耐性評価を行い、電力シス
13 テムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る。
14 ○ 製油所・油槽所の非常用発電設備の設置や、強靱性評価、耐震・液状化対策、入出荷
15 設備の能力増強、安全停止対策等を支援するとともに、護岸の強化等を着実に推進する。
16 また、災害時石油供給連携計画に基づく訓練を実施する。さらに、製油所・油槽所が存
17 在する重要港湾以上の港湾における関係者が連携した港湾BCPを策定する。
18 ○ 国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保、LPガスの国家備蓄の確保・維持を図る。
19 ○ 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コージェネレーションシステム、燃料電池・蓄
20 電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステ
21 ム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導
22 入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を
23 推進する。
24 ○ 燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充
25 実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携によ
26 り迅速に実施する体制の整備を推進する。
27

28 (主要施策)

29 【経産】電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討

30 【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し

31 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化

32 【経産】電力インフラの強靱化に関する緊急対策

33 【経産】災害時において事業所内に電力を供給するための自立・分散型エネルギー設備の
34 導入支援

35 【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）

36 【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等

37 【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発
38

39 (重要業績指標)

40 別紙2のP●～●参照
41

42 6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止《重点》
43

44 (推進方針)

- 45 ○ 上水道、工業用水道施設等の効果的な耐震化対策を進めるとともに、都道府県や水道

- 事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める。
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、道路防災対策等を進めるとともに、地下水の危機時における代替水源に関する検討を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

（主要施策）

【厚労】水道施設の耐震化等の推進

【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進

【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保

（重要業績指標）

別紙2のP●～●参照

6-3) 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

（推進方針）

- 下水道の主要な管渠の耐震化・耐水化を、地方公共団体と連携して着実に推進する。また、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める。
- 地方公共団体における下水道 BCP のブラッシュアップや、マンホールトイレの整備など、被害の最小化を図る取組を推進する。
- 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する。
- 浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する。また、浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を促進する。

（主要施策）

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策

【内閣府】インフラマネジメント新技術の地域実装促進活動支援

【国交】下水道 BCP のブラッシュアップ

【農水】集落排水施設の耐震化等

【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進

【環境】浄化槽長寿命化計画策定への支援

（重要業績指標）

別紙2のP●～●参照

6-4) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

（推進方針）

- 道路啓開・航路啓開計画の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進

- める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者の育成、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
 - 広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、その軸となる代替性の高い道路網の構築を進める。また、緊急車両の進入路の設置、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を進める。
 - 物流上重要な道路輸送網について、平時も含め安定的な輸送を確保するための機能強化を進めるとともに、災害時には当該道路網及びその代替・補完路の道路啓開・災害復旧を国が代行し、迅速な機能回復を図る。
 - 集中的な大雪に備え、タイムラインや除雪計画を策定し、車両滞留が予見される場合のリスク箇所を事前に把握した上で予防的な通行規制・集中除雪を行うとともに、除雪体制の増強、道路管理者間の連携、地域の実情に応じた待避所等のスポット対策等、ソフト・ハードの両面から道路交通を早期に回復させる取組を推進する。
 - 地方行政機関等（警察/消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。
 - 新幹線構造物の計画的な大規模改修、道路橋梁の耐震補強、土砂災害対策、道路の無電柱化、老朽化した信号機の更新、その他交通施設に関する耐震化、液状化対策、耐波耐津波対策、耐水対策、停電対策、豪雨対策、土砂災害対策や、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進める。また、交通インフラの維持管理、更新に関する技術開発を進め、実用化を図る。
 - ALOS シリーズに代表される広域高分解能衛星についての確に運用し、後継機を着実に開発・導入するなど、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持する。また、電子基準点について位置情報インフラとしての安定的な運用を行う。さらに、天候や昼夜を問わず、被災状況をより正確・迅速に把握できる衛星の安定的な運用を行う。また、人の立ち入りが困難な災害現場でも、調査・復旧工事が可能な災害対応ロボット等の開発、導入、オペレーターの育成を進める。
 - 道路が復旧するまでの間も、可能な限り交通の安全と円滑を確保するため、官民のプローブ情報の活用等を進める。
 - 空港の機能確保に必要な管制施設等並びに最低限必要となる基本施設等の耐震化や浸水対策を推進する必要がある。

（主要施策）

【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等

【国交】広域避難路（高規格幹線道路等）へのアクセス強化

【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

【国交】道路橋梁の耐震補強

【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【国交】新幹線の大規模改修に対する引当金積立制度による支援

【国交】鉄道河川橋りょうの流失、傾斜対策

【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発

【警察】信号機電源付加装置等の整備

【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進

【警察】老朽化した信号機の更新

【内閣府】インフラマネジメント新技術の地域実装促進活動支援

- 1 【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発
- 2 【国交】安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点
- 3 網）の推進
- 4 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用
- 5 【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供
- 6 【国交】空港施設における浸水対策

7

8 （重要業績指標）

9 別紙 2 の P ●～●参照

10

11 6-5) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

12

13 （推進方針）

- 14 ○ 大規模地震想定地域等における海岸堤防等の防災インフラについては、完了に向けて
 - 15 計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、津波被害リスクが高い河
 - 16 川・海岸において、堤防のかさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、海岸防災林等の整
 - 17 備を推進する。
 - 18 ○ 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建
 - 19 設業等の防災減災の担い手確保、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化、迅速な応急・
 - 20 災害復旧のための地方公共団体への研修や講習会の開催、技術支援等を進める。
 - 21 ○ 総合防災情報システム、統合災害情報システム、SIP4D 等により、関係機関における
 - 22 情報共有を円滑に進める。
- 23

24 （主要施策）

- 25 【内閣府】インフラマネジメント新技術の地域実装促進活動支援
 - 26 【農水】海岸防災林の整備
 - 27 【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進
 - 28 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
 - 29 【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策
 - 30 【経産】災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証
 - 31 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進
 - 32 【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等
 - 33 【防衛】自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査
 - 34 【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備
 - 35 【内閣府】SIP レジリエントな防災・減災機能の強化
 - 36 【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築
- 37

38 （重要業績指標）

39 別紙 2 の P ●～●参照

40

41 ■ 7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

42

43 7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生《重点》

44

45 （推進方針）

- 大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に向けた取組を進める。解消に至らないまでも、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等を推進する。また、首都直下地震想定エリアや密集市街地を抱える大都市等、災害リスクの高い場所への過度な人口集中状態を緩和していくため、「自律・分散・協調」型の国土形成・国土利用を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。
- 住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援措置、建物評価手法の改善や金融商品の開発等、あらゆる手法を組み合わせ耐震化を進める。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設、矯正施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。
- 地震後の電気火災を防止するため、感震ブレーカー等の普及を進める。
- 道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急車両の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し活用するシステムの運用、広域交通管制システムの高度化等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車等を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。
- 避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。
- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す。

(主要施策)

【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進

【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備

【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等

【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進

【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進

【厚労】水道施設の耐震化等の推進

【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

【総務】常備消防力の強化

【総務】消防防災施設の整備

【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化

【内閣府】地域防災力の向上推進

(重要業績指標)

別紙2のP●～●参照

7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生

(推進方針)

- 関係機関による合同訓練については、より実戦的な訓練を心掛け、周辺住民への情報伝達、及び避難の促進まで含めた関係機関の連携体制を確認するとともに、装備資機材等の機能向上も行い、より実効性のある体制づくりを推進する。あわせて、地域の災害特性を踏まえた防災訓練・教育を継続的に実施していく。
- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
- 大規模津波・高潮等によるコンテナ、自動車、船舶、石油タンク等の漂流物防止対策等を推進する。
- 海岸漂着物等が引き起こす二次災害を防止する観点から、海岸漂着物等の処理を推進する。
- 自然環境が有する防災・減災機能を定量評価し、自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る。

(主要施策)

- 【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化
- 【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保
- 【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化
- 【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備
- 【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達

(重要業績指標)

別紙2のP●～●参照

7-3) 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(推進方針)

- 避難路沿道の住宅・建築物の耐震化を進める。
- 沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。
- 沿道の住宅・建物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除却を進める。
- 鉄道の閉塞についても、対策を検討する。
- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。
- 災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、分散化させておく。
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、官民の自動車プローブ情報、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用など既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにする。また、広

域交通管制システムの高度化等を進める。

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE 等の体制・機能の拡充・強化を進める。

(主要施策)

【国交】無電柱化の推進

【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

【国交】鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策

【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新

【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策

【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

(重要業績指標)

別紙2のP●～●参照

7-4) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

(推進方針)

- Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化や、火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備、衛星画像等の活用などの情報関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により逃げ遅れの発生等を防止する。
- 全ての都道府県において平成31年度末までに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく基礎調査を完了させる。また、基礎調査結果に基づき土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、これを踏まえて実施すべき警戒避難体制の整備の取組を推進する。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを地方公共団体に広げるとともに、地図情報・防災情報などの多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
- 大規模地震やその後の降雨等による土砂災害発生箇所において、再度災害防止対策、多数の死者を発生させないための被災者救助、搜索関係施策、施設機能確保のための発電設備の導入等を推進する。
- 河道閉塞（天然ダム）等が発生した場合に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、市町村が適切に住民の避難指示の判断ができるよう、緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を市町村提供する。
- 森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施及び流木災害への対応強化を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 土砂災害対策、ため池の耐震化等について、関係府省庁・地方公共団体・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策を進める。
- 発電専用ダムなど、我が国の電力システムを支える基幹設備について、自然災害等に

1 に対する耐性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。

- 2 ○ 震災リスクの高い場所への人口の集中を解消することを検討する。また、災害対応機
3 関等の災害対応力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。また、身を守る行動
4 の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動
5 をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継
6 続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

7
8 (主要施策)

9 【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進

10 【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進

11 【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

12 【農水】海岸防災林の整備

13 【農水】荒廃地等における治山施設の整備

14 【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進

15 【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対
16 策等）

17 【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新

18 【国交】河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知

19 【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化

20
21 (重要業績指標)

22 別紙2のP●～●参照

23
24 7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

25
26 (推進方針)

- 27 ○ 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。ま
28 た、地方公共団体における化学物質に係る事故対応マニュアルの策定を支援するととも
29 に、これらのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。
- 30 ○ 高圧ガス等の漏洩を防止するための基準の改定や、これを踏まえた高圧ガス施設の耐
31 震化の実施、及び大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の対策を
32 速やかに実施する。

33
34 (主要施策)

35 【環境】「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の
36 提供

37 【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

38 【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上

39 【経産】鉱山集積場の耐震化への対策

40
41 (重要業績指標)

42 別紙2のP●～●参照

43
44 7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃《重点》

（推進方針）

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう活動組織の広域化等の体制整備を推進する。さらに、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。
- 山地災害が発生する危険性の高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木捕捉式治山ダムの設置などの流木災害への対応の強化等を通じて、事前防災・減災に向けた山地災害対策の強化を図る。特に、近年の山地災害の発生状況を踏まえ、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを現地の状況に応じて複合的に組み合わせた治山対策を進めるとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を推進する。また、海岸防災林の整備等により、大規模津波等による被害を軽減することで人家・公共施設等の保全を図る。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。
- 土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築、および迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。また、近年の土砂災害発生状況等を踏まえ、事前防災対策として、土砂・洪水氾濫対策のための遊砂地整備や土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進する。
- 森林の有する多面的機能の発揮に向けて、条件不利地等を含む森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備の着実な実施を図るため、施業コストを低減させるとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。CLT 等の開発・普及など、地域材を活用した新たな木材需要創出等に努める。また、地域の活動組織による森林の保全管理活動等を市町村等の協力を得て支援するとともに、施業の集約化を図るための条件整備や森林境界明確化等を推進する。
- 風倒木等による建物や道路、鉄道、電線等への二次的被害への対応として、道路等に近接する森林において、道路や電線の管理者、鉄道会社等と適切に連携を図りつつ、復旧に向けた被害木の処理や多様な樹種の植栽、危険木の除去を含む間伐等の予防的な取組を推進する。
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。
- 農山漁村における農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、国土保全機能を適切に発揮させる。
- 地域の強靱化を進めるため、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組など、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策を検討し、取組を進める。

（主要施策）

【農水】農業水利施設の耐震化

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）

【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進

【農水】海岸防災林の整備

【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策

【農水】荒廃地等における治山施設の整備

1 【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で
2 健全な森林の整備等

3 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

4 【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化

5 【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全

7 （重要業績指標）

8 別紙2のP●～●参照

10 ■ 8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

12 8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

14 （推進方針）

- 15 ○ 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保を推
16 進する。
- 17 ○ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やか
18 に災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。
- 19 ○ 市町村による災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、実効性の向上に向けた
20 教育・訓練による人材育成を図る。
- 21 ○ 市町村による災害時の有害廃棄物対策検討を進める。
- 22 ○ 災害廃棄物の広域処理に関し、貨物鉄道や港湾を活用した海上輸送などの大量輸送特
23 性を活かした災害廃棄物の広域処理体制を構築する。
- 24 ○ 住宅・建物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制す
25 る対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

27 （主要施策）

28 【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援

29 【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支
30 援

31 【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援

32 【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発

33 【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策

34 【国交】海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築

36 （重要業績指標）

37 別紙2のP●～●参照

39 8-2) 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者 40 等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

42 （推進方針）

- 43 ○ 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等の BCP の策定や将来の担い手育成及
44 び地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形
45 で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえ

- 1 た復興ビジョンを平時から検討する。また、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、
2 復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。
- 3 ○ 被災後、迅速かつ的確に市街地復興計画等を策定できるよう、復興に関する体制や手
4 順、課題の把握等の復興事前準備を進める。
 - 5 ○ 復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まち
6 づくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を
7 含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。
 - 8 ○ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく
9 人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。
 - 10 ○ 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興
11 まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティ
12 の維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて、方向性を示せるよう
13 検討する。また、平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域
14 の活動組織による森林整備活動等により、地域住民同士のきずなを強めておく。
 - 15 ○ 被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひい
16 ては住民の流出につながるのを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。
 - 17 ○ 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなる状
18 態を回避していくため、地方創生の取組等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協
19 調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。
 - 20 ○ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、災害リスクの高い場所へ地域
21 人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、
22 取組を進める。

24 (主要施策)

25 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

26 【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制
27 整備の推進

28 【国交】復興事前準備・事前復興の推進

29 【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

30 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

31 【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及

32 【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討

33 【厚労】医療施設の耐震化

35 (重要業績指標)

36 別紙2のP●～●参照

38 8-3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れ 39 る事態

41 (推進方針)

- 42 ○ 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、準天頂衛星7機体制の実現によ
43 り得られる高精度測位データ等も活用し、G空間情報センター、SPI4D、災害情報ハブ
44 等による災害情報共有の取組を進める。
- 45 ○ 災害発生後には、観測衛星による高精度な観測データを迅速かつ高頻度に関係機関等

へ提供することと合わせ、データ判読技術を有する人材の育成、解析ツールの研究開発に取り組む。

- 地震・津波、洪水・高潮等による浸水対策や海岸侵食対策、山地から海岸まで一貫した総合的な土砂管理の取組を着実に推進するとともに、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

- 国による地方公共団体等の支援のため、大規模災害を想定した広域のかつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCE の体制・機能の拡充・強化を進める。

(主要施策)

【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用

【国交】G空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進

【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発

【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現（航空重力測量）

【国交】事前防災等による水害発生の防止

【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策

【農水・国交】海岸の侵食対策

【国交】TEC-FORCE 等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等

(重要業績指標)

別紙2のP●～●参照

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

(推進方針)

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

- 都市部地方部問わず、コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平時から仕掛けていく。

- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を図る。

- 博物館（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブなど、文化財の保護対策を進める。

- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避していくため、地方創生の取組など、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取組を進める。

(主要施策)

【文科】国指定等文化財の耐震化、石垣や地盤の崩落防止措置、火災の早期発見・消火のための防火設備の整備

- 1 【環境】 森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化
- 2 【環境】 自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上
- 3 【文科】 無形民俗文化財の伝承・活用等
- 4 【農水】 山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進
- 5 【文科】 無形民俗文化財の伝承・活用等
- 6 【文科】 博物館資料の保管環境整備の推進

7
8 (重要業績指標)

9 別紙2のP●～●参照

10
11 8-5) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅
12 れる事態

13
14 (推進方針)

- 15 ○ 地方公共団体等を支援して市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS 測量などの
16 最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の
17 基礎的な情報を重点的に整備する。また、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」
18 等に基づき、大都市、被災地等において重点的に登記所備付地図を作成する。
- 19 ○ 全国に設置された電子基準点について、位置情報インフラとして安定的な運用を維持
20 するとともに、リアルタイムに地殻変動を捉え、地震や津波、火山災害等の対策に役立つ
21 情報を提供する。また、電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、
22 機器更新等その機能の最適化を実施する。
- 23 ○ 国・地方公共団体等が、被災状況を把握・整理する機能を維持するため、電子国土基
24 本図などの基本的な地理空間情報や自然災害と地形の関係を表した全国活断層帯情報等
25 の防災地理情報を継続して整備・更新・提供し、国民の防災意識向上のための地理教育
26 に活用するとともに、国土地理院や国・地方公共団体等が整備したデジタルの測量成果
27 を保管し、これらの統合的な検索・閲覧・入手を可能にする。
- 28 ○ 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業におい
29 ては将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労
30 環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃
31 料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策
32 を進める。
- 33 ○ 所有者の全部又は一部が不明な土地について、一定の条件の下で収用手続きを合理化す
34 る特例制度や、一定期間の利用権を設定し、公共的事業のために活用できることとする
35 新制度、所有者の探索を合理化する仕組みの普及を図り、復旧・復興のための用地確保
36 の円滑化に資するようにする。さらに、相続による所有権移転等を登記に反映させる仕
37 組みや、管理不全な土地等を手放すことができる仕組み等、登記制度及び土地所有権等
38 の在り方について検討し、制度を改善する。
- 39 ○ 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順
40 の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレ
41 ニングの実施等を推進し、復興事前準備についての地方公共団体への啓発を継続すると
42 ともに、地方公共団体が復興事前準備に取り組みやすい環境を検討する。
- 43 ○ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、住家の被害認定調査の迅速化などの
44 運用改善や、発災時に地方公共団体が対応すべき事項について、平常時及び発災時に説
45 明会等を通じて的確に周知する。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住

1 宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択
2 肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の
3 観点も踏まえて、地方公共団体に方向性を示せるよう検討する。

- 4 ○ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、
5 地方公共団体に対し、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地
6 の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

- 7 ○ 自宅を失う者が大量発生しないよう、住宅の耐震化や、災害リスクの高い場所へ地域
8 人口が集中している状態を解消していくための合理的な土地利用を促す方策を検討し、
9 取組を進める。

11 (主要施策)

12 【国交・法務】災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査による地籍図の整備等
13 を推進

14 【法務】登記所備付地図作成作業

15 【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進

16 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進

17 【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けた SS 過疎地対策の推進

18 【国交】所有者不明土地の利用の円滑化の推進

19 【国交】復興事前準備・事前復興の推進

20 【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討

21 【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進

23 (重要業績指標)

24 別紙 2 の P ●～●参照

26 8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経 27 済等への甚大な影響

29 (推進方針)

- 30 ○ 大規模災害の発生による、我が国の貴重な自然環境・観光資源の喪失や、安全安心な
31 社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時に、国
32 内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路に配慮
33 した初動対応が可能となるよう体制構築を推進する。また、各国の防災・復興を担う行
34 政官及び地方のリーダーなどの人材育成への協力等により、国際社会とともに、災害に
35 負けない強靱な社会の構築を進める。

- 36 ○ 平時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用
37 や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を関係省庁
38 及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組を
39 行う地方公共団体等の対応力向上を図る。

- 40 ○ 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画の策定や災害廃
41 棄物の広域輸送に関する体制の構築を図る。また、将来の地場の産業の担い手育成や、
42 地場産品の海外市場進出支援、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を
43 進めるとともに、復興ビジョンを平時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への
44 合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

- 45 ○ 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関にお

ける BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく。

○ 地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、大規模自然災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者の BCP の策定を促進する。

○ 法改正（「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」（第198回国会に提出））により、中小企業の災害対応力を高めるため、計画の認定制度を創設し、金融・税制等の支援を行う。また、商工会・商工会議所が市町村と共同して、小規模事業者の防災・減災対策に関する支援体制の強化を図る。

（主要施策）

【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供

【国交】外国人旅行者に対するウェブサイト等での災害情報の発信

【内閣府】防災計画の充実のための取組推進

【金融】金融機関における BCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備

【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化

【内閣府】災害対応業務標準化の推進

【経産】製造業の緊急時対応力向上のため、民間企業における BCP 策定の取組を推進

【国交】物流事業者における災害対応力の強化

（重要業績指標）

別紙 2 の P ●～●参照

第3章 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗管理

1 2018年度補正予算及び2019年度予算において実施する対策内容

3か年緊急対策に関しては、進捗状況のフォローアップを定期的に行い、その結果を公表することとしており、国土強靱化の年次計画において、3か年緊急対策に記載された対策項目の2019年度予算までの進捗状況や当該年度に実施する内容を以下のとおり取りまとめた。

(1) 3か年緊急対策の進捗状況（事業費ベース）

2019年度予算までの3か年緊急対策の進捗状況については、3か年緊急対策全体で概ね7兆円の事業規模に対し、2年目となる2019年度予算までに●兆円の事業費、●%を確保しており、概ね順調に進捗している状況である。

区分	事業費	2019年度予算まで 事業費	進捗率
防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策	概ね 7 兆円	約 兆円	%
I. 防災のための重要インフラ等の機能維持	概ね3.5兆円		
(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化	概ね2.8兆円		
(2) 救助・救急、医療活動等の災害対応力の確保	概ね0.5兆円		
(3) 避難行動に必要な情報等の確保	概ね0.2兆円		
II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持	概ね3.5兆円		
(1) 電力等エネルギー供給の確保	概ね0.3兆円		
(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保	概ね1.1兆円		
(3) 陸海空の交通ネットワークの確保	概ね2.0兆円		
(4) 生活等に必要の情報通信機能・情報サービスの確保	概ね0.02兆円		

(2) 160項目の対策の進捗状況

2019年度予算までの予算措置により目標達成予定の対策は、○○対策となっている。このうち、○対策が2018年度二次補正までの予算で目標達成予定となっており、閣議決定時点で2019年度予算で目標達成予定としていた○対策が、前倒しで目標達成予定となっている。

	閣議決定時点	2019年度予算決定時点
2018年度予算で目標達成予定	7対策	○対策
2019年度予算で目標達成予定	18対策	◎対策
2020年度予算で目標達成予定	133対策	□対策
期間未定	2対策	△対策

2019年度予算までで目標達成予定の●対策は、以下のとおりである。

- ・○○対策
- ・○○○対策

1 . . .
2 . . .
3 . . .
4 . . .

5

6 (3) 3か年緊急対策の2019年度までの予算による主な成果

7 ○目標達成予定対策

8 ・○○○

9 ・○○○

10 . . .

11 . . .

12 . . .

13 ○代表的な例

14 . . .

15 . . .

16

17

18

19 代表例2～3程度のパワーポイントを掲載(1ページ)

20

21

22

23

24

25

26

27 (4) 個別対策の進捗状況

28 160対策それぞれの進捗状況については、別紙3に示すとおりである。

(別紙 1) 分野別施策一覧

1. 行政機能／警察・消防等／防災教育等

施策名称		2019 年度に実施すべき事項	該当プログラム
【内閣官房】地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転		政府関係機関移転基本方針に基づき、文化庁については、遅くとも 2021 年度中を目指すこととされる京都への本格的な移転に向け、テレビ会議システム等の ICT を活用し、国会対応等の業務効率化を図る等、京都・東京の分館組織における業務の試行・改善を図る。消費庁については、徳島に設置された消費者行政新未来創造オフィスの今後のあり方について検証・見直しを行い、結論を得る。研究機関・研修機関等については、それぞれの取組について、関係者間（国・地方の産学官）で共同して作成した具体的な展開を明確にした 5 年程度の年次プランに基づき、取組を行う。	3-2)
【内閣府】SIP 国家レジリエンス（防災・減災）の強化		＜避難・緊急活動支援統合システムの開発＞ 自然災害観測網に加えて、災害時の社会動態を観測することで、緊急対応や避難誘導等に有益な情報を抽出する社会動態把握技術を開発し、併せて通信途絶領域においても即時に情報を伝達する技術を開発することで、政府の緊急対応の充実に図るとともに、自治体及び国民一人ひとりに、避難に必要な災害情報や必要な物資を提供し、ライフライン等の復旧や災害時保健医療の効率化を実現する。 ＜市町村災害対応統合システムの開発＞ 最先端の AI、IoT 技術と既存技術を融合し、避難勧告等の発令に必要な情報を地区・校区等の小エリアで、かつ短時間で提供するとともに、発令情報が自動配信されるシステムを開発することで、市町村の適切な避難勧告・指示や緊急活動の優先順位付け等の判断を支援する。	1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-7) 4-1) 4-3) 5-1) 5-5) 5-9) 6-2) 6-4) 6-5) 7-1) 7-4) 8-3) 8-5)
【内閣府】立川・有明の丘・東扇島施設の適切な維持管理の実施		災害対策本部予備施設（立川）及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の改修・維持管理を行う。	3-2)
【内閣府】現地対策本部設置のための官庁施設の整備		日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の宮城県及び岩手県における現地対策本部設置候補場所である仙台合同庁舎 B 棟の改修工事及び盛岡第 2 合同庁舎の改修設計を行う。	3-2)
【内閣府】円滑な復旧・復興に向けた取組の強化		平成 29 年九州北部豪雨等による災害で講じられた施策の事例を収集し、事例集やハンドブックについて、改訂を行う。また、地方公共団体等において事例集等が有効に活用されるよう周知等を行う。	3-3) 8-2) 8-6)
【内閣府】防災に関する知識及び技術の普及		阪神・淡路大震災を始めとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示並びに地震防災の調査研究及び専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費を補助することにより、大震災の経験を語り継ぎその教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、地域防災力の向上を図る。	3-3) 8-2)
【内閣府】総合防災訓練大綱に基づく総合防災訓練の実施		2018 年度の災害を含む既往の災害対応等を踏まえた各種防災訓練の実施により、防災関係機関の機能確認、相互の協力の円滑化、防災計画等の課題を発生し継続的な改善、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上、各防災担当者の日常の取組についての検証を図る。	1-3) 2-3) 3-2) 3-3) 5-2)
【内閣府】国と地方の防災を担う人材の育成		「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」や「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図るために、地方公共団体や指定公共機関等の職員に対し、内閣府防災での OJT 研修及び「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」における研修を実施。実施にあたっては広く参加を呼びかけるとともに、毎年度災害が発生し検証等も行われていることから、これら最新の知見も含め学習方法、内容の改善を行い学習効果を向上させる。	2-7) 3-3) 8-1)

【内閣府】大規模地震対策の推進	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される地震動・津波の設定及びこの地震動等による被害想定を実施する。相模トラフ地震における長周期地震断層モデルの構築及び長周期地震動による超高層建築物の構造躯体への影響評価を実施する。 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。	1-1)
【内閣府】大規模地震における津波対策の推進	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される地震動・津波の設定及びこの地震動等による被害想定を実施する。 南海トラフ沿いで異常な現象が観測された際の防災対応に関する実効性のある仕組みづくりを実施する。 「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において、洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難の実装に向けた検討を実施し、広域避難場所・避難手段の確保についてとりまとめを行う。	1-3)
【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	洪水等、土砂災害、高潮については、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供する。水害発生時・土砂災害発生時の適切な避難の推進を目的とした、「防災」と「福祉」の連携や学校における防災教育と防災訓練の充実に関する取組事例集を策定する。	1-3) 1-4) 1-5)
【内閣府】火山災害対策の推進	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、平成27年に改正された活火山法の内容を踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エクスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援する。 降灰による被害の稼相を踏まえ、大規模噴火時の広域降灰に対する除灰等の応急対策の考え方について、検討・とりまとめを行う。	1-5)
【内閣府】被災者台帳の整備・推進	災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し効率的に活用できるよう、マイナナンバーの積極的な利用も含め助言等に取り組む。	2-7) 3-3)
【内閣府】国際防災協力の推進	第6回防災グローバルプラットフォームをはじめとする国際会議等において我が国の「仙台防災枠組」の取組や過去の災害から得られた知見などを共有するとともに、アジア防災センター等を通じた地域内防災協力により、国際防災協力を積極的に推進し、同枠組の普及・定着に努める。	2-3)
【内閣府】地域防災力の向上推進	各自治体や住民が独自に行っている内閣府のモデル事業以外の地区防災計画や自主防災取組等の情報収集を行い、事例集を拡充する等、全国の取組を広く他地域に周知し、地区防災計画の策定促進を図る。	1-1) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-3) 2-5) 3-3) 7-1)
【内閣府】防災ボランティアの連携促進推進	地方公共団体における研修会を実施する。 ボランティアの交流を図る「防災とボランティアのつどい」を開催する。 県域での行政・NPO・ボランティア等の連携に資する訓練を実施する。 県域を越えた広域的な連携が必要となる大規模災害時の連携について検討する。	2-3)
【内閣府】実戦的な防災行動定着のための国民運動の推進	「第35回防災ボスター・コンクール」を実施する。防災に関するポータルサイトTEAM防災ジャパンによる情報発信を行う。多様な主体が一堂に会する総合防災イベント「防災推進国民大会2019」を開催する。津波防災に関する普及啓発活動を行う。	2-3)
【内閣府】災害種別図記号による避難対策等の推進	オリンピック・パラリンピック東京大会の開催時期が迫っていることも踏まえ、JIS化した図記号の国民周知、自治体への標識整備への啓発を行う。	1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6)
【内閣府】代替庁舎あつせん先確保の検討	北海道、中国等の合同庁舎へ代替庁舎あつせん協定の説明を行い、協力を依頼し、2019年度での全地域確保をめざす。	3-2)

【内閣府】防災計画の充実のための取組推進	防災基本計画については、関係機関からのニーズを踏まえた改善策の検討・実施等により、防災計画全体の実効性の向上を図る。首都直下地震において大きな被害が想定される地方公共団体において、地方緊急対策実施計画の策定が可能となるよう重点的に支援を実施する。	
【内閣府】各府省庁における代替庁舎の確保	各府省庁は代替庁舎を確保し、各府省庁の業務継続計画において代替庁舎の場所、代替庁舎に移転して実施する非常時優先業務、代替庁舎における執行体制、執務環境等について定める。内閣府は、各府省庁の代替庁舎における執行体制、執務環境等の確保を促すとともに、各府省庁における複数箇所での代替庁舎の確保に関する調整を行う。	3-2)
【内閣府】各府省庁における庁舎の耐震安全化等	各府省庁は、中央省庁の庁舎の耐震安全性を確保し、非常時優先業務の内容に応じて要求される施設機能を確保するための対策を講ずるとともに、庁舎内の仕子の固定、天井等の非構造部材の耐震化等の措置を講じ、内閣府はこれを促す。	3-2)
【内閣府】各府省庁における通信・情報システムの冗長性の確保	内閣府は、首都直下地震発生時に中央省庁の庁舎において、通信・情報システムが安定的に稼働し、又は早期の復旧が図られるよう電気通信事業者との間で協力体制の充実に図るとともに、各府省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるとともに、「情報システム運用継続計画」を作成し、非常時優先業務及び管理事務に係る情報システムについて、必要により相互に連携協力して、平常時の情報システム設置拠点と同時被災しないことが想定される場所にバックアップシステムを確保する等の措置を講ずる。	3-2)
【内閣府】各府省庁における非常用発電等による電力の確保	各府省庁の非常用発電施設について、首都直下地震発生時に、非常時優先業務等を1週間程度継続させるために必要な燃料を確保するための方策を検討するとともに、内閣府は各府省庁における設備整備等の対応を促す。	3-2) 8-6)
【内閣府】各府省庁における食料等の物資の備蓄	各府省庁は、首都直下地震発生時に職員が非常時優先業務又は管理事務を実施するために必要な食料等の物資を、参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度備蓄し、内閣府はこれを促す。	3-2)
【内閣府】各府省庁の業務継続計画の評価	有識者等による評価を実施し、省庁業務継続計画の実効性向上を図る。	3-2)
【内閣府】南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域における地方公共団体の業務継続計画の策定	2015年度に策定（改定）したガイドや手引きを活用し、地方公共団体の業務継続体制の確保に向けて、業務継続計画の作成等の促進を図る。	3-3)
【内閣府】災害対応業務標準化の推進	<災害応急対策> 2019年度中を目標に、関係機関及び関係協力団体との間で、首都直下地震時における救援航空機等の安全対策マニュアルの改訂を合意する。 大規模地震・津波災害応急対策対処方針、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画及び首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画を改定する。 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応について、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画への反映を見据えた検討を行う。 <災害情報ハブ等> 災害情報ハブ推進チームにおいて情報共有のルール等を検討するとともに、その他災害対応の標準化の推進に資する調査・検討を行う。 ISUTの本格運用を開始し、実際の活動や訓練を通じて課題等を調査・検討するとともに、必要に応じてマニュアル等の見直しを図る。	2-3) 3-2) 3-3) 8-3) 8-6)

【金融】金融庁における災害時の金融機関等への金融上の措置の要請	甚大な災害が発生した場合には、応急資金への応需等の金融の円滑を図るため、金融機関に対する金融上の措置の要請を適時的確に実施する。	5-7)
【金融】金融庁における国内外への情報発信	緊急時記者会見マニュアル、ホームページ更新マニュアルの改正を年初に行っているが、いつ災害が発生しても対応できるよう随時更新していく。	8-6)
【金融】金融庁における自家発電機の燃料の確保、定期的なメンテナンスの実施	災害時に備え、今後も燃料の確保・定期的なメンテナンスを継続していく。	3-2)5-7)
【金融】金融庁における通信手段の多様化	通信手段の多様化は達成できているため、今後の対応の必要性は特段ないものの、既存の通信手段より優れた通信手段が実用化された場合には、コスト面を考慮した上で積極的に採用する。	3-2)5-7)
【金融】金融庁における防災訓練等の実施	金融庁防災訓練を実施し、金融庁BCPの見直しを検討するとともに、政府図上訓練に参加して、関係省庁間での連携を図る。	3-2)5-7)
【総務】消防防災施設の整備	大規模災害による被害を最小限に抑えることや救急需要に迅速・的確に対応すること等により、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備を戦略的・重点的に推進していく。 消防庁舎における業務継続性を確保するために、非常用電源の確保に関する緊急対策を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-3)7-1)
【総務】常備消防力の強化	広域化推進期限である2024年4月1日の広域化実施に向け、財政支援や先進事例等の情報提供をすることともに、消防広域化推進アドバイザー制度等の活用により、広域化を推進するに当たっての諸課題への対処方策等の個別具体の相談に積極的に対応していく。 都道府県計画に基づき、各地域で広域化の実現に向けて取り組んでいくよう、消防の広域化及び消防の連携・協力モデル構築事業により一層の支援を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)2-6)2-7)5-3)7-1)7-2)
【総務】火災予防・被害軽減、危険物事故防止対策等の推進	火災予防及び火災時の被害軽減については①違反是正の推進②シンボジウム、キャンペーン等による住宅防火対策の推進③火災予防の実効性向上及び規制の適切な運用④再現実験映像の制作等による製品火災対策の推進等による火災予防及び火災時の被害軽減の取組を実施する。 危険物事故、石油コンビナート事故の防止、被害軽減については、①関係業界団体の講演会における説明又は意見交換会における情報交換等による災害発生時の危険物施設の事故防止対策②事故情報等の関係機関等への提供及び関係業界団体が作成した自主行動計画を継続的にフォローアップすることによる事業者に対する保安向上への取組を推進する。	1-2)5-1)5-2)
【総務】石油コンビナート事業者の応急対応力、関係機関との連携の強化	総務省消防庁のホームページや石油コンビナート等災害防止3省共同運営サイト等において、「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（平成30年中）」を公表し、関係機関に情報提供を行う。	5-2)5-3)6-1)7-2)
【総務】石油コンビナート等防災計画の実効性の担保	関係都道府県に設置されている防災本部が見直しを行った石油コンビナート等防災計画について、訓練や関係機関間の連携強化を通じ、当該計画の実行性を担保する取組の実施を促す。	5-2)5-3)6-1)7-2)
【総務】地方公共団体の組織体制の強化・危機対応能力の向上	地方公共団体の首長及び危機管理担当職員に対し、直近の災害事例やそこから得られた知見等を適宜内容に反映させながら、研修を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)7-1)
【総務】消防庁舎の耐震化	市町村における業務継続性の確保を推進するため、災害時の応援受入（受援）計画の策定等を支援する。	2-3)3-3)
【総務】防災拠点となる公共施設等の耐震化	消防庁舎の耐震化に係る地方財政措置を講じるとともに、技術的助言を行い、耐震率の向上を図る。	3-3)

【総務】Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化による情報伝達体制の強化	次年度実施する多重化状況調査において、多重化を行う予定がない旨回答した市町村を訪問するなどして、他の情報伝達手段との連携を働きかける。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-3)7-4)
【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団への加入を促進するため、ポスターやリーフレット、雑誌・広告等を活用した広報活動を実施する。 また、都道府県や市町村が、地域の企業や大学等と連携し、事業所の従業員や大学の学生が入団することを前提に、新規分団の設立や事業所と地方公共団体が連携して実施する訓練等に係る費用を支援することで、女性や若者等の消防団への加入促進を図る。さらに、消防団の災害対応能力の向上を図るため、救助用資機材等を搭載した消防ポンプ自動車等を無償で貸付け、訓練を実施することに加え、消防団における配備率がとりわけ低い救助用資機材等の整備費を臨時特例的に補助することにより、配備率を底上げする。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)2-7)7-1)
【総務】緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化	浸水地域や土砂崩落現場で効果的な消防活動を行うため、津波・大規模風水害対策車、重機及び重機搬送車、高機能救命ボート等を中心に編成する土砂・風水害機動支援部隊を配備するとともにヘリコプター動態管理システムの機能向上及び追加配備等により、航空消防体制を強化する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-5)3-6)1)7-1)7-2)
【総務】消防庁の災害対応能力の強化	これまでの訓練や実災害での課題を踏まえ、継続的に訓練を実施する。 緊急点検の結果を踏まえ、非常通信手段が確保されていない市町村、消防本部に対して非常通信手段の確保を働きかける。	3-2)4-1)
【総務】住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化の推進	アドバイザーを市町村に派遣し、各市町村や都道府県の職員に対して、助言を行う。その際、特に防災行政無線等や戸別受信機等の未整備団体については情報伝達手段の多重化・多様化を促進するよう、地域の実情に応じた助言を行う。特に、豪雨災害時に速やかに避難することが求められる地域において、避難勧告等の情報が届きにくい高齢者世帯等への確実な情報伝達に課題がある市町村については戸別受信機等の配備を促す。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)4-1)4-3)
【総務】災害対策本部設置庁舎の災害対応機能確保に関する緊急対策	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎における業務継続性確保のための非常用電源の整備について、地方財政措置を講じるとともに、技術的助言を行い、耐震率の向上を図る。	3-3)
【総務】被災市区町村応援職員確保システムの構築・運用による応援体制の強化	大規模災害時に被災した市区町村に対し、全国の自治体からの応援職員派遣を企画調整するために新設した専門部署により、以下を実施する。 大規模災害時に被災した市区町村に対し、見直し後のシステムの運用を実施する。 会議や説明会等において見直し後のシステムを周知する。 災害マネジメント総括支援員等の研修を実施する。 地方公共団体と連携した訓練を実施する。 南海トラフ地震、首都直下地震への対応について検討する。 大規模災害時に被災した自治体に対し、全国の自治体から応援職員を派遣する体制を強化するため、職員派遣を企画調整する専門部署を新設する。	3-3)
【総務】災害対応に必要な資格取得・講習受講の推進	地方公共団体向けの会議や説明会等の機会を捉えて、各団体における資格取得支援制度等の整備を促す。 地方公共団体における資格取得支援制度等の事例調査を実施し、好事例を収集の上、横展開を図る。	3-3)
【法務】法務省施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、2018年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設について、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	1-1)1-3)3-1)
【法務】矯正施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、2018年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設について、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	1-1)1-3)3-1)

【法務】 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働	デジタル無線機を整備している矯正施設全庁において、当該機器の適正な稼働を確保するとともに、2019 年度末をもってリリース期間が満了する PFI 施設 3 庁を除く施設の当該機器の整備方針を策定する。	2-7) 3-1)
【法務】 矯正施設の被災状況に関する関係機関等との情報共有体制の検討及び構築並びに訓練の実施	大規模災害発生時等の矯正施設の被災や治安関係の状況に関する情報について、警察や自治体など関係機関との間で情報共有体制の構築等を進めるほか、矯正施設、特に刑事施設の一部を自治体等の避難場所に指定するなどの地域と連携した取組を推進する。	2-7) 3-1)
【法務】 矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、自家発電機・蓄電池、非常用食糧の更新整備	大規模災害発生時等において、矯正施設からの被災者の逃亡を防止するため、経年劣化等した監視カメラ等の総合警備システムについて更新整備し、その適正な稼働を確保する。また、施設の適正な維持管理のため、非常登庁し、施設運営に当たる職員の生活環境を確保するため、職員用備蓄非常食を更新整備する。	2-7) 3-1)
【法務】 法務省施設の衛星携帯電話等の更新整備	全国の法務省の官庁施設に配備した衛星携帯電話及び法務本省、管区施設等に配備した IP 無線機の適正な稼働を確保する。	2-7) 3-1) 4-1)
【外務】 「世界津波の日」に関する津波への意識向上のための普及啓発活動	国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) と共に「仙台防災枠組 2015-2030」と連携する形で世界各地で「世界津波の日」シンポジウム等の普及啓発活動を実施するとともに、世界津波の日高校生サミットに対する協力・支援を行う。 「仙台防災枠組 2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施する。	1-3)
【外務】 外務省業務継続計画 (BCP) 実効性確認訓練の実施	2018 年度の訓練で得られた経験を踏まえて外務省業務継続計画 (BCP) 実効性確認訓練を実施し、その中で海外からの支援申し出への対応等について訓練を行う。	2-3) 2-7)
【外務】 各国の防災を牽引し災害後のより良い復興を担う行政官及び地方のリーダーなどの人材育成	新たなイニシアティブの設定について検討中である。(P)	3-3)
【外務】 JICA 開発大学院連携「仙台防災枠組に貢献する防災中核人材育成」	防災分野において次世代を担う開発途上国の中核人材に対し、仙台防災枠組が採択された日本での修士課程及び博士課程への留学を通じた育成を図ること、日本の防災知見に基づいた知日派防災人材の育成を促進するとともに、防災分野での国際場裡における日本のプレゼンスの向上を図る。2019 年度についても、JICA 開発大学院連携「仙台防災枠組に貢献する防災中核人材育成」として最大 5 名枠にて受入を継続する。	2-3)
【文科】 学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	1-1) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-7) 7-4)
【文科】 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の施設整備	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所敷地内にある擁壁等の崩落防止等の工事を実施する。	1-1)
【文科】 国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備	国立大学において保有している練習船について、大規模災害時に、国土交通省等の関係機関からの要請に基づいた災害支援が可能となるよう体制を整備する。その一環として、外部への電力供給や清水の製造・供給機能などの災害支援機能を強化した代船を建造し、災害支援に必要な体制の充実を図る。	2-1)

【文科】国立研究開発法人施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策	災害発生後に研究活動の中断、データ消失、試料滅失の危機等がある法人の状況の改善を早期に図る。	1-1)
【文科】スーパーコンピュータ「京」を用いた地震や津波、豪雨等の災害予測	スーパーコンピュータ「京」の利用を推進することにより、巨大地震による長周期地震のシミュレーションによる政府の防災対策への検討に貢献するほか、地震や津波による複合災害や豪雨や台風などの気象現象の高精度かつリアルタイムな予報についての研究開発を実施する。ポスト「京」については製造を着実に実施するとともに、供用開始後の利活用の具体的な方について検討する。また、ポスト「京」の成果創出に向けたアプリケーション開発を着実に実施する。	1-1)1-3)1-4)
【文科】国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策	2019年度中に災害対策等が必要な研究設備や国土強靱化に資する研究設備の概成を完了(13法人)するとともに、「設備マスタープラン」の改善に向けた国立大学等との意見交換を実施する。	1-5)2-7)4-1)5-5)
【厚労】災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の体制構築	2019年以降の研修体系の見直しを行い、DHEATの養成研修を各自治体が実施できるよう支援を行う。	2-7)3-3)
【厚労】保健所の自家発電設備に関する緊急対策	自家発電設備の新設又は増設について必要な経費の補助を行うことにより、災害時に健康危機管理の中心拠点としての機能を3日間程度維持できる体制を確保する。	3-3)
【経産】大規模災害時にトラブル発生の際に高い独立行政法人関連設備の整備・補修	産業技術総合研究所の老朽化設備の更新及び改修を実施する。 製品評価技術基盤機構の老朽化設備の改修等、作業準備棟の整備を実施する。	5-1)3-2)6-1)
【国交】官庁施設の津波対策	津波浸水地域に立地する官庁施設について、津波襲来時において、一時的な避難場所としての機能確保及び災害応急対策活動の継続のための改修を推進する。	1-3)3-2)
【国交】地域と連携した防災拠点等となる官庁施設の整備	地域における防災拠点機能の強化を図るとともに災害に強い地域づくりを支援するため、地域と連携した防災拠点等となる横浜地方合同庁舎(2018～2022年度)等の整備を推進する。	1-1)1-3)3-2)3-3)
【国交】災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等	緊急にハード対策が必要な災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、大規模災害が生じた際における災害応急対策活動への支障のおそれを解消するため、自家発電設備の燃料槽の増設、受変電設備の改修、浸水対策、天井耐震対策を実施する。	2-1)3-2)
【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない財務省本庁舎(2015～2019年度)の耐震補強等整備を推進する。	1-1)1-3)3-2)
【国交】水防団の充実強化等による地域水防力の強化	水防団員の処遇改善に向けた水防管理団体への働きかけを行うと共に水防活動に協力する団体等の加入促進を図るほか、より多くの住民が国、都道府県、水防管理団体(市町村等)が実施する訓練に参加するよう促進を図る。また、水防団員の確保を図るため、水防団員募集に係る広報を実施する。	1-3)1-4)2-3)
【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定	出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応訓練を実施し、明らかにになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直す。 都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。	1-3)1-4)

【国交】TEC-FORCE等の派遣等の発災時の対応と人員・資機材等の充実・強化等	大規模自然災害発生時における初動対応能力の向上を図るため、TEC-FORCE 隊員の技術力の維持・向上を目的とした研修と、装備品の拡充に継続して取り組み、TEC-FORCE の体制・機能を拡充・強化する。 また、地方自治体と連携した訓練に継続して取り組み、災害対応力の向上を図る。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-3)5-5)6-1)6-2)6-3)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-3)
【国交】大規模災害に備えた訓練・防災教育等の強化	大規模津波防災総合訓練（2019.11 月頃予定）など、南海トラフ巨大地震等を想定した、関係機関と連携した実践的な訓練を支援地方整備局（関東、中部、近畿、四国、九州）等において実施し、総合的な防災力の強化を図る。また、避難訓練を通じた防災教育の支援や出前講座、授業のコーディネート、防災教育のコンテンツ作成等を実施する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-5)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-5)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)
【国交】被災者のための移動自動車相談所の設置	被災により被害を受けた自動車ユーザーに対し、各運輸支局が、整備事業者等の協力を得て、廃車等の諸手続の相談、無料点検等を行う『移動自動車相談所』を避難所等への設置する際は、速やかに対応する。	3-3)5-5)
【国交】自動車の取引、車検等の根幹となる情報インフラの災害時対応力の強化	システムにおける災害発生時の対応訓練に継続して取り組み、災害対応力の強化を図る。	3-2)
【国交】港湾における津波避難対策の実施	津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。 地方公共団体等による津波避難施設の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。	1-3)2-1)
【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	二重偏波次世代気象レーダーの導入等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。積雪・降雪の面的な分布情報の提供など、降雪に関する情報の改善を図る。長期噴火活動を休止している火口について、民間カメラ等も最大限活用し、火山の監視・観測体制を強化するとともに、南海トラフ沿いの大規模地震について、地殻変動等の実況を、随時、防災関係機関や自治体等にわかりやすく解説するなど、情報提供体制を強化する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 さらに、気象・地震等の観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-1)1-3)1-4)1-5)1-6)7-4)
【国交】防災気象情報の継続的な提供	老朽化する気象レーダーや、地域気象観測システム（アメダス）、地震計を順次更新するなど、気象・地震等観測施設や気象業務を維持するための拠点施設の継続性確保を推進する。	1-3)1-4)1-5)1-6)3-2)3-3)4-3)7-4)
【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備	全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS 技術を用いた最低水面の調査を実施する。	5-4)5-5)
【国交】地震・津波対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保	大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に多様な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行う。また、津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成するとともに、これを常に最新の情報で維持する。	1-3)1-4)3-3)5-3)5-5)6-1)6-4)
【国交】船舶に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達	災害の発生が予想されるときに、災害応急対策として、被害が想定される地域の周辺海域の在泊船舶や被害が想定される沿岸地域の住民、海水浴客等に対して、船舶、航空機等を巡回させ、訪船指導のほか、拡声器、防災情報等表示装置等により周知する。加えて、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。	1-3)4-1)4-3)5-4)7-2)

【国交】関係機関と連携した海上における災害対応能力の向上	コンピナート総合防災訓練等、関係機関との合同訓練を実施していく。特にオリンピック・パラリンピックの開催に備え、首都直下地震等に起因する海上災害対応能力の強化を図る。	2-3)5-3)5-4)7-2)7-5)
【国交】海上における有害・危険物質対応能力の維持向上	油や有害液体物質等の大規模拡散及び流出事案の予防・対応のため、対応資機材の整備・維持管理及び職員の教育・研修等を推進する。特にオリンピック・パラリンピックの開催に備え、東京湾内の狹隘な水域にも対応可能な資機材等の整備・維持管理を推進するとともに関係機関との更なる実践的な訓練を実施することにより、首都直下地震等に起因する海上災害対応能力の強化を図る。	5-3)5-4)7-2)7-5)
【国交】北海道開発局庁舎の災害対応機能維持に必要な電力等の確保	定期的に点検を実施し、災害対応基盤施設である北海道開発局庁舎の庁舎自家発電施設等について、災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす箇所があった場合、必要な機能を維持するための整備を実施する。	2-1)3-2)4-1)6-2)
【国交】海上保安施設の耐災害性の強化	被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来たすおそれがある海上保安施設について、非常用電源設備の設置等の緊急対策を実施する。	1-3)2-1)2-3)3-1)3-2)3-3)4-1)
【防衛】大規模な津波災害にも耐えうる自衛隊施設とするための津波対策	津波対策計画未策定地区の津波対策計画を策定するとともに、津波対策実施に必要な技術基準等を策定する。	2-3)
【防衛】大規模災害による大量負傷者に対応できる衛生科基幹隊員の養成	個人として災害医療における高度の知識・技術を修得することのみならず、組織としてその修得した知識・技術の維持及び向上を図る観点から、各種防災訓練等への参加を推進する。	2-3)2-5)
【防衛】定年退職自衛官の活用による地方公共団体の組織体制の強化のための人的支援	地方公共団体の防災関係部局での退職自衛官の活用に関して、地方公共団体に對して退職自衛官の有用性について理解の促進を図るとともに、地方公共団体の防災関係部局に再就職を希望する幹部自衛官に対する防災・危機管理教育の実施等の施策を講じていく。	1-1)1-3)2-1)2-3)3-3)4-3)
【防衛】大規模な地震災害にも耐えうる自衛隊施設とするための施設機能の維持・強化	耐震改修促進法等を踏まえた3階建て以上、かつ、床面積の合計が1,000㎡以上の庁舎等の耐震化を効果的に実施する。自衛隊の迅速かつ適切な任務の遂行に支障を生じる恐れのある施設の耐震化対策及び老朽化対策に係る整備について、着実に実施する。	2-3)
【防衛】各種訓練を踏まえた関係機関との通信連携要領の確立	関係機関及び自治体との連携を図るため、南海レスキュー2019（仮称）及び原子力防災訓練（仮称）を実施する。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】野外出信システム等の整備等による通信能力の向上	自衛隊航空機等と海上保安庁航空機との近距離通信用無線機の整備として、航空機用無線機3式の整備を実施する。	1-6)3-2)3-3)4-1)
【防衛】防衛情報通信基盤の各種通信器材の着実な更新等	通信インフラの老朽化による抗堪性の低下及び通信所要の増大に対応するため、2019年度末までにマイクロー器材6か所の換装更新等を実施に完了させる。	1-6)3-2)3-3)4-1)

【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備	継続的な新造機の製造、定期整備、部品製造等に必要なMOR（整備、修理、オーバーホール）認証取得、ライセンス更新、老朽化工具更新を実施する。	2-2)2-3)
【防衛】災害派遣時に迅速に人員及び物資の派遣を可能とする装備品の取得・整備	大規模災害時における被災者の救援や被災地への救援物資の輸送等を迅速に行うことのできるC-2 2機分の整備を実施する。	2-3)
【防衛】UTM グリッド(座標)の有効活用	関係機関及び自治体にUTM グリッドを活用した地図の使用を依頼し、各種防災訓練（机上訓練）等の場における活用について調整を実施する。	1-6)2-3)
【防衛】自衛隊艦艇の安定的使用に係る港湾等の調査	自衛隊艦艇が沿岸可能な港湾の調査及びエアクッション艇（LCAC）の揚陸適地調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】自衛隊航空機の安定的使用に係る場外離着陸場の整備	自衛隊航空機が安定的に使用可能な場外離着陸場指定に係る調査を実施し、データベースの充実を図る。	1-6)2-2)2-3)6-5)
【防衛】大規模災害時における在日米軍との連携の深化	各種災害対応に万全を期するため、自衛隊統合防災演習等を実施し、在日米軍との調整要領の更なる深化を図る。	2-1)2-2)2-3)
【防衛】各種災害を想定した対処訓練の継続的実施	各種災害対応に万全を期するため、統合訓練計画に基づき、訓練を実施するとともに、防災関係機関等との連携要領の向上を図る。	1-3)1-6)2-3)2-7)
【防衛】サブライチエーン の確保に係る関係機関との合同訓練等の実施	経済産業省が主催する各種訓練への参加を通じ、関係省庁との協力体制の強化に努める。	5-2)6-1)
【防衛】ヘリコプター映像伝送装置の整備等による情報収集体制の整備	現行の映像伝送態勢を維持する。 北海道地区に受信局アンテナ3式を整備（稚内、標津、横津岳に整備）する。 ヘリサット UH-60 の機体改修事業を実施する。	1-3)1-6)2-3)
【防衛】自衛隊の防災関係資機材等の整備	老朽化に起因した機能上の不具合等がある資機材等が置かれている全国の駐屯地等について、資機材等（医療用設備等・被服など）、通信機器等（通信機器・衛星通信など）及び車両等（車両・艦船・航空機）の整備を着実に実施する。	1-3)2-3)4-1)4-3)
【警察】警察施設の耐災害性の強化	警察施設の耐災害性の強化を図るため、警察施設の耐震改修や建替え等を行う。	1-1)1-3)2-2)2-3)3-1)3-3)
【警察】警察用航空機等の整備	大規模災害・事故等の発生時の活動に備え、都道府県警察と連携しながら、警察用航空機、車両及び船舶等の更新整備、高度化の推進に取り組む。また、警察用航空機の夜間撮影用資機材及び救難救助用連絡資機材の運用を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-2)2-3)3-1)3-2)3-3)7-1)
【警察】通信指令施設の更新整備	110 番通報を受理し、警察官への現場臨場指令を行う通信指令施設について、24 時間 365 日体制を確保するとともに、都道府県警察と連携しながら計画的に通信指令施設の更新整備、高度化を推進し、大規模災害発生時等において迅速、適切な 110 番通報の受理、対応を行い、国民の安全・安心の取組を推進する。	2-2)2-3)3-1)4-1)

【警察】 交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用	民間事業者から提供を受ける情報量の拡大や、対象の災害の拡大に向け、民間事業者と協議を実施するなどして事業の更なる改善を図る。 警察が交通情報を外部機関と安全に送受信するために必要な交通情報ネットワークセキュリティ装置及びそのバックアップ装置を更新・維持管理して、システムの安定した運用を図る。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 3-1) 3-2) 3-3) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4) 7-1) 7-3) 7-4) 8-3)
【警察】 信号機電源付加装置等の整備	社会資本整備重点計画において目標としている、信号機電源付加装置約2,000台の整備（2015年度から2020年度まで）に対し、緊急点検の結果を踏まえ、約300台の信号機電源付加装置を整備する。	1-3) 1-4) 1-5) 2-4) 3-1) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4)
【警察】 環状交差点の活用	交通量等が一定の条件を満たす場所において、信号交差点の代替としての環状交差点の活用に向けた取組を推進する。	1-3) 1-4) 1-5) 3-1) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4)
【警察】 災害用装備資機材の充実強化	3か年緊急対策に基づき整備する装備資機材（救命ボート、バックホウ等）について活用実績等を検証し、装備資機材の充実強化を推進する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-3) 3-1) 7-1)
【警察】 災害警備訓練の実施	専門的技能及び知識を有する広域技能指導官を中心とした災害対処訓練及び検討会を継続実施し、北海道、警視庁及び6管区警察局で開催する広域緊急援助隊合同訓練の充実を図る。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-3) 3-1) 5-2) 6-1) 7-1)
【警察】 災害警備訓練施設の整備	災害警備訓練施設の運用実績を積み重ね、より実戦的な災害警備訓練が実施できるよう、改善を図る。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 2-3) 3-1) 7-1)
【警察】 機動警察通信隊の対処能力の更なる向上	機動警察通信隊の対処能力の更なる向上を図るため、大規模災害による被害を想定したドローンの運用訓練を推進するほか、そのために必要なドローンの増強に取り組む。また、災害時における警察通信に必要な映像伝送用資機材等についても更新・増強を進める。	2-2) 2-3) 3-1) 3-2) 4-1) 4-3)
【警察】 警察移動無線通信システム等の更新整備	警察移動無線通信システムの更新・統合を推進する。 耐震強度不足の無線中継所の建て替えを推進する。 老朽化等した非常用電源設備の更新を推進する。 大規模災害による被害を想定し警察情報通信の確保に資する各種訓練の継続的な実施・計画の見直し等を推進する。	2-3) 3-1) 3-2) 4-1) 4-3)
【警察】 老朽化した信号機の更新	社会資本整備重点計画において目標としている、老朽化した信号機約43,000基の更新（2015年度から2020年度まで）に対し、約7,000基の信号機を更新する。	1-3) 1-4) 1-5) 2-4) 3-1) 5-4) 5-5) 5-6) 6-4)

2. 住宅・都市

2019年度に実施すべき事項			該当プログラム
【内閣府】被災者の住まいのあり方に関する検討	建設型仮設住宅の円滑かつ迅速な供給方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択等について、更なる検討を実施する。	2-7) 8-2) 8-5)	
【内閣府・総務・経産】大規模地震時の電気火災対策の推進	地震ブレーカーの普及等による市街地火災対策を推進する。 首都直下地震緊急対策区域における感震ブレーカーの普及率に関するフォローアップ調査を実施する。	7-1)	
【内閣府】避難所の運営状況等に関する取組状況調査	避難所の運営状況等に関する取組状況調査を行う。【P】	2-6) 2-7)	
【文科】学校施設等の避難所としての防災機能の強化等の普及・啓発	学校施設における非構造部材の耐震対策や学校施設の避難所としての防災機能強化を推進するため、講演・事例紹介等を行うセミナーを行い、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策、防災機能強化等の普及・啓発を図る。	1-1) 1-3) 2-1) 2-7) 3-7-1)	

【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	地方公共団体における公立学校施設の構造体の耐震化、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	1-1)1-3)2-1)2-7)3-7-1)
【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設の耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	1-1)1-3)2-7)7-1)
【文科】国連大学施設の天井耐震化対策	国際連合大学の国際会議場等の天井耐震対策を実施する。	1-1)2-7)7-1)
【文科】公立社会教育施設（公民館）の耐震化	公民館の耐震化率や耐震診断の結果耐震性なしと判断された公民館の数値等について、研修会等において周知するとともに、公民館の耐震化の促進や社会教育施設の整備に関する地方交付税措置について、各都道府県・指定都市教育委員会に通知する。	1-1)1-3)2-7)3-3)7-1)
【文科】博物館資料の保管環境整備の推進	2018年10月より博物館行政が、文部科学省から文化庁へ移管されたことに伴い、文化庁における研修等の各機会においても、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の周知を図る。	8-4)
【文科】独立行政法人教職員支援機構の施設整備に関する緊急対策	第3宿泊棟や研修棟の老朽化した外壁等について、今後大規模な地震が発生した場合、外壁の落下の恐れがあるため改修工事を実施する。	1-1)
【文科】独立行政法人国立青少年教育振興機構の施設整備	安全点検の結果、動作不良等が報告されている自動火災報知設備、地下重油タンク、エレベーターについて、改修工事を実施する。	2-7)
【文科】独立行政法人国立女性教育会館の安全確保等に関する緊急対策	非常用自家発電設備等の改修工事を実施する。	2-7)
【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is値0.3未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化、ブロック塀等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。	1-1)1-3)2-1)2-7)7-1)
【文科】国立大学等の盤上のインフラ設備の強靱化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止により災害情報等の収集・伝達のために必要な情報通信網への支障が生じる恐れのある基盤的なインフラ設備の整備の整備を行う。	1-1)4-1)
【文科】実大三次元震動破壊実験施設（E-デフエンス）を活用した震動実験研究	2018年度の中層RC構造物の震動実験のデータ解析を進める。構造躯体だけでなく、非構造部材を含む施設全体の損傷抑制及び損傷レベルの評価技術、情報収集に関わる研究開発に着手する。	1-1)1-3)3-2)7-3)
【文科】公立社会教育施設の耐震化	地方公共団体における公立社会体育施設の構造体や屋根、外壁、天井等の非構造部材の耐震化を促進する。	1-1)1-3)2-7)3-3)7-1)

【文科】国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災施設・収蔵庫設置等に対する補助	「重要文化財（美術工芸品）防災施設事業」を活用した、文化財の防災のための警報設備・防火設備等の整備を支援する。	8-4)
【文科】国指定等文化財の耐震化、石垣や地盤の崩落防止措置、火災の早期発見・消火のための防火設備の整備	耐震対策を実施するための所有者、地方自治体の意識向上を図るため、改訂した耐震診断・耐震補強の手引きの全国への周知を続ける。 保存修理、耐震対策、防災設備、防災計画を含む保存活用計画に対する補助や、パンフレット等を用いた耐震対策の普及啓発、所有者、地域消防団、消防署と連携した消防訓練の定期的な実施及び広報（文化財防火デー）を実施する。	1-2)7-1)8-4)
【文科】国立文化施設等における来館者の安全確保等にかかわる対策	災害発生時などの有事の際に来館者の安全確保等に支障がある防災設備等について、改修等を行うことで、多くの来館者の安全を確保する。	1-1)1-2)2-7)7-1)8-4)
【厚労】水道の応急対策の強化	2018年度の災害対応で得られた知見を踏まえ、立入検査等の機会を通じ、水道事業者等における危機管理マニュアルの策定及び充実等を進める。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【厚労】水道施設の耐震化等の推進	改正水道法を適切に施行するとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。	2-1)5-9)6-2)7-1)
【国交】中古住宅に関する建物評価の改善等及び新たな金融商品開発の促進	価格査定マニュアルの宅建業者の実務における普及・定着を図る。 既存住宅・リフォーム市場の活性化のため、耐震改修融資、中古リフォーム一体型住宅ローン及びリバースモーゲージ型住宅ローンの普及を促進する。	1-1)2-6)2-7)7-1)7-3)
【国交】宅地の耐震化の推進	重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、国による全国の大規模盛土造成地マップおよび液状化ハザードマップの作成・公表や地方公共団体による安全性調査等を実施するとともに、宅地の耐震化を推進する。 また、地震による宅地擁壁の崩壊や宅地地盤の液状化に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策および、液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成方法について検討する。	1-1)2-1)7-3)
【内閣府・国交】主要駅周辺等における帰宅困難者対策の推進	官民協議会による都市再生安全確保計画等の作成・改訂や計画に基づくソフト・ハード両面の取組に対する支援を行い、都市再生安全確保計画等の作成のみならず、計画に基づく滞在者等の安全確保に向けた取組を一層推進する。	1-1)2-1)2-4)
【国交】防災性に優れた業務継続地区の構築（エネルギーの面的利用）	大都市の防災性の向上、国際競争力強化に向けて、特定都市再生緊急整備地域において、都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を業務中枢拠点に必要なインフラとして整備を支援するとともに、業務継続地区における災害時のエネルギー供給を担保するため、エネルギーネットワークを形成する土地所有者間に承継効が与えられる非常用電気等供給施設協定の締結を推進する。 改正建築基準法による建替え促進や3か年緊急対策を踏まえて、防災・安全交付金等の基幹事業である住宅市街地総合整備事業・都市防災総合推進事業等や密集市街地総合防災事業により、地方公共団体における密集市街地の改善整備に向けた取組みを支援する。	5-2) 1-2)7-1)
【国交】地下街の防災対策の推進	本施策により作成した地下街防災推進計画に基づき、地震や浸水発生時における地下街の防災対策を推進する。地下街における安全な避難等に関する緊急対策の着実な取組みを推進する。	1-1)1-4)2-1)2-4)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	防災・安全交付金等を活用し、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。	1-1)1-2)1-3)2-1)2-5)7-1)
【国交】帰宅困難者対策に資する公園緑地の活用	防災・安全交付金等を活用し、大都市部における帰宅困難者のための休憩・情報提供等の場となる公園緑地（帰宅支援場所）の整備を支援する。	2-4)

【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等	防災・安全交付金等を活用し、密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるための空き地等における緑地の整備を支援する。	1-2) 7-1)
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進	防災・安全交付金等を活用し、公園施設長寿命化計画策定を支援する。	1-1) 1-2) 1-3) 7-1)
【国交】下水道施設の戦略的維持管理・更新	日常の点検・調査によって得られた維持管理情報を効率的、効果的に計画・設計・修繕・改築に活用したマネジメントサイクルの検討を行う。	1-3) 1-4) 2-6) 5-5) 6-3) 7-3)
【国交】下水道 BCP のブラッシュアップ	下水道 BCP 策定マニュアルの改訂を行うとともに、近年の自然災害による下水道施設の被害から得られた情報や訓練等の先進的な取組事例を全国に発信し、より実践的な計画となるよう下水道 BCP のブラッシュアップを推進する。	2-6) 6-3)
【国交】下水道施設の耐震、耐津波対策	地震、津波に伴う下水道施設の被災により、市民生活や公衆衛生に重大な影響を及ぼすことのないよう、下水道施設（下水処理場や緊急輸送路等に布設されている管路）の耐震、耐津波対策に対する支援を実施する。	1-3) 2-6) 5-5) 6-3) 7-3)
【国交】防災拠点等となる建築物の機能継続にかかわるガイドラインの検討	既存の防災拠点等建築物を改修して機能継続を図る場合に活用可能なガイドラインをとりまとめる。 2018 年にとりまとめたガイドラインについて、防災拠点等建築物の建築主、設計者及び管理者のニーズに応じて広く周知を行う。	1-1) 2-7) 3-2) 3-3)
【国交】超高層建築物等における長周期地震動対策の推進	内閣府の検討の結果を踏まえ、相模トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動による超高層建築物等への影響と対策について、検討を行う。 継続して既存の超高層建築物等の長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進する。	1-1) 2-7)
【国交】天井脱落対策に係る基準の策定及び建築基準法による適合義務付け	既存天井の脱落対策に係る耐震改修を促進する。	1-1) 2-7)
【国交】帰宅困難者・負傷者対応のための防災拠点の整備促進	災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる一時滞在施設等の整備を行う、災害時拠点強化緊急促進事業の活用に向けた取組を継続して行う。	1-1) 2-1) 2-4) 2-5)
【国交】老朽化マンションの建替え等の促進	高経年マンションの建替え等について専門家による相談を実施する。 地方公共団体や関係団体等のセミナーと連携した相談会の開催等による、専門家相談体制の強化を行う。	1-1) 7-1)
【国交】住宅・建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、2025 年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に取り組み、地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。	1-1) 2-7) 7-1) 7-3)
【国交】防災拠点施設における既設エレベーターの地震対策の推進	平成 30 年大阪北部地震等を踏まえ、エレベーターの地震対策に係るリーフレットを作成し配布することにより、防災拠点施設となる建物の所有者等に対して、エレベーターの地震対策の必要性について周知・啓発を図っていく。 2019 年度予算における防災・安全交付金によるエレベーターの防災対策改修事業の制度拡充を契機として、地方公共団体と連携して補助制度の活用を促進するとともに、地方公共団体が所有する防災拠点施設に設置されたエレベーターについて、地方公共団体に對し、地震対策の実施をはたらきかける。	2-5) 2-7) 3-2) 3-3)

【環境】熱中症予防のための緊急対策	自治体等担当者向けシンポジウムの開催、普及啓発資料の自治体等への配布など、熱中症予防に係る情報提供を強化する。熱中症予防対策ガイドライン策定に向けて、地方公共団体や民間事業者等から熱中症対策に係る効果的な取組事例を収集し、実証事業を実施する。 大規模災害時にも暑さ指数(WBGT)を提供できるよう、暑さ指数(WBGT)の発信体制を強化する方法を検討する。	2-7)4-3)
3. 保健医療・福祉		
施策名称		
2019年度に実施すべき事項		
【内閣府】航空搬送拠点臨時医療施設(SCU)等の医療機能強化に係る検討	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画に基づく医療活動訓練等の中で、具体の被災地域で必要とされる医療モジュールについて検討し、投入するなど、航空搬送拠点・SCUの機能強化に資する検討を行う。また、沿岸部の航空搬送拠点・SCUを補完するための方策の一つとして、これまでの既存船舶活用に係る検討・検証結果等を踏まえ、現時点で可能な船舶における医療活動内容を取りまとめた船舶医療活動要領の作成を行う。	2-5)2-7)
【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化	国立大学法人施設整備費補助金及び財政融資資金の活用により、地域医療計画や「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成28年度～32年度)を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)
【文科】大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化	選定された3大学(東北大学、新潟大学、熊本大学)において、2019年度より教育プログラムを一部開講し、医療チームにより災害医療全般に対応できるプロフェッショナルな人材を養成する。	2-1)2-3)2-5)2-6)2-7)
【文科】国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策	全ての国立大学附属病院においてバックアップデータ災害時Web参照システムの更新を完了する。	2-5)2-7)
【文科】量子科学技術研究開発機構の病院施設に関する緊急対策	災害時における診断・治療業務等の適切な実施を可能とし、患者の人命に関わる事態の発生防止に対応するため、2018年度に着手した病院関連施設の整備について速やかに実施する。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)
【厚労】被災地における各種保健医療活動チームの連携体制構築	都道府県の実状に合った適切な活動調整が行われるよう、各活動の所管部局から都道府県の担当部局に対し通知の周知を行うべく。	2-5)2-6)2-7)3-3)
【厚労】国立感染症研究所の自家用発電機等の整備	国立感染症研究所の3庁舎において、3日間自家用発電機で運用可能な状態とし、業務継続に必要な環境を整備するため、自家用発電機の改良等の工事を実施・完了する。	2-1)2-6)2-7)7-1)
【厚労】災害派遣医療チーム(DMAT)の養成	DMATのさらなる養成のために創設する新たな受託研修施設の選定を行い、引き続きDMATのさらなる養成を図るとともに、活動要領の改正等によりDMATの活動内容の見直しを行う。また、DMAT司令塔機能を担うDMAT事務局の体制強化に取り組む。	2-3)2-5)
【厚労】医療施設の耐震化	災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関等の耐震整備に対する補助を行う。	1-1)1-3)2-5)2-6)2-7)7-1)7-3)8-1)8-2)
【厚労】災害医療コーディネーターの養成	活動要領を踏まえた研修カリキュラムの更新を行い、引き続き活動要領を理解した災害医療コーディネーターの配置を推進する。	2-5)
【厚労】病院における事業継続計画(BCP)の策定	災害拠点病院以外の病院のBCP策定を推進する。	2-5)

【厚労】医療リソースの需給の検討	東京都以外における大規模地震等を想定した予測需給均衡度の算出を行う。	2-5)
【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備の強化等	診療機能を3日程度維持するために非常用自家発電設備の増設等（燃料タンクの増設等）が必要な災害拠点病院等に対して、燃料確保に関する指定要件の見直しの検討を行うとともに、整備に必要な支援を実施する。 北海道胆振東部の震災震災において長期停電が発生した際の在宅人工呼吸器患者の安否確認が難渋したため、在宅人工呼吸器を使用している患者を診ている医療機関に対し、簡易自家発電機等の整備経費の一部補助を行うことにより、停電時に患者に貸し出せる体制の整備を図る。	2-5)5-2)
【厚労】災害拠点病院等の給水設備の強化	診療機能を3日程度維持するために給水設備の増設等（受水槽の増設等）が必要な災害拠点病院等に対して、水の確保に関する指定要件の見直しの検討を行うとともに、整備に必要な支援を実施する。	2-5)
【厚労】広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の機能拡充等	EMISを活用した情報収集体制の強化のため、当該システムの一部を改修し、操作性・機能の改善、情報項目の追加等を行う。	2-5)
【厚労】感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施	平時から自治体において適切な健康診断や、防疫業務用設備品の購入等を実施する。 万一災害が発生した自治体においては、必要に応じた感染症法に基づく消毒や害虫駆除等を実施する。	2-6)
【厚労】予防接種法に基づく予防接種の実施	感染症の発生およびまん延を防止するため、予防接種法に基づく予防接種を着実に実施する。	2-6)
【厚労】都道府県単位での公民協働の広域的な福祉支援ネットワークの構築	災害福祉支援ネットワークの体制整備を促進するため、構築済の自治体から好事例を収集し、未構築の自治体に対し周知を図るとともに、厚生労働省において「災害派遣福祉チームリーダー養成等研修」を実施し、災害派遣福祉チームの活動内容の質の確保を図る。	2-7)
【厚労】社会福祉施設等の耐震化	社会福祉施設等の耐震化整備を推進するとともに、ブロック塀の改修、非常用自家発電の整備等を併せて推進する。	1-1)2-7)
【厚労】災害派遣精神医療チーム（DPAT）の養成	DPATの養成等のために研修を実施する。	2-5)2-7)
【環境】原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策	内部被ばくの治療に必要な施設の整備を実施する。	2-5)

4. エネルギー

施策名称		2019 年度に実施すべき事項	該当プログラム
【農水】農村地域における農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーの導入促進	農業水利施設を活用した小水力等発電導入の取組を推進するため、技術者の育成を図るための研修を実施する。	2-1)	
【経産】災害時に地域の石油製品供給を維持するための災害対応型 SS の整備	SS 等の燃料供給拠点の災害対応能力強化を更に強化するため、SS 等に対する自家発電設備の導入支援を加速し、新たに約 3,500 箇所の住民拠点 SS を整備する。また、機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーを新たに約 1,000 台配備する。災害対応能力を強化するための地下タンクの入換・大型化、自家発電設備の稼働訓練を支援する。	1-6) 2-1) 3-2) 5-2) 6-1) 8-5)	
【経産】国家備蓄原油・製品放出の機動性の確保	各地域需要約 4 日分に相当する石油製品の国家備蓄を維持しつつ、国家備蓄原油や石油製品の放出訓練等を通じ、機動性の確保に取り組む。	2-1) 2-5) 3-3) 5-2) 6-1)	

【経産】石油製品のサプライチェーンの維持・強化に向けたSS 過疎地対策の推進	自治体と連携し、SS 過疎地対策計画の策定に取り組むとともに、SS 維持の困難な地域に対応するため、保安規制の見直しも視野に入れ、新たな燃料供給体制の構築に取り組む。	2-1)5-2)6-1)8-5)
【経産】災害時に備えて需要家側に燃料タンクや自家発電設備の設置等の推進	避難所、医療施設、福祉施設、一時避難所となり得る施設等として地方自治体と協定等を締結している民間施設等における需要家側での燃料備蓄を推進するため、石油タンク、LP ガスタンク、自家発電設備、GHP 空調機等の導入支援事業を実施する。 また、一般消費者による自動車へのこまめな満タン給油や灯油買い置き等の自衛的な燃料備蓄の普及啓発を行う。	2-1)2-5)2-7)3-2)3-3)5-2)
【経産】災害時において事業所内に電力を共有するための自立・分散型エネルギー設備の導入支援	エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー、水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池、蓄電池等の自立・分散型エネルギーの導入や電気自動車・燃料電池自動車等による V2X（自動車から各家庭やビルに電力を供給するシステム）について、標準化を進めるなど普及を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を推進する。 環境省と連携し、地域における地産地消型エネルギーシステムの計画策定・システム構築を推進する。	2-1)2-5)2-7)5-2)6-1)
【経産】電気設備の大規模自然災害等対応力強化及び復旧迅速化の検討	太陽光発電を含む小規模再生可能エネルギー設備等が急増している現状を踏まえ、安全性について不断の評価を行い、規制の整備等の必要な対策を実施する。 その一環として、太陽光モジュールの支持物の強度の規格として採用されている JISC89955 の 2017 年版を踏まえて、電気設備の技術基準の解釈を満たすように設計した太陽電池発電設備の仕様を示し、50kW 未満の発電設備には、採用を事実上義務化する。	1-6)5-1)5-2)6-1)
【経産】災害時石油ガス供給連携計画の訓練の継続及び見直し	既存の LP ガス中核充填所の災害対応能力を再点検し、新たな LP ガス中核充填所の設置や地域事情に応じた燃料供給範囲の拡大に対する LP ガス充填能力の強化を支援する。	2-1)2-5)2-7)5-2)6-1)
【経産】災害時における石油製品供給の継続のためのBCPの見直し	災害時に石油製品の供給を継続することができるよう、石油精製・元売各社が策定する「系列 BCP」の定期的な見直しを促し、石油業界の災害対応能力の強化を図る。	2-1)2-5)3-3)5-2)5-3)6-1)
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に実施する。2018 年度の訓練において見つかった課題について対応できるような形で、訓練企画を行う。	2-1)2-5)3-3)5-2)6-1)
【経産】製油所・油槽等の緊急入出荷能力の強化	2018 年度第 2 次補正予算、2019 年度予算において製油所等の強靱化対策を実施し、当初予定分を完了する。 油槽所等の強靱性評価及び強靱化対策、製油所・油槽所の非常用発電機の整備・増強を実施する。	2-1)2-5)3-3)5-2)5-3)6-1)7-2)
【経産】ガス工作物等に係る地震・津波対応力強化	ガス事業者のガス導管の耐震化率が 2035 年未までの目標値である 90%に順調に近づいてきていることから、ガス事業者以外の関係者にもガス管の耐震化率向上の重要性を丁寧に説明しつつ、取り組みを進めていく。	2-1)5-2)6-1)
【経産】災害時対応可能な天然ガス利用設備の導入及び機能維持強化による天然ガスシフトの促進及び災害時の強靱性の向上	設備の導入を加速化させるため、補助事業者において、これまでの公募説明会に加え、HP の充実化などを図り、本施策の広報活動を強化する。	2-1)2-5)5-2)6-1)
【経産】大規模災害が発生した際の事業者、自治体、国の間の電力供給オペレーションの構築	復旧の妨げとなる倒木等の障害物除去の円滑化に資する仕組みの構築のため、電力会社が自治体との間で協定等の締結に向けた協議を開始する。	5-2)

【経産】石油製品の円滑な供給に向けた関係府省庁間連携スキームの構築	地方公共団体、自衛隊等との訓練については、その定着・習熟を図るため、関係機関で連携した上で、地方公共団体等のニーズに沿う形で訓練を定期的に実施する。	2-1)2-5)3-3)5-2)
【経産】送配電網の耐雪害対策	送配電網の耐雪害対策について、事業者による適切な対策を推進していく。	
【経産】風力発電の安全確保	風車の制御装置に対する電源の確保もしくは風車の周囲への人の立入を防止する措置を水平展開する。	6-1)
【経産】ガス事業用LNG基地等に関する緊急対策	2018年度2次補正予算及び2019年度予算において、緊急対策が必要な16事業所について、自家発電設備等を整備する。	2-1)5-2)6-1)
【経産】電力インフラの強化に関する緊急対策	エネルギー需給構造の強靱化のため約38万kW分の分散型電源等の導入を実施する。また、重要インフラの情報共有システムの構築を行う。	6-1)6-2)
【国交】水力エネルギーの有効活用及び小水力発電の推進	国及び水資源機構が管理するダムにおいて、管理用水力発電設置の検討等を行い、関係者等との調整が整ったダムから順次設置していくとともに、2013年より実施している水利権許可の手続きの簡素化により小水力発電の導入を促進していく。	2-1)2-7)7-4)
【環境】災害時に役立つ再生エネ・蓄エネシステムに関する整備等の支援	地域防災計画に避難施設等として位置づけられた公共施設及び民間施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生エネ・蓄エネシステムの整備等を実施する。	2-1)2-5)2-7)5-2)6-1)

5. 金融

施策名称		2019 年度に実施すべき事項	該当プログラム
【金融】金融機関における国内外への情報発信	災害が発生した場合には、金融機関においては、融資相談窓口の設置や災害特別融資の取扱い等、適時的確な情報発信を行う。		8-6)
【金融】金融機関におけるBCP の策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備	非常時参集体制等を含む金融機関のBCP の実効性の検証等について、フォローアップを行う。		5-7) 8-6)
【金融】金融機関のシステムセンター等のバックアップサイトの確保等	システムセンターのバックアップセンターが未設置となっている金融機関に対しては、バックアップセンターの設置等の態勢整備を促す。		5-7)
【金融】各金融機関等のシステムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等	システムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等が未済となっている金融機関等に対しては、システムセンター等の耐震化、自家発電機の設置等を促す。		5-7)
【金融】金融機関における水や食糧、防災品等の必需品の備蓄	必需品の備蓄が行われていない等の金融機関に対しては、必需品の備蓄等を促す。		5-7)
【金融】金融機関における通信手段の多様化	通信手段の多様化が図られていない金融機関に対しては、通信手段の多様化等を促す。		5-7)

【金融】全国銀行協会など関係業界内横断的な防災訓練等の実施	全国銀行協会など関係機関の幅広い協力の下、防災訓練等を引き続き実施し、防災意識を高めるとともに、課題の発見・解決等に取り組む。	5-7) 8-6)
6. 情報通信		
施策名称 2019 年度に実施すべき事項 該当プログラム		
【内閣府】総合防災情報システムの整備	2019 年度から運用を開始している新たな総合防災情報システムの定期保守等を通じ、安定的な運用体制を確保するとともに、他省庁等の保有する情報システムとの連携強化を進め、情報登録の自動化を図る。	4-3)
【内閣府】中央防災無線網設備の整備	首都直下型地震対策としての移動無線電話設備を更新する。 立川予備施設の自動電話交換設備及び災害派遣用モバイル端末設備を更新する。 指定公共機関の追加指定 9 機関 (2015 及び 2017 追加指定) について、協定締結に向けた協議を継続する。 指定公共機関の追加指定 1 機関 (2017 追加指定) について、中央防災無線網設備を設置するための詳細設計を実施する。	3-2) 4-1)
【内閣府】SNS を活用した防災情報の収集機能強化	SNS を活用した情報発信、情報収集に努める。	4-3)
【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービスの普及及び災害危機管理通報に関する研究開発を推進する。 7 機体制確立のための追加 3 機 (5, 6, 7 号機) の衛星開発に着手する。	4-1) 4-3)
【総務】Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するためLアラートに関する研修やセミナーを通じて普及啓発等を行うとともに、Lアラートの地図化システムにおいて気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からLアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を速やかに策定する。	1-6) 4-2) 4-3)
【総務】G空間防災システムの普及の促進	周辺自治体に先駆けた先導的な取組を行う自治体に対して補助事業によりシステムの実装に必要な支援を実施するとともに、G空間防災システムの自律的実装を促進するため関係省庁・組織と連携した普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。	4-3)
【総務】防災等に資するWi-Fi環境の整備推進	2019 年度までの防災等に資する Wi-Fi 環境の整備目標数約 3 万箇所に対する残りの約 6,000 箇所について、「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi 環境の整備を推進する。	4-3)
【総務】難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備の推進	2018 年度までの取組状況を踏まえ、支援措置を継続し、難聴地域解消のためのラジオ中継局の整備を推進する。	4-2) 4-3)
【総務】災害対策としてのラジオ中継局の整備の推進	2018 年度までの取組状況を踏まえ、支援措置を継続し、災害対策としてのラジオ中継局の整備等を推進する。	4-2)
【総務】放送局等の耐災害性を強化するための予備送信設備等の整備	大規模な自然災害により、「重大事故」が発生しないよう、放送事業者が行う予備送信設備等の整備に対して予算措置により支援する。	4-2)
【総務】災害時に円滑な臨時災害放送局開設のための設備の整備	臨時災害放送局設備が未配備の地方総合通信局 5 カ所に同設備を整備する。	4-3)

【総務】日本郵便(株)における事業継続のための防災用品の備蓄	防災用備蓄の強化のため、品目、数量等の見直しを行う。 賞味期限・使用期限に合わせて防災用品を更改する。	5-7)
【総務】日本郵便(株)における郵便局施設の耐震化	2018年度末までに耐震工事の対象として計画した郵便局施設でありながら、実施に至っていない耐震工事を早期に完了させるよう工事を実施する。	5-7)
【総務】日本郵便(株)における郵便事業に係る事業継続計画の策定	豪雨災害や避難指示・勧告が発令されるレベルの災害対応について、見直す。	5-7)
【総務】パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策	4K8K等コンテンツの映像配信プラットフォームに避難情報を発信する機能を拡張する際の標準仕様の策定を完了する。	4-3)
【総務】放送ネットワーク整備支援事業によるケーブルテレビネットワークの強化支援	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及びネットワークの複線化等を通じた強化を実施する事業を確実に実施する。	4-3)
【各府省庁】中央省庁の情報通信システムに対する脆弱性評価	長期電源途絶等に対する情報通信システムの脆弱性評価については、「通信回線の脆弱性評価マニュアル」により、霞が関エリア以外の各府省庁における情報通信システムの対策を支援する。	4-1)4-3)
【総務】電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性について事業者に遵守させる。 また、北海道胆振東部地震等を踏まえ、緊急点検を行った結果、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があることが判明したため、通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業の改善等により、迅速な応急復旧のための体制を構築する(ほか、通信事業者による応急復旧手段である車載型基地局等の増設を進める。	電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性について事業者に遵守させる。 また、北海道胆振東部地震等を踏まえ、緊急点検を行った結果、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があることが判明したため、通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業の改善等により、迅速な応急復旧のための体制を構築する(ほか、通信事業者による応急復旧手段である車載型基地局等の増設を進める。	2-2)2-4)3-2)3-3)4-1)4-3)6-5)
【総務】災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策	多言語音声翻訳技術の製品・サービス化に必要な技術開発、及びセキュリティとプライバシーを確保したクラウド型翻訳サービスプラットフォーム構築技術の確立を完了する。	4-3)
【文科】気象庁の津波予報等への貢献を目的とした地震・津波・火山観測網の強化	老朽化による故障等により情報発信が滞ることが無いよう、機器更新を計画的に実施し観測網の安定運用に努める。また、観測データを活用した地震動及び津波の即時予測技術に関する研究開発、ハザード評価の精度向上につなげる長期評価の高度化に関する研究開発並びに火山活動の推移を把握する研究開発を推進する。	1-3)1-5)4-3)
【文科】技術試験衛星9号機(ETS-9)等の通信衛星の開発	2016年度から開発に着手したETS-9においては、ETS-VIIIの10年の運用で得られた知見・技術を活用しつつ、開発を着実に推進する。	4-1)4-2)4-3)

【環境・内閣府】固定衛星通信設備等に関する緊急対策	固定衛星通信設備について、緊急性が高い経年劣化が確認された18拠点について、設備更新を行う。また、新設する1拠点へ設置する。 また、全国のオフサイトセンター（OFC）の建物等について、津波、洪水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が2施設について、浸水対策施設や砂防施設の整備等を行う。	4-1)4-3)
【環境・内閣府】モニタリングポストの機能維持に関する緊急対策	＜モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化（平常時の環境放射線の監視及び緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 道府県に放射線監視等交付金を交付し、モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化を実施していく。 ＜電子式線量計等の通信の多重化（緊急時の防護措置の判断に使用するもの）＞ 道府県に原子力発電施設等緊急時安全対策交付金を交付し、電子式線量計等の通信の多重化を実施していく。	3-3)4-3)
【環境】緊急時モニタリング資機材等、モニタリングポスト及びデータ集約システム対策	＜緊急時モニタリングに係る国の設備、資機材の整備＞ モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等を実施する。 ＜モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備＞ モニタリングポスト等の更新、データ集約システム（テレメータ）の更新・改修、モニタリングポスト等の耐震工事を実施する。	3-3)4-3)
【環境】原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策	原子力規制検査業務システム及び原子力規制検査ホームページの構築・整備事業を完了させる。	5-2)6-1)

7. 産業構造

2019 年度に実施すべき事項			該当プログラム
【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進	民間企業等の事業継続体制（BCP の策定状況）に関する実態調査を実施する。 官民が効果的に連携するための課題を考察・共有するため、官民による意見交換を定期的に実施する。民間事業者側からの官側への要望内容も踏まえて連携のための課題を抽出し、施策を検討し、着手可能なものから実行する。	5-1)5-2)5-8)6-1)	
【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援	東京一極集中を是正し、地方に安定した良質な雇用を創出するため、地域再生法に基づき自治体で作成する地域再生計画に沿って、企業が行う地方拠点の強化・拡充に対する支援措置を講じる。具体的には、地方において企業の本社機能を強化する取組（拡充型）に対してオフイス減税・雇用促進税制により支援するとともに、東京 23 区から企業の本社機能を移転する場合（移転型）、拡充型よりも深掘りした支援措置を講じる。 利用促進のために、パンフレットやホームページ等による情報発信により、地方公共団体及び事業者に対する積極的な周知を図っていく。	5-1)	
【経産】災害対応等のためのロボット・小型無人機（ドローン）の技術開発・実証	ドローンの機体の信頼性及び安全性を評価する手法等の性能評価基準、運航管理システム、衝突回避技術等を福島ロボットデストロイールド等を活用し開発する。その成果を国際標準化につなげるとともに世界の最新技術を集め、日本発のルールでロボットの開発競争を加速させる仕組みを構築する。	1-3)1-6)2-1)2-2)2-7)6-5)	
【経産】東アジア及び我が国の知見を活用した災害に強いインフラ整備等に向けた政策研究	現地政府を巻き込んだ東アジア・ASEAN の防災能力強化に向けた政策提言活動を実施するとともに、シンポジウム等を通じた研究結果の普及に努める。	5-1)	
【経産】高圧ガス設備の耐震設計基準の見直し	サイトスベシフィックな計算方法について、事業者が活用できるための例示の作成を行う。また、南海トラフ等の長周期地震動に対するシミュレーションの検討等を行い、必要に応じて基準改正等の検討を行う。	5-1)5-3)7-5)	

【経産】石油化学事業者による人材育成やリスクアセスメント等に関する実施計画の策定とその PDCA 実施計画の促進	石油化学事業者が人材育成やリスクアセスメント等に関する安全確保の具体的な実施計画を策定し、毎年の PDCA サイクルの実施により実効性を高めることを促進する。 2018 年度実施計画のフォローアップをまとめるとともに、そのフォローアップ内容を踏まえた 2019 年度実施計画を策定し、7 月までに公表する。	5-1)
【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策の促進	中小企業・小規模事業者による事前の防災・減災対策の取組を促進するため、第 198 回国会に提出した「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案」において、中小企業向けの計画認定制度を創設し、金融・税制等の支援を行うとともに、中小企業等強靱化対策事業（2018 年度第 2 次補正予算）により、普及啓発、人材育成等を行う。	5-1)
【経産】既存の高圧ガス設備の耐震化	最新の耐震基準に適合するよう耐震補強対策に取り組み場合の費用の一部を補助することにより、補強促進を図る（球形タンクブレース：8 基、リスクの高い重要設備 22 基を補助する予定（補助率 1/3））。また、事業者に対し、可能な限り早期の対策を要請していく。	5-1) 5-3) 7-5)
【経産】指針に基づく更新計画の活用による工業用水道強靱化の推進	各経済産業局単位で開催されるブロック会議等を通じて、計画作成及び事業の実施を促すとともに、計画作成及びその計画に基づき事業を実施している事業者の情報（事業体名の公表等）を、工業用水道事業者全体で共有することで、更なる計画策定等の推進を促す。 更新・耐震事業の進捗を促すために事業への補助を行うとともに、新たな補助制度の運用状況に鑑み、必要に応じて補助制度の見直しについて再検討を行う。	5-9) 6-2) 8-5)
【経産】広域的災害発生時の工業用水道事業における応援体制の確保	緊急対策が必要な事業に対し、補助要望を受けた事業については、補助金交付により支援を図れるよう調整を行う。 各経済産業局単位で開催されるブロック会議等にて全国相互応援体制の再周知を実施するとともに、各地域で行われる応援体制の更なる充実についての検討状況を踏まえつつ、地域の実情に応じた合同訓練や協定の整備等についても促していく。 データベースを定期更新する。	5-9) 6-2) 8-5)
【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保等の推進	社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする建設業法の改正を見据え、下請まで社会保険加入を徹底し、着実に法定福利費を行き渡らせるため、法令上加入すべき社会保険について更なる周知徹底を図るための講習会の開催、法定福利費等の支払状況に関する実態調査、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用を促進する。 将来にわたるインフラの品質確保とその中長期的な担い手確保にも資する入札契約方式等などの支援成果等の全国展開を行う。	1-6) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 3-2) 3-3) 5-1) 5-4) 5-5) 5-6) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-3) 8-1) 8-2) 8-5)

8. 交通・物流

2019 年度に実施すべき事項			該当プログラム
【内閣府】インフラマネジメント新技術の地域実装促進活動支援	地域実装支援チームが支援する鳥取県及び宮城県・仙台市の提案が、近未来技術社会実装事業（内閣府地方創生事務局）に採択された。鳥取県では橋梁点検における SIP 成果の実証・実装を、また、宮城県・仙台市ではドローン技術を橋梁点検のみならず、防災分野への応用にも向けた取り組みを推進する。土木学会にインフラマネジメント新技術適用推進委員会が設立され、その小委員会「新技術の地域実装促進小委員会」において、地域特性に応じた課題解決に向け、SIP 終了後も、インフラメンテナンス国民会議等と連携した地域実装の活動を継承する。		1-1) 1-3) 1-4) 1-5) 2-4) 4-2) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 7-1) 7-2) 7-3) 8-2)

【内閣府】官民が連携した物資調達の仕事の構築	国・都道府県・区市町村・避難所等の各関係機関間で物資支援に関する情報を共有し、支援物資のより迅速かつ効率的な調達・輸送等を行うため、現在運用している「物資調達・輸送調整等支援システム」の機能強化、システムの再構築に着手し、設計・開発を完了する。 再構築完了後のシステムについて、関係省庁・自治体に周知するとともに、訓練等を実施して実効性向上を図る。	2-1)
【内閣府】基盤整備の推進による地方創生の深化	地域再生法の規定により内閣総理大臣が認定した282の地域再生計画に基づき、地方が地方創生の深化のために行う道路（市町村道、農道、林道）整備、汚水処理施設（下水道、集落排水、浄化槽）整備および港（港湾、漁港）整備に対して支援を行い、これららの基盤整備を通して、地域の防災・減災対策（避難路、緊急物資の輸送拠点としても活用される道路、港の整備等）、森林整備の促進や地方の活性化による国土の均衡ある発展等、国土強靱化にも貢献する。	1-1)2-2)5-5)6-3)6-4)6-5)7-6)
【国交】ラストマイルを含む円滑な支援物資輸送体制の構築	「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を活用した実動訓練等を実施するとともに、同ハンドブックについて必要に応じて見直しを行う。	2-1)2-7)
【国交】物流事業者における災害対応力の強化	物流総合効率化法の活用による災害に強い物流施設の整備促進や「荷主と物流事業者が連携したBCP作成のためのガイドライン」の周知による民間物流事業者のBCP策定等を促進するとともに、平成30年台風第21号等を踏まえて更なる災害対応力強化を図るための課題を整理する。	5-1)5-8)8-6)
【国交】緊急車両の進入路・避難路の整備	自治体と連携し防災設備を整備する。 地域防災計画変更に向けた支援を実施する。 幹線道路などを一次的に避難場所として活用できるよう、技術的検討を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路施設が持つ副次的機能の活用（道の駅の防災機能付加、海抜表示シートの設置等）	自治体が策定する地域防災計画に基づき、自治体と役割分担を図りながら「道の駅」の防災設備を整備するとともに、熊本地震や平成30年7月豪雨を踏まえた好事例を全国に情報発信していく。 海抜表示シートを整備する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-3)5-1)5-2)5-5)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路状況の迅速な把握と道路利用者への災害情報の提供	関係機関と連携し、災害時の通行可否情報の収集や提供を行うなど、情報収集の強化・提供情報の質の向上を推進する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)

【国交】道路の雪寒対策の推進（雪崩防止柵等の防雪施設の整備、除雪作業、凍結防止剤散布、各機関による情報連絡、チェーン装着指導）	道路の雪寒対策として、関係機関と連携し、地域や道路ネットワーク毎にタイムライン策定や大雪時の出控え等の適切な情報提供を実施するとともに、異例の降雪時には、集中的な除雪作業や予防的な通行規制等と併せてチェーン規制を導入する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路の夜状化対策	道路構造物の夜状化対策を行う。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路啓開計画策定（災害に備えた関係機関との連携）	大規模災害時において、迅速な状況把握のため、カメラの増設やバイク・自転車隊による調査、UAV（無人航空機）による調査など道路啓開計画の実効性向上に向けた取組を推進する。 大規模地震発災後、緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。 地域防災計画変更に係る支援を行う。	1-1)1-2)1-3)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救命・復旧活動を支えるため、 ・高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚の耐震対策を実施する。 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】大都市圏環状道路の整備	迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】無電柱化の推進	無電柱化推進計画（平成30年4月国土交通大臣決定）に基づき、無電柱化を推進する。 防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）の創設やPFI手法を活用した無電柱化のための国庫債務負担行為の拡充により、無電柱化を推進する。 低コスト手法の普及、事業期間の短縮、固定資産税の拡充措置を実施するほか、無電柱化推進計画支援事業により、地方公共団体による無電柱化を支援する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)

【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する。 代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、斜面崩落などを防止する道路法面や盛土等の防災対策を推進するとともに、予防保全に向けた取り組みを推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)6-5)7-5)8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】多様な主体が管理する道の把握・活用	連絡会を構成する、南海トラフ地震等を想定した7自治体において、具体的な取組を推進するとともに、連絡会における取組みを、その他自治体へ展開する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】広域縦断路（高規格幹線道路等）へのアクセス強化	地域における必要性を検討し、合意形成が整った箇所において、スマートインターチェンジの整備を推進する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】災害時における自転車の活用の推進	「自転車活用推進計画」（平成30年6月8日閣議決定）に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性について検討する。	1-1)1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-2)3-3)4-3)5-1)5-2)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-1)7-3)7-4)8-1)8-2)8-3)8-4)8-6)
【国交】津波発生時における鉄道旅客の安全確保	監査等の機会を捉え、各鉄道事業者における対応状況の確認と指導を実施する。	1-3)
【国交】地下駅を有する鉄道の浸水対策	河川氾濫や津波等により浸水被害が想定される地下駅等について、鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）により、2事業者に対し止水板、防水扉の整備を支援し浸水対策を推進する。	1-4)
【国交】駅構内・車内を含めた旅客への情報提供の着実な実施	鉄道事業者に対し、各種情報提供ツールや多言語案内の充実を図っていくよう働きかけを行う。災害等が発生した際には、訪日外国人を含む利用者への情報提供を適切に行うよう指示・指導を行うとともに、業務監査において必要に応じて改善を促し、利用者への情報提供の充実を図っていく。	1-3)1-4)1-5)1-6)2-4)4-3)

【国交】 地方公共団体等と連携した帰宅困難者対策の検討・実施	自治体が主導する駅前対策協議会において、地方公共団体等と連携しながら、鉄道事業者も積極的に役割を果たしていくことが必要であり、鉄道事業者における備蓄等の取組について、監査のほか、事案が発生した際にその都度確認し、必要に応じ改善を促していく。	2-4)
【国交】 新幹線ネットワークの着実な整備	2022年度に九州新幹線（武雄温泉・長崎間）が、2022年度末に北陸新幹線（金沢・敦賀間）が、2030年度末に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）がそれぞれ完成・開業予定であり、予定通りの完成・開業に向けて着実に整備を推進する。	5-5)
【国交】 貨物鉄道の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送の実施	北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の環境影響評価の手続きを着実に実施する（2019年度より4年程度）。	8-1)
【国交】 新幹線の大型模改修に対する引当金積立制度による支援	災害廃棄物輸送にも資する機関車の更新に対し、JR貨物を対象に税制特例による支援を講じる。	5-5) 6-4)
【国交】 貨物鉄道事業者のBCPの深度化の推進	東北（東京～盛岡間）・上越新幹線及び山陽新幹線について、積立期間中の法人税の繰り延べ制度による支援を講じる。	2-1) 2-2) 2-5) 2-7) 4-3) 5-1) 5-2) 5-5) 5-8) 6-1) 8-1)
【国交】 鉄道施設の耐震対策	災害等発生時を想定した訓練の実施状況を確認し、業務継続計画の深度化を推進する。	1-1) 1-3) 2-4) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 7-1) 8-2)
【国交】 鉄道における雪害対策の推進	首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）による支援を行う等、主要駅や高架橋等の耐震補強を一層推進する。	1-6)
【国交】 地域コミュニティ維持のための地域交通網確保策の推進	降積雪期に迅速な除雪等が行えるよう、適切な時期に除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行うよう指導する。	6-4)
【国交】 津波発生時における旅客及び船舶の津波避難マニュアル策定等の推進	協定締結状況の把握や、事業者団体、関係機関等との協力を行い、問い合わせ・相談に応じる等目標達成に向けた取組を支援するとともに、締結済み自治体においても締結内容の充実などを支援する。	1-3) 5-4) 5-5) 6-4) 7-2)
【国交】 災害時における海上輸送ネットワークの確保のため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との体制構築等の推進	全国の船舶運航事業者等に対し、津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を図っていくとともに、船舶津波避難に関する訓練の実施を広く呼びかけていく。	2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-7) 3-2) 3-3) 4-1) 4-3) 5-1) 5-5) 5-7) 5-8) 6-1) 6-2) 6-3) 6-4) 6-5) 8-1) 8-6)
【国交】 海上輸送の大量輸送特性を活かした災害廃棄物の広域処理体制の構築	大規模災害時に船舶の活用が迅速に対応可能となるよう、地方公共団体等においてマニュアル等の策定、防災訓練でのマシニングシステムの運用等を促進する。	8-1)
【国交】 GPS 波浪計の情報伝達の信頼性向上	災害時における携帯電話基地局の船上開設について、携帯電話事業者と民間フェリー事業者等との協定締結に向けた関係者間の調整を促進する。	1-3) 4-3)

【国交】 港湾広域防災施設の機能確保	前年度の訓練の成果や課題、及び昨今の災害の経験を踏まえ、訓練内容を充実し、更なる拠点機能の強化を図る。	2-1)2-3)2-5)5-1)5-4)6-1)6-4)
【国交】 効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等	緊急確保航路において、航路啓開訓練を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実させた上で、航路啓開訓練を行う。	2-1)2-3)5-1)5-4)5-5)6-1)6-4)
【国交】 広域的な復旧・復興体制や物流の代替性の確保	港湾BCPが策定された全ての港湾において関係者による訓練を実施し、昨今の災害の教訓も踏まえ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図る。 各港湾でフェーズ別高潮・暴風対応計画を策定する。 高潮浸水等によるコンテナターミナル等の機能停止を回避するため、電源設備の浸水対策やコンテナの流出対策等を実施する。	5-1)5-4)5-5)6-4)
【国交】 港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発	南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、耐震強化岸壁等の整備や民有港湾施設の耐震化支援等の対策や策定された港湾BCPにもとづき、実効性のある体制を確保し、かつ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善を図れるよう、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。 港湾施設の耐震・耐波性能の強化や関連する技術開発を推進する。	1-3)2-1)2-3)3-2)3-3)5-1)5-4)5-5)5-8)6-1)6-4)
【国交】 空港における地震・津波早期復旧計画策定の推進	発災後、空港を救急・救命活動や緊急物資輸送の活動等の拠点として活用するため、また、背後圏の経済活動を維持するため、空港における地震・津波に対応する早期復旧計画を策定する。	2-1)2-3)2-5)5-1)5-5)5-6)5-8)6-4)
【国交】 空港における地震・津波避難計画策定の推進	空港内の旅客、関係職員及び周辺からの避難住民等の人命を保護するため、空港における地震・津波に対応する避難計画を策定する。	1-3)5-6)
【国交】 救急・救命活動等に必要空港施設の耐震化	地震発生時に、空港が救急・救命活動及び緊急物資等輸送拠点としての機能を確保するため、管制機能確保に必要な管制施設、最低限必要となる基本施設等の耐震化を実施する。	2-1)2-3)2-5)
【国交】 航空ネットワークの維持等に必要空港施設の耐震化	航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保を図るため、必要な管制施設、基本施設等の耐震化を実施する。	5-1)5-5)5-6)5-8)6-4)
【国交】 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（指針）	訪日外国人旅行者を対象とした災害時対応マニュアルの先行例の周知を図る。 継続して地域防災計画の先行例の周知を図る。	4-3)
【国交】 外国人旅行者に対する災害情報の迅速かつ着実な伝達（アプリ）	「Safety tips」の災害情報を他のアプリへ提供できる仕組みを構築したところであり、他のアプリとの連携を推進する。	4-3)
【国交】 国内旅行者に対する情報提供体制の構築	危機管理時の組織マネジメントについて旅行業者に周知を行い、各旅行会社における安全管理責任者設置率向上を図る。	4-3)
【国交】 外国人旅行者に対するウェブサイトを等での災害情報の発信	平成30年9月に決定された「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」に基づき、災害発生時には、Japan Visitor Hotline（JNTO（日本政府観光局）コールセンター）における24時間、英語・中国語・韓国語での相談対応を行うとともに、JNTOのウェブサイトやSNS等で、災害の状況に応じて、訪日外国人が必要とする正確な情報発信（道路・交通の状況、観光地の営業状況に関する情報等）を行うなどの取組を推進する。	4-3)8-6)

【国交】 巡視船艇・航空機の整備	発災時における救助・救急活動、緊急輸送活動、海上緊急輸送レートの確保等の応急対策業務をより一層的確に実施するため、災害対応力を有する巡視船艇 14 隻・航空機 7 機を整備する。	1-3) 2-1) 2-2) 2-3) 2-5) 2-6) 2-7) 5-3) 7-2) 7-5)
【国交】 鉄道河川橋りょうの流失、傾斜対策	豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋りょうについて、洗掘防止対策、異常検知システム設置等の豪雨対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。	1-5) 1-6) 5-5) 6-4)
【国交】 鉄道の隣接斜面の斜面崩壊対策	豪雨により斜面崩壊の恐れがある鉄道の隣接斜面について、斜面崩壊対策を推進し、防災・減災対策の強化を図る。	1-6) 5-5) 6-4)
【国交】 航路標識の強化	航路標識の耐震及び波浪補強整備を推進する。 航路標識の長寿命化計画に基づき点検、診断及び保全整備を実施する。 海水浸入防止対策等の整備を推進する。	5-1) 5-4)
【国交】 海域監視・情報提供体制の強化	航路標識の維持管理体制の強化を図るため、ドローンや AI を活用した航路標識点検手法の検討を行う。 3 か年緊急対策として海域監視体制の強化が必要な海域に監視カメラ等の整備を行う。 海上空港等重要施設の付近海域において、さらなる監視・情報提供体制の検討を行う。	5-1) 5-4)
【国交】 船員教育施設の耐震改修の推進	学校施設の耐震診断の結果、Is 値 0.7 未満である海技高等学校の学生寮東の耐震改修工事を実施する。	1-1) 2-4) 2-7)
【国交】 空港施設における浸水対策	航空輸送上重要な空港等において、護岸の嵩上げや電源設備への止水扉設置等による浸水対策を行う。	5-6) 6-4)

9. 農林水産

施策名称		2019 年度に実施すべき事項	該当プログラム
【農水】 農業水利施設の耐震化	計画的に耐震化計画を策定するとともに、2020 年度に実施する作業の準備を進め、目標達成に向けて推進する。		5-8) 5-9) 6-2) 7-6)
【農水】 ため池のハード及びソフト対策の推進	防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施するとともに、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する対策を実施する。		5-8) 5-9) 6-2) 7-4) 7-6)
【農水】 農林道の迂回路等としての活用に係る道路管理者間の情報共有等の促進	農林道の有する迂回路としての機能の実態調査をすすめるとともに、国・県・民間団体等で構成される「多様な主体が管理する道活用」連絡会」等を活用することで関係者間での情報共有に努め、地域防災計画に適切に農林道が位置づけられるよう働きかける。		2-1) 2-2) 5-1) 5-5) 5-8) 6-4)
【農水】 応急食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進	「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実在即した訓練内容により、応急食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練に職員を派遣し、多くの経験者を確保する。2018 年度に作成した「災害時に備えた食品ストックガイド」・Web ページ・地域で活用できる啓発資材等を活用し、効果的な情報発信・プロモーションを検討・実施することにより、災害時に備えた家庭における食料備蓄の一層の定着を図る。		2-1) 2-2) 5-8)
【農水】 農村における基幹集落への機能集約とネットワークの強化	農地・農業水利施設や農村生活環境整備等の地域資源の適切な保全管理を図ることにより、地域コミュニティの維持・活性化を促進するものであるため、着実に地域数を増やしていく必要がある、取組の定着・拡大のため、ヒアリングを実施し事業推進を支援する。また、目標指標設定の検討も実施する。		7-6)

【農水】土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進及び体制強化	担当者会議等の場において、施設管理者に対してBCP策定必要性の啓発を図るとともに、「土地改良施設管理者のための業務継続計画（BCP）策定マニュアル」（平成28年3月策定）の周知に努める。	5-8) 5-9) 6-2) 7-4) 7-6)
【農水】農村における想定被害情報の共有による避難計画の精度の向上	防災重点ため池において、ハザードマップ等ソフト対策を実施する。 山地防災に係る情報共有体制の整備や防災意識の向上のためのリーフレットの作成・配布、講習会の開催等を支援し、地域防災力の向上を推進する。	1-3) 1-5) 4-3) 7-4)
【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策	関係機関、地元関係者と連携し、施設の長寿命化対策や更新を推進する。	5-8) 5-9) 6-2) 7-6)
【農水】海岸防災林の整備	津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の整備を推進するとともに、海岸防災林の防災機能の確保に向けた施策の検討を継続する。 津波に対する被害軽減効果の高い海岸防災林の維持管理等に関する指針の策定に向けた検討を行う。 3か年緊急対策に基づき、植栽や防潮堤の設置等の対策を実施する。	1-3) 2-2) 3-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【農水】山村コミュニティによる森林整備・保全活動等の推進	2013年度から実施している森林・山村多面的機能発揮対策において、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援するとともに、農業と連携した取組も支援する。 効率的な森林整備に資する施業集約化に向けて、より効果的な手法を検討しつつ、森林情報の収集活動や合意形成活動や森林境界の明確化活動を支援する。	7-6) 8-2) 8-4) 8-5)
【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様で健全な森林の整備等	森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、2019年4月からスタートした森林経営管理制度等による森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様で健全な森林の整備を推進するとともに、3か年緊急対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の改良整備といった対策を実施する。	1-5) 7-6)
【農水】荒廃地等における治山施設の整備	山地災害危険地区において、治山施設の整備等のハード対策と、関係機関や地域住民と連携した山地災害発生リスクに関する情報の周知等のソフト対策を総合的に実施する。 流木発生のおそれのある溪流における流域を一体とした総合的な流木対策や激甚な災害が発生した地域における既存治山施設の排土等の緊急的な対策等を実施する。 3か年緊急対策に基づき、治山施設の設置等による荒廃山地の復旧・予防対策や流木捕捉式治山ダムの設置等による流木対策を実施する。	1-3) 1-5) 1-6) 2-2) 3-3) 5-5) 5-8) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築	大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業事業者のBCP策定等を促進し、また、2018年度に発生した複数の災害での経験を踏まえ、食品産業事業者団体や食品産業事業者との会合の場等を活用し、食品サプライチェーン全体の食品産業事業者間の連携・協力体制の構築の必要性について普及に努めるものとする。	5-8)
【農水】農業農村整備に関する防災・減災等に係る新技術の開発・共有	現場実証・実装を進めるための事業実施や説明会等による技術の啓発を図るとともに、平成29年4月に策定した「農業農村整備に関する技術開発計画」の周知に努める。	5-8)

【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する。	1-4)5-8)7-4)7-6)
【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進	取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。	7-6)
【農水】農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	「農山漁村振興交付金」において、農山漁村のコミュニティ機能の向上を促進するため、地域の創意工夫による活動計画づくりや実践活動を支援することにより、農村の集落機能の維持や地域資源の保全に向けた地域主体の取組を推進する。	7-6)
【農水】水産物の一連の生産・流通過程におけるBCPの策定の促進	BCPガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域BCPの策定を推進する。	5-1)5-8)
【農水】GISを活用した農業水利施設の可視化・共有化	まだGIS整備ができていない国営造成施設のうち、約600施設のGIS整備を実施する。 また、情報プラットフォームに蓄積された施設情報が施設の機能保全計画の策定や維持管理に一層活用されるよう、位置情報の精度向上を進める。	5-8)5-9)6-2)7-6)
【農水】卸売市場施設整備の推進	第10次基本方針に基づき施設の耐震化及び防災対応も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、重要インフラ緊急点検に基づく停電時の電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	5-8)
【農水】集落排水施設の耐震化等	指標の目標年次（2020年度）に向け、各地方公共団体のストックマネジメントの取組にかかる工程管理について、計画どおり取り組みられるよう進捗のフォローアップを実施する。	2-6)6-3)7-6)
【農水】農地の浸水リスクに関する情報の共有・可視化	国営土地改良事業の2地区において農地浸水マップを作成する。	5-8)7-6)
【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知するとともに、2020年度に対象施設の機能保全計画の策定率を100%にする目標の達成に向けて、対象施設をリスト化する等の取り組みにより、確実に計画が策定されるよう、指導・助言を行う。	2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)6-4)7-6)
【農水】漁業地域における避難路の整備・保護の強化	「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等の普及を図るとともに、さらなる避難路及び避難施設等の整備を推進し、防災機能の強化対策を図る。	1-3)
【農水】防波堤と防潮堤による多重防護での防災減災対策の促進	漁港管理者等に対して、防波堤と防潮堤での多重防護による漁港漁村の防災・減災対策の考え方等の普及を図るとともに、多重防護等による具体的な施設整備を通じて防災減災対策を促進する。	1-3)2-1)5-1)5-5)5-8)7-6)
【農水】漁港施設の耐震化等	大規模津波による甚大な被害が予測される地域や拠点の漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化等を推進する。	1-3)2-1)2-2)5-1)5-5)5-8)
【農水】農業水利施設の防災・減災等に係る基準の改定	有識者委員会による審議を経て、計画基準「排水」を改定する。	5-8)6-2)

【農水】CLT（直交集成板）等の開発・普及	CLTの需要拡大に向けた取り組みとして、施工ノウハウ蓄積のための実証的なCLT建築物や、CLTを用いた先導的な設計・施工技術が導入される建築物等の木造化プロジェクトを支援するとともに、材料コストや建築コスト低減のために実証的に用いるCLTの部材調達を支援する。 また、CLTに関わる人材育成やCLTを使い易くする環境づくりとして、分野に応じた効果的な技術者育成のための講習会・セミナー等の開催や、顕彰制度を通じたCLT建築物の普及・啓発活動、施工性・汎用性の高いパネルサイズ等の標準規格の検討・作成を実施する。	7-6)
【農水】「緊急事態食料安全保障指針」に基づく対策	「緊急事態食料安全保障指針」に基づき、平素から適切かつ効率的な備蓄の運用及び安定的な輸入の確保を行い、食料の供給が不足する場合に備える。	5-8)
【農水】農業用水緊急節水対策本部による関係者間の情報共有等の促進	取水制限が実施されている地域の農業に関する情報収集（漏水が発生した場合の被害状況等）、地方農政局等関係機関への節水に関する指導・助言や農業用水の反復利用等に必要となるポンプ貸し出し等の促進など総合的な漏水対策を推進する。	5-9)
【農水】災害時における食肉の持続可能な生産・流通の確保	各都道府県において大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設の選定及び非常用電源設備の導入が適切に進むよう、適宜進捗管理を行う。	5-8)
【農水】停電時における生乳の持続可能な生産・流通体制の強化	停電時の対応計画が作成されていない地域があることから、停電時の対応計画の作成を行うとともに、当該計画を踏まえ、地域の生乳流通継続のために基幹となる施設の非常用電源設備の導入を行う。	5-8)
【農水】災害時における農業用ハウスの被害防止	2019年6月末までに、全ての都道府県で被害防止計画を策定し、必要に応じて改訂を行う。 都道府県が策定した被害防止計画に基づき、ハウスの補強や、保守管理の強化に向けた講習会等を実施する。	5-8)

10. 国土保全

2019 年度に実施すべき事項			該当プログラム
施策名称	インフラのライフサイクル全体（調査・測量・設計～施工・監督検査～維持管理）のデータ整備を進めるため、調査・測量・設計では3次元データの規格標準化を実施し、施工・監督検査ではAI等を用いた労働生産性計測手法を開発し、維持管理ではインフラ点検画像データのAI解析に向けて3DモデルによるAI学習環境（アノテーションのための仕様）を試作する。 インフラデータプラットフォームの整備に向けて、国土交通省がプラットフォーム機能として、エリア検索、キーワード検索機能、SIP4Dに民間の保有するデータや、民間でのニーズが高い情報等を新たに追加・連携するため、AIによる竜巻等即時検出・進路予測・自動追跡・MPレーダーによる気象観測・長周期地震動、詳細震度分布等のシステムの現地実証試験を実施する。 2023年度を目標に持続測位を可能とする7機体制の運用を開始するため、追加3機（5, 6, 7号機）について精度向上を含む衛星開発に着手する。	1-1) 1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 1-6) 2-1) 2-3) 3-2) 3-3) 4-3) 5-4) 5-5) 5-6) 5-8) 6-4) 7-1) 7-3) 7-4) 7-6) 8-1) 8-2) 8-3) 8-5)	
	【内閣府】PRISM建設・インフラ維持管理／防災・減災技術の推進	関連する各府省の施策や道路政策の質の向上に資する技術研究開発（国総研）等と連携しつつ、これまでに開発したレーザー装置を実際にトンネルに搬入して社会実装を進めるとともに、AIによる検査判定技術の開発を進める。 中性子ビーム技術により得られる力学的知見に基づく鉄筋コンクリートの変形解析技術を開発し、現場レベルの合理的な耐震・耐久設計の実現や、新しい補修・補強技術の開発に繋げる。	8-3)
	【内閣府】準天頂衛星7機体制の開発・整備・運用	1-1) 1-3) 2-6) 2-7) 5-4) 5-5) 5-6) 7-1) 7-3) 8-1) 8-2)	
	【文科】非破壊診断技術に関する研究開発		

【文科】重点研究開発領域における基礎・基盤的研究の推進	災害に強い強靱な建物・社会インフラ施設等を実現するため、社会インフラ材料の劣化機構解明に基づく長寿命材料の開発、輸送機器材料のさらなる高度化、エネルギーインフラ用構造材料の耐熱性向上に向けた材料開発など、国土強靱化に資する新しい構造材料の開発を実施する。またこれら研究成果の社会実装に向けて構造材料つくばオープンプラザ (TOPAS) で培った産学官連携ネットワークの活用を図る取り組みを実施する。	1-1)
【文科】首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト	国立研究開発法人防災科学技術研究所が有する基盤的地震観測網による観測データと民間企業等が有する計測機器による観測データを統合した官民連携超高密度地震観測システムの構築、防災ビッグデータの収集・整備、ビッグデータ利活用手法の開発、実証実験を実施する。	1-1) 1-3) 1-5) 3-2) 4-3) 7-3)
【文科】次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト	先端的な火山観測技術の開発、噴火・降灰の予測技術の開発、災害リアルタイム把握技術などの火山災害対策技術の開発、各種観測データの一元化に関する研究開発を実施するとともに、「火山研究人材育成コンソーシアム」が提供する体系的な教育プログラムの内容を更に充実させる予定である。	1-5) 4-3)
【文科】地震調査研究推進本部による評価	毎月の地震活動の評価を行うとともに、大規模地震発生時には臨時の地震調査委員会を開催し、発生した地震について評価を行い、公表する。 近畿地域の主要な活断層の評価及び南西諸島周辺の地震活動の評価を着実に実施する。	1-1) 1-3) 1-5)
【文科】海底地震・津波観測網の運用	観測網の維持管理と安定運用に努めるとともに、防災対策に向けた S-net と DONET のデータの利活用を推進していくため、社会実装に向けた取組を実施する。	1-3) 1-5) 4-3)
【文科】南海トラフ海底地震津波観測網の構築	南海トラフ地震の想定震源域の西側 (高知県沖～日向灘) における、海底地震・津波観測網の構築を進める。	1-3) 1-5) 4-3)
【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発	陸域観測技術衛星 2 号 (ALOS-2) の運用を継続するとともに、先進光学衛星 (ALOS-3)、先進レーダ衛星 (ALOS-4) の開発を着実に推進する。	1-5) 6-4) 8-3)
【文科】データ統合・解析システム (DIAS) の整備	気候変動等の地球規模課題の解決に資する「データ統合・解析システム (DIAS)」のストレージの更新等を実施し、安定的な運用環境を整備する。	1-4) 4-3)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価 (火山の噴火履歴調査と火山地質図の整備)	恵山火山の地質図をとりまとめ、御嶽火山、日光白根火山、秋田焼山火山などの調査を予定している。火山噴火時は緊急調査と噴出物分析を行い、結果を公表していく。	1-5) 5-5)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価 (津波の浸水履歴調査と浸水マップの整備)	福島県沿岸域における津波シミュレーションによる浸水域の情報の整備を継続する。	1-3) 5-5)
【経産】地下水等総合観測施設の整備	南海トラフのゆっくり滑りのモニタリングのため、観測点を適切に維持し、関係機関へのリアルタイムデータの提供、「ゆっくり滑り観測データ」のカタログ化、前駆現象の把握・検出手法の開発を継続する。	4-3)
【経産】過去に発生した災害要因の解析・評価 (活断層の活動履歴調査と活動性評価)	平野部および沿岸海域に加え、2016 年熊本地震に関係した活断層での調査データ収集を継続する。	1-1) 5-5)
【経産】休廃止鉱山鉱害防止等工事に関する緊急対策	東日本大震災後に実施した集積場の耐震化調査、外部有識者による鉱害防止技術委員会にて早急に対策すべきとされた鉱害防止事業 (集積場の耐震化工事、坑道対策工事) を実施し、休廃止鉱山の重点集積場 (1 集積場) の耐震化の完了を目指す。	7-5)

【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築	社会資本情報PFの充実、BIM/CIMのオンライン上での情報共有環境の整備、実用性の高いロボットの直轄現場への導入、国土情報データベースの対象機関の拡大、重要インフラの緊急点検を踏まえた実験施設の整備及び調査研究、革新的社会資本整備研究開発推進事業における研究開発を実施する。	6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)
【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、修繕、更新等の必要な対策を適切な時期に、着実に効果的・効率的に実施していく。	1-3)1-4)1-5)5-5)6-5)7-2)7-4)8-3)
【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	各地域の大規模氾濫軽減協議会等において、利水ダムの管理者や市町村の福祉部局の構成員への追加やメディア連携分科会の設置等を通じ、様々な主体との連携を強化するとともに、多機関連携型タイムラインの拡充などの緊急行動計画に位置づけた取組を、特に2019年出水期までの取組として位置づけたものを中心に、着実に推進する。	1-4)2-2)2-4)2-5)3-2)3-3)4-3)5-1)6-3)6-5)7-4)8-3)
【国交】緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信	緊急速報メールの内容が、住民により分かりやすい表現になるよう、文案を修正する。	1-4)
【国交】事業所等の自衛水防に役立つ情報の提供	企業における水害を想定したBCPの策定を促進するため、「水害対応版BCP策定の手引き（仮）」を作成し公表する。	5-1)5-3)6-1)
【国交】洪水ハザードマップの作成支援等減災対策	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。大規模氾濫軽減協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。	1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)3-2)3-3)4-3)5-7)6-1)6-2)6-3)6-5)
【国交】洪水調節施設の操作ルールの見直し等施設等の機能向上	更なるダムの柔軟な運用に向けて、国及び水資源機構が管理するダムで関係機関等と調整や検討を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始していく。	1-4)6-5)
【国交】水力エネルギーの有効活用及び備蓄燃料の確保等による自己電力の確保	国及び水資源機構が管理するダムにおいて、管理用水力発電設置の検討等を行い、関係者等との調整が整ったダムから順次設置していく。	6-5)7-4)
【国交】事前防災等による水害発生防止	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する事前防災対策を着実に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。 また、既設ダムを運用しながら有効活用するダム再生の取組を一層推進する。 さらに、本川と支川の合流部等の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)

【国交】 水害に強い地域づくり (河川)	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制など、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施する。 さらに、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある河川における河川改修等の緊急対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-3)7-5)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)
【国交】 大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。 さらに、地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる河川等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において行う耐震対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	1-3)1-4)2-1)2-2)2-3)2-4)2-5)2-6)2-7)3-1)3-2)3-3)4-1)4-2)4-3)5-1)5-2)5-3)5-4)5-5)5-6)5-7)5-8)6-1)6-2)6-3)6-4)6-5)7-2)7-3)7-4)7-6)8-1)8-2)8-3)8-4)8-5)8-6)
【国交】 ITを活用した災害時の情報収集・提供	統合災害情報システム (D1MAPS) に登録する情報を拡充、住民自らの行動に結びつく切迫性のあるわかりやすい危険情報を提供するなど、機能改良を実施するとともに、統合災害情報システム (D1MAPS) を活用するなどにより、関係機関と災害情報を共有する。また、全ての第一級水系において、水害リスクラインによる一般への水位情報提供を開始する。 被災・浸水状況の把握等のため、簡易型河川監視カメラの設置、全天候型ドローンの配備をするとともに、人工衛星やビッグデータの活用を試行的に実施する。	1-2)1-3)1-4)1-5)1-6)2-1)2-3)2-4)3-1)3-2)3-3)4-3)6-3)6-4)6-5)7-4)
【国交】 迅速な応急・災害復旧のための自治体支援	「防災に関する市町村支援方策に関する有識者懇談会」の提言を受けた、市町村の災害対応力の向上を図るための支援に向けた施策について推進を図る。	3-3)6-5)
【国交】 雨水・再生水等の水資源の有効利用等	雨水・再生水の導入事例や普及促進施策に関する情報の収集・共有等、雨水・再生水利用の普及促進を図る。	2-1)2-5)2-7)5-1)5-8)5-9)6-2)
【国交】 気候変動等に対応した治水対策及び災害時における用水供給の確保	ガイドラインを踏まえ、洪水の被害軽減策としての治水対応タイムラインの作成を促進する。また、気候変動による水系や地域ごとの水資源への影響を評価する手法について検討する。 地域の実情を踏まえた効率的な地下水マネジメントの取組を推進するため地下水マネジメントを進めるための手順書を作成する。また、地下水挙動や実態把握のために必要となる収集したデータの集約・共有を行うためのデータベースの運用方法について検討を行う。	2-1)2-5)2-7)5-1)5-8)5-9)6-2)7-1)
【国交】 内水ハザードマップの作成支援等減災対策	内水により相応な被害を生ずるおそれがある地下街等を有する地方公共団体において、水位周知下水道制度の運用開始・普及展開を促進し、内水ハザードマップを作成する。	1-4)
【国交】 水害に強い地域づくり (下水道)	雨水排水施設等の下水道施設の整備を推進するとともに、事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等とも連携して推進する。	1-4)5-5)
【国交】 河道閉塞等が発生した場合の緊急調査の実施および緊急情報等の通知	これまで実施した緊急調査や訓練で抽出された課題等を整理するとともに、訓練を推進する。 降灰後の土石流発生が予想される場合の、雨量基準の設定手法の高度化に向けた検討を行う。 土砂災害ハザードマップの整備や地区防災計画の策定、地域の防災リーダーの育成を推進する。	1-5)2-2)4-1)4-3)7-4)

【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	平成 29 年九州北部豪雨や平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、流木捕足効果の高い透過型砂防堰堤等、土砂・洪水氾濫対策としての遊砂地等の整備や、インフラ・ライフラインや避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備を重点的に整備するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備を重点的に着実に推進する。 監視体制強化のための監視カメラの電源・通信の多重化や災害対策拠点施設の非常用電源整備を推進する。 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進	基礎調査完了とその後の区域指定に向け、防災・安全交付金の重点配分による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、土砂災害警戒区域の指定による危険な区域の明示や警戒避難体制の確立を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、防災・安全交付金による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山砂防ハザードマップの作成、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】大規模地震を踏まえた土砂災害対策	土砂災害リスクが高まっている阿蘇地域における予防的な土砂災害対策を推進する。 大規模地震発生後の土砂災害警戒避難体制の強化手法について検討した結果を自治体に周知し、警戒避難体制強化の取組を促す。 砂防工事における無人化施工の作業効率の向上を図るため、第 5 世代移動通信システム（5G）の導入に向けた検討等を推進する。	1-5) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 2-6) 3-2) 4-1) 4-3) 5-5) 6-4) 6-5) 7-4) 7-6)
【国交】津波防災地域づくりの推進	津波浸水想定が未設定の都県を支援し、早期の設定につなげるとともに、推進計画の作成や津波災害警戒区域等の指定を促進する。 そのために今般立ち上げた「津波防災地域づくり支援チーム」を活用するなどにより、地方公共団体の支援を実施する。	1-3) 2-1) 2-2) 3-3) 7-2)
【国交】安定的な位置情報インフラの提供のための GNSS 連続観測システム（電子基準点網）の推進	電子基準点の安定的な運用のため、故障・停止を未然に防ぎ、機器更新等その機能の最適化を実施するとともに定常解析システムの高精度化を図る。	4-3) 6-4) 6-5) 8-5)
【国交】防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報の整備、活用、共有の推進	電子国土基本図等の基本的な地理空間情報、全国活断層帯情報等の防災地理情報の整備・更新を行う。また、災害発生時には、緊急撮影等により現地の被災状況を迅速に把握し、関係機関へ提供する。 当該年度に整備した地図や空中写真などの測量成果を追加・保管し、地理空間情報ライブラリーの運営を行う。	1-5) 3-2) 3-3) 8-5)
【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視	全国陸域の 99 火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、ハードウェアの更新を行う。 次期 SAR 衛星（先進レーダ衛星：ALOS-4）に対応した解析システムの開発とハードウェアの整備を行う。	1-5) 6-5)
【国交】衛星測位システムで標高が決まる社会の実現（航空重力測量）	航空重力計の航空機への搭載及び検査を行う。 航空重力測量の拠点となる空港内に航空重力測量の基点となる重力点を整備する。 関東及び中部ブロックで航空重力測量を実施し、高品質で均質な重力データを整備する。	8-3)
【国交】グリーンインフラの推進に伴う社会の強靱性の向上	地域のレジリエンスを高め、持続可能で魅力的な地域社会の形成を図る「グリーンインフラ」の取組を推進する。2019 年夏頃を目途に、官民連携のプラットフォームを立ち上げ、多様な主体の連携により先進的なグリーンインフラのプロジェクトを支援する。また、国土の長期展望作業において、将来想定される国土利用面での様々なリスクに対するグリーンインフラも含めたリスク軽減効果の高い国土利用方策を検討する。	1-4) 1-5) 2-1) 2-7) 7-4) 7-6)

【国交】気候変動の影響を考慮した治水対策の推進	着実に河川整備を推進するとともに、治水計画の前提となる外力の算定や気候変動を踏まえた治水計画に見直す手法の検討を進める。	1-4)
【国交】津波・高潮・ハザードマップ作成の推進	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。 また、各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。	1-3) 1-4) 2-1) 2-2) 2-3) 2-4) 2-5) 3-2) 3-3) 4-3) 5-7) 6-1) 6-2) 6-3) 6-5)
【農水・国交】海岸保全施設の戦略的な維持管理の推進	海岸保全施設における維持管理等の効率化を図るため、ICTの導入を検討するとともに、海岸管理者による施設の適切な点検やそれに基づく的確な修繕が行われるよう、必要な支援を継続する。 また、海岸管理者の協力を得ながら施設のデータベース構築を推進し、海岸管理者による長寿寿命計画（個別施設計画）策定の支援を継続するとともに、点検・診断等に関する資格制度の充実、民間資格の活用を図る。 さらに、関係法令等の適切な運用により維持・修繕等を推進する。	1-3) 1-4) 2-6) 7-2) 7-6) 8-3)
【農水・国交】海岸の侵食対策	総合的な土砂管理のための体制整備の推進を図るとともに、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設・改良や養浜等の侵食対策を推進する。	1-3) 1-4) 2-6) 7-2) 7-6) 8-3)
【農水・国交】水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化、効果的な管理運用の推進	水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸閘等の効果的な管理運用を推進する。	1-3) 1-4) 7-2)
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能調査及び耐震・液状化対策を推進する。	1-3) 1-4) 2-6) 7-2) 7-6) 8-3)

11. 環境

2019年度に実施すべき事項			該当プログラム
施策名称			
【経産】鉱山集積場の耐震化への対策	技術指針に不適合であった緊急性の高い集積場について、早期の対策の促進を図るべく、対象の集積場を管理している自治体等に対して対策の実施を要請する。	7-5)	
【環境】「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供	近年頻発する災害時にも化学物質に係る事故発生事例があることから、各自治体の取組状況を把握し知見をとりまとめる。また、自治体への情報提供の内容や方法に関するニーズの把握を行う。	7-5)	
【環境】自然生態系の機能を活かした社会の強靱性の向上	2018年度に作成したパンフレットを活用し、地方自治体の防災担当者をターゲットに生態系を活用した防災・減災の実施に関する普及を行う。 自然再生基本方針に基づき、自然生態系が有する防災・減災機能を活用した事業を実施する。	1-3) 1-4) 1-5) 2-1) 2-6) 2-7) 7-2) 7-4) 7-6) 8-4)	
【環境】利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備	人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設について、石垣の補修、緊急退避所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に対応した法面崩落防止に資する整備等の緊急対策を実施する。	1-1) 1-5) 7-6) 8-2) 8-4)	
【環境】森林等の荒廃の拡大を防ぐための鳥獣害対策の強化	各事業実施県等が策定する計画に掲げた、適正な生息密度管理のための捕獲目標数の達成状況等の捕獲対策に係る進捗状況の確認を行い、必要に応じて技術的な指導を行う。	7-6) 8-4)	

【環境】浄化槽長寿命化計画策定の支援	地方自治体における長寿命化計画策定の指針となる「浄化槽長寿命化計画策定ガイドライン」の作成に向けて、浄化槽の劣化にかかるとの物性試験等の浄化槽の長寿命化に関する調査を行うとともに、地方自治体が行う浄化槽電子台帳の設計及びプロトタイプ作成を行う。	2-6)2-7)6-3)
【環境】環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備の推進	全国の市町村の防災計画に定める防災拠点の施設において、老朽化した単独処理浄化槽を集中的に撤去し、浄化槽への転換を積極的に実施する。 また、重要インフラの緊急点検において発見された、長期間の使用などにより早期に転換が必要な単独処理浄化槽について、災害に強く早期に復旧できる特性を持つ合併浄化槽を整備することで、し尿、生活雑排水処理システムの強化を図る。	2-6)2-7)6-3)
【環境】循環型社会形成推進交付金等による一般廃棄物処理施設の防災機能の向上への支援	市町村が施設整備を行う際の災害対策について、循環型社会形成推進交付金等説明会や全国廃棄物・リサイクル行政主幹課長会議等の機会に実施を促す。	2-7)6-1)6-3)8-1)
【環境】災害廃棄物仮置場整備の支援	発災後の速やかな体制構築に向けて平時の仮置場候補地の確保を促進するため、平成30年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた仮置場確保の重要性を周知する。	8-1)
【環境】災害廃棄物対策指針に基づく自治体による災害廃棄物処理計画の作成支援	発災後の速やかな体制構築に向けて平時に災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、平成30年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた処理計画策定の重要性を周知し、災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施する。	8-1)2-7)6-1)6-3)
【環境】災害時における二次災害防止のための有害廃棄物対策	発災後の速やかな体制構築に向けて平時に有害廃棄物の情報把握も見込んだ災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、平成30年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた処理計画策定の重要性を周知し、災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施する。	8-1)7-5)
【環境】廃棄物処理技術と教育・訓練プログラムの開発	発災後の速やかな体制構築に向けて平時の教育、訓練を実施するため、平成30年7月豪雨等の災害対応における教訓を踏まえた人材育成プログラムを検討し、当該プログラムを踏まえた教育、訓練を実施することで自治体職員の災害対応能力の向上を図る。	8-1)
【環境】海岸漂着物等に関する緊急対策	地域計画を作成している37都道府県において、海岸等の漂流・漂着物等の回収・処理等を行う。	6-4)7-2)7-6)
【環境】災害に強いリサイクル設備の整備	災害廃棄物処理を円滑にするため、効果的かつ効率的に高度化リサイクル設備の導入を進める。	5-1)8-1)
【環境】産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等事業を効果的かつ効率的に進める。	2-7)7-5)7-6)
【環境】JESCO高濃度PCB処理施設に関する緊急対策	PCB廃棄物処理施設の設備補修、改修工事等を実施する。	2-7)7-5)
【環境】PCB早期処理のための緊急対策	各保管場所等のPCB廃棄物の速やかな処分が進むよう、掘り起こし調査支援業務、広報業務等を実施する。	2-7)7-5)

1 2. 土地利用（国土利用）		2019 年度に実施すべき事項		該当プログラム
施策名称				
【法務】登記所備付地図作成作業	2か年で実施している登記所備付地図作成作業について、2018 年度に着手した地区においては、一筆地調査（所有者等の立会いの下、筆界の確認等）、細部測量（土地の測量）及び縦覧等を実施する（2 年目作業）。また、2019 年度に着手する地区において、住民説明会及び基準点測量（新設基準点の設置）等を実施する（1 年目作業）。			8-5)
【法務】長期相続登記等未了土地の解消作業	長期にわたり相続登記が未了となっており、現在の所有者を把握することが困難な土地 3 万筆について、所有者を調査し、その結果を登記記録に記録するとともに、道路整備等の事業を実施しようとする者に提供する。			
【文科】無形民俗文化財の伝承・活用等	重要無形民俗文化財の指定等及び記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財を選択し、「重要無形民俗文化財修理・防災事業」及び「民俗文化財伝承・活用等事業」を活用した、施設の修理・防災、用具の修理・記録作成、次世代を担う伝承者の育成、有形・無形民俗文化財に関する調査を支援するほか、文化庁により、記録作成事業を実施する。			8-2) 8-4)
【国交】G 空間情報センターをハブとした地理空間情報の円滑な利用促進	地方公共団体が保有するオープンデータを中心に引き続き必要なデータの収集・登録を行っていく。また、防災・災害時に活用可能な有用性の高いショーケースの収集・登録を進めるとともに、災害関連情報のデータを整備・登録する。更に、地理空間情報の周知・利活用普及を図るために、各種イベント（G 空間 EXPO 等）への出展や地方公共団体と連携したワークショップを実施することにより、G 空間情報センターの利用促進を図っていく。			4-3)
【国交・法務】災害後の円滑な復旧復興を確保するための地籍調査による地籍図の整備等の推進	今後災害が想定される地域において重点的に地籍調査を促進する。また、2020 年度から始まる次期十箇年計画の策定に向けて必要な検討を進めるとともに、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、国土地調査法等の見直しを行う。			1-2) 1-3) 1-4) 1-5) 5) 8-5)
【国交】所有者不明土地の利用の円滑化の推進	所有者不明土地法の円滑な施行のため、ガイドラインの整備や地方協議会を通じた地方公共団体への支援、地域福祉増進事業に係る先進的な取組の支援、制度の普及のための講習会の開催等を実施する。			8-5)
【国交】復興事前準備・事前復興の推進	被災後に早期かつ的確に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興に関する課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングなどの事前準備の取組を推進する。			8-2) 8-5)
【国交】災害リスクの見える化等による高リスクエリアの立地抑制・移転促進	人口、災害リスクなどの都市構造の見える化や、地方公共団体等との意見交換会の実施など「都市構造見える化」ゾールの高度化・普及啓発を実施する。また、災害の発生のおそれのある区域（ハザードエリア）における居住や施設立地等の土地利用のあり方の検討を実施し、検討結果を踏まえ、必要な措置を実施する。立地適正化計画の策定を促進するとともに、地域のニーズに応じた防災集団移転促進事業等によるハザードエリアからの移転促進を行う。			1-3) 1-4) 1-5)

(別紙 2) 重要業績指標 (KPI) 一覧

指標名		指標値 (現況と目標)
1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
3-1) 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
4-1) 防災・災害対応に必要な通信		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
6-1) 電力供給ネットワーク (発電所、送配電設備) や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)
...		
8-6) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		
【〇〇】 □□の△△率		% (20xx) → % (20xx)

資料 2-3 の別紙に関する内容を記載予定

(別紙3) 3か年緊急対策進捗状況一覧

No.	分野	対象 インフラ	緊急対策名	2018・2019 予算での実施概要	2018・2019 予算での 実施箇所数	対策箇所数	実施主体	府省 庁名
1	河川	堤防	全国の河川における 堤防決壊時の危険性 に関する緊急対策			<堤防強化対策等> ①国:約70河川 ②都道府県等:約50 河川	①国 ②都道府県 ③政令指定 都市	国土 交通 省
2	河川	河道等	全国の河川における 洪水時の危険性に関 する緊急対策(河道 等)			<樹木伐採・掘削等 > ①国:約140河川 ②都道府県等:約 2,200 河川	①国 ②都道府県 ③政令指定 都市	国土 交通 省
3	河川	堤防	全国の河川における 洪水時の危険性に関 する緊急対策(堤防)			<危機管理型ハード 対策等> ①国:約30河川 ②都道府県等:約130 河川	①国 ②都道府県 ③政令指定 都市	国土 交通 省
4	河川	ダム	全国の河川における 洪水時の危険性に関 する緊急対策(ダム)			①国:約20ダム ②県:約10ダム <調査研究等> 数件程度	国、県、国立 研究開発法 人土木研究 所	国土 交通 省
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対 策プロジェクト(再度 の氾濫防止対策)			<再度の氾濫防止対 策> 都道府県等:約400 河川	②都道府県 ③政令指定 都市	国土 交通 省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対 策プロジェクト(土砂・ 流木対策)			<土砂・流木対策> ①国:約60溪流 ②都道府県:約480 溪流	①国 ②都道府県	国土 交通 省
7	河川・ 砂防	河道 砂防施設等	全国の中小河川にお ける土砂・洪水氾濫 等の危険性に関する 緊急対策			【砂防】 <土砂・洪水氾濫対 策> ①国:約90箇所 ②都道府県:約320箇 所	国、都道府県 (調査研究 等) 国	国土 交通 省

						【河川】 ＜土砂・洪水氾濫対策＞ ②都道府県：約20河川 【調査研究等】 数件程度	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設 河道等	全国の内水浸水の危険性に関する緊急対策			【下水】 約200地方公共団体 【河川】 約100河川 ①国：約10河川 ②都道府県等：約90河川	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
9	河川	水門・陸間、排水機場、ダム等	全国の大河川や国土交通省所管ダムの電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策			【河川】 ＜現行基準を満足する電源設備の整備等＞ 約30排水機場等 【ダム】 ＜予備発電運転可能時間延伸化＞ 約30ダム	【河川】 国河川管理者 【ダム】 道府県	国土交通省
10	河川・下水道	下水処理場、ポンプ場 排水機場	全国の雨水ポンプ場等の耐水化に関する緊急対策			＜水密扉の設置等＞ 【下水】 処理場約30箇所、ポンプ場約40箇所うち水密扉の設置等約10箇所 【河川】 排水機場約20箇所	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
11	下水道	下水処理場、ポンプ場	全国の下水道施設の電力供給停止時の操作確保等に関する緊急対策			＜非常用発電設備の設置・増強等＞ 約1,100箇所(処理場約500箇所、ポンプ場約600箇所)のうち、人口集中地区などを抱	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省

						える地区における非常 用発電設備の設 置・増強等約200箇所 (処理場約100箇所、 ポンプ場約100箇所)					国土 交通 省
12	下水道	下水処理 場、ポンプ 場	全国の下水道処理場 等の耐震対策等に関 する緊急対策			<下水道施設(処理 場、ポンプ場)の耐震 化等> 約3,800箇所(処理場 約1,300箇所、ポンプ 場約2,500箇所) (う ち、地震時の最低限 の処理機能が確保さ れていない施設等の 耐震化約500箇所(処 理場約200箇所、ポン プ場約300箇所))	都道府県、政 令指定都市、 市町村				国土 交通 省
13	海岸	水門・陸間、 排水機場等	全国の水門・陸間等 (海岸保全施設)の電 力供給停止時の操作 確保等に関する緊急 対策			予備発電機の設置等 約20施設	【海岸】 ①国 ②管理者				農林 水産 省・ 国土 交通 省
14	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の 高潮等に対する緊急 対策			【海岸】 堤防高を確保するた めの対策や消波施設 の整備等 約130箇所 【河川】 河川堤防等 約20河 川	【海岸】 ①国 ②管理者 【河川】 国、都道府県				農林 水産 省・ 国土 交通 省
15	砂防	砂防堰堤等	全国のインフラ・ライ フラインの土砂災害 に関する緊急対策			<インフラ・ライフライ ンの保全対策> ①国: 約60箇所 ②都道府県: 約260箇 所	国、都道府県				国土 交通 省

16	砂防	砂防堰堤等	全国の火山における火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等及び同計画に基づく緊急対策			<火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定> 約10火山 <火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急的な対策> 約10火山 <航空レーザ測量データの取得> 約10火山 <火山砂防ハザードマップの作成> 約10火山 <リアルタイムハザードマップの整備> 約10火山	国、都道府県	国土交通省
17	砂防	砂防堰堤等	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策			<円滑な避難の確保対策> ①国:約50箇所 ②都道府県:約570箇所	国、都道府県	国土交通省
18	海岸	海岸堤防等	全国の海岸堤防等の耐震化に関する緊急対策			【海岸】 耐震照査 約120箇所 耐震対策 約50箇所 調査研究等 数件程度 【河川】 河川堤防等 約40河川	【海岸】 ①国 ②管理者(調査研究等) 国 【河川】 国、都道府県	農林水産省・国土交通省
19	市街地	市街地	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策			地震時等に著しく危険な密集市街地のうち防火規制が実施されている地域:約2,800ha	①国 ②都道府県 ③政令指定都市 ④市区町村	国土交通省

20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全確保に関する緊急対策			所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する特定行政庁が所管する地域:特定行政庁約400団体	①国 ②都道府県 ③政令指定都市 ④市区町村	国土交通省
21	教育	学校施設等	学校施設等の耐震性及び劣化状況に関する緊急対策			約5,400校分相当(※) ※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設	学校施設等の設置者	文部科学省
22	教育	学校施設等	学校施設等の構造物の耐震化に関する緊急対策			<公立学校> 約990棟 <国立大学> 約13万㎡ <私立学校> (s値0.3未満) 約150棟(私立高等学校等)、約28万㎡(私立大学等) <公立社会体育施設> 約20棟	学校施設等の設置者	文部科学省
23	教育	学校施設等	学校施設等のブロック塀等に関する緊急対策			約1,000 km	学校施設等の設置者	文部科学省
24	教育	独立行政法人等文教施設	独立行政法人等文教施設の安全確保等に関する緊急対策			9機関	独立行政法人、文部科学省	文部科学省
25	教育	学校施設等	学校施設における空調整備に関する緊急対策			熱中症対策が必要となる全国の公立小中学校等の空調が未設置の普通教室	公立小中学校等の設置者	文部科学省
26	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の耐震化に関する緊急対策			地震発生等の際、倒壊・崩壊の可能性がある施設約4,120箇所	都道府県、市区町村	厚生労働省

						<児童関係施設等> 約1,474箇所 <障害児者関係施設> > 約1,671箇所 <高齢者関係施設> 約882箇所 <その他関係施設> 約93 箇所				厚生 労働 省	都道府県、市 区町村				
27	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等のブロック塀等に関する緊急対策			安全点検の結果、安全性に問題があったブロック塀等を設置している施設約7,025箇所 <児童関係施設等> 約3,526箇所 <障害児者関係施設> > 約1,564箇所 <高齢者関係施設> 約1,857箇所 <その他関係施設> 約78 箇所									
28	防衛	自衛隊施設の敷地境界におけるブロック塀等	自衛隊施設のブロック塀等に関する緊急対策			ブロック塀等の撤去及びフェンスへの整備：約110施設				防衛省	国				
29	農業	ため池	ため池に関する緊急対策			下流への影響が特に大きく、早急に対策が必要な防災重点ため池約1,000 カ所(見込み)				農林水産省	都道府県、市町村、土地改良区等				
30	治山	治山施設	国土強靱化緊急森林対策(治山施設)			治山施設の設置等：約600 箇所				農林水産省	国都道府県				

31	治山	海岸防災林 (南海トラフ 地震防災対 策推進地 域、日本海 溝・千島海溝 周辺海溝型 地震防災対 策推進地域 に位置する ものに限 る。)	国土強靱化緊急森林 対策(海岸防災林)			海岸防災林の整備: 約 50km	国 都道府県	農林 水産 省
32	治山・ 森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林 対策(流木対策)			緊急的・集中的に流 木対策が必要な地区: 約 700 箇所	国 都道府県 市町村 等	農林 水産 省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林 対策(森林整備対策)			<森林整備> 荒廃した森林におけ る間伐等の森林整備: 約 2,000 箇所 <林道改良整備> 林道の改良整備: 約 300 箇所	国 都道府県 市町村 等	農林 水産 省
34	環境	公園事業施 設等	自然公園等施設に関 する緊急対策			国立公園(34公園) 約 255 箇所、国定公園 等(56公園) 約 60 箇所、 国民公園(4公園) 約 10 箇所	国、都道府 県、市町村	環境 省
35	河川	鉱害防止施 設	休廃止鉱山鉱害防止 等工事に係る緊急 対策			集積場対策工事: 4 力 所 坑道対策工事: 1 力所	地方公共団 体	経済 産業 省
36	森林	森林	指定管理鳥獣捕獲等 に関する緊急対策			適正な生息密度管理 のため、生息密度が 特に高い地域を予定	都道府県	環境 省
37	市街 地・道 路	市街地、道 路等	地籍調査緊急対策			土砂災害や洪水等の 被災想定区域 約 360 km ²	市町村等	国土 交通 省

38	道路・河川・砂防	道路、河川、砂防等	長期相続登記等未了 土地解消対応に係る 緊急対策			長期相続登記等未了 土地解消対応に係る 緊急対策: 約 14 万筆	国	法務省
39	防衛	自衛隊施設	自衛隊施設に関する 緊急対策			<耐震化対策に係る 整備> 対象施設: 約10施設 <老朽化対策に係る 整備> 対象施設: 約40施設 <電力供給能力向上 に係る整備> 対象施設: 約30施設	国	防衛省
40	防衛	防災関係資 機材等	自衛隊の防災関係資 機材等に関する緊急 対策			<資機材等の整備> 対象施設: 老朽化に 起因した機能上の不 具合等がある資機材 等が置かれている全 国の駐屯地等 <通信機器等の整備 > 対象施設: 老朽化に 起因した機能上の不 具合等がある通信機 器等が置かれている 全国の駐屯地等 <車両等の整備> 対象施設: 老朽化に 起因した機能上の不 具合等がある車両等 が置かれている全国 の駐屯地等	国	防衛省
41	警察	災害対策に 必要な資機 材	警察における災害対 策に必要な資機材に 関する緊急対策			全 47 都道府県警察 における災害対策に 必要な資機材	国 都道府県	警察 庁
42	警察	警察用航空 機等	警察用航空機等に関 する緊急対策			<航空機整備> 警察用航空機 4機 <船舶整備>	国	警察 庁

						警察用船舶 3隻 ＜車両整備＞ 警察用車両 約3,800台				
43	警察	警察用航空機の資機材	警察用航空機の資機材に関する緊急対策			＜夜間撮影用資機材整備＞ 資機材整備が必要な16道府県警察 ＜救難用連絡資機材整備＞ 全47都道府県警察	国	警察庁		
44	警察	通信施設	警察情報通信基盤の耐災害性等に関する緊急対策			＜耐震強度不足の無線中継所の建替え整備＞ 1か所 ＜非常用電源設備の更新＞ 約180か所	国	警察庁		
45	警察	通信機器等	警察情報通信設備・機器の整備等に関する緊急対策			全47都道府県・各地方機関における警察情報通信設備・機器	国	警察庁		
46	警察	警察施設	警察施設の耐災害性等に関する緊急対策			＜警察施設の老朽化対策＞ 建替え又は耐震改修:警察署等約40施設 その他設備等の改修:約80施設 ＜非常用電源設備の整備・改修＞ 警察署等約10施設	国 都道府県	警察庁		
47	消防	車両等	大規模風水害・土砂災害に対応するための緊急消防援助隊に関する緊急対策			津波・大規模風水害対策車 全地形対応車及び搬送車 重機及び重機搬送車 高機能救命ボート	国	総務省		

						映像伝送システム 教育訓練用資機材				
48	消防	車両等	大規模災害に対応する ための航空消防防 災体制に関する緊急 対策			＜地上端末の配備等＞ 50台程度 ＜警告機能の追加＞ 1式程度	国	総務 省		
49	消防	車両等	地域防災力の中核を 担う消防団に関する 緊急対策			＜車両貸付＞ 200市町村程度 ＜資機材配備＞ 1,719市町村	国、市町村 (消防団)	総務 省		
50	災害対 応基盤 施設	庁舎	災害対策本部設置庁 舎及び消防庁舎の災 害対応機能確保に関 する緊急対策			＜非常用電源＞ 140災害対策本部設置庁 舎程度 350消防庁舎程度 ＜耐震化＞ 60災害対策本部設置庁 舎程度 490消防庁舎程度	地方公共団 体	総務 省		
51	災害対 応基盤 施設	海上保安施 設	海上保安施設に関す る緊急対策			＜老朽化対策等が必 要な施設の整備＞ (1) 目視により施設に 亀裂等を確認及び現 に雨漏り等不具合を 生じている船艇基地5 箇所 (2) 老朽化・冠水・設 備不備により業務支 障のある海上保安施 設・航空基地約10箇 所、船艇基地約60箇 所、陸上通信施設等 約90箇所 ＜業務継続のための 設備の設置等が必要 な施設の整備＞ (1) 発動発電機の性	国	国土 交通 省		

									能が低下したことにより、長時間停電が発生した場合に通信機能が停止するおそれがある海上保安施設:陸上通信施設等約30箇所 (2) 災害等発生時に燃料供給等が確保できず船舶及び航空機の運航に支障を来すおそれのある海上保安施設:船舶基地5箇所、航空基地約10箇所		国立大学附属病院等	文部科学省
52	病院	国立大学附属病院施設等	国立大学附属病院等施設の重要インフラ設備に関する緊急対策						6 機関		民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
53	病院	発電施設	災害拠点病院等の自家発電設備の燃料確保に関する緊急対策						125 病院		民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
54	病院	給水設備	災害拠点病院等の給水設備の強化に関する緊急対策						124 病院		民間等の災害拠点病院、救命救急センター及び周産期母子医療センター	厚生労働省
55	病院	医療機関	在宅の人工呼吸器使用者に貸与可能な簡易発電装置に関する緊急対策						訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診ている医療機関		医療機関	厚生労働省

56	病院	病院	病院の耐震整備に関する緊急対策			未耐震の病院	民間等の病院(災害拠点病院や救命救急センター等の救急医療を担っている病院及び耐震性が特に低い建物(ks値0.3未満)を有する病院)	厚生労働省
57	通信	情報システム	広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した情報収集体制の強化に関する緊急対策			広域災害・救急医療情報システム(EMIS)一式	国	厚生労働省
58	病院	医療情報のバックアップシステム	国立大学附属病院の医療情報システムデータバックアップ体制に係る緊急対策			国立大学附属病院: 45箇所	国立大学法人東京大学	文部科学省
59	災害対応基盤施設	原子力災害医療機関の施設設備	原子力災害医療機関の施設に関する緊急対策			重篤な内部被ばくの治療に必要な線量評価を行うことができる施設の整備: 1カ所	高度被ばく医療支援センターに指定されている機関	環境省
60	衛生	発電施設	国立感染症研究所の自家用発電機等に関する緊急対策			自家用発電機の改良・更新: 2台 燃料備蓄タンクの交換: 1基 研究棟外壁の防水塗装: 3棟 空調機のオーバーホール: 39箇所	国	厚生労働省
61	衛生	保健所	保健所の自家発電設備に関する緊急対策			345箇所	都道府県、保健所設置市、特別区	厚生労働省

62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策			整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 ＜児童関係施設等＞約10箇所 ＜障害児者関係施設＞ 約298箇所 ＜高齢者関係施設＞約861箇所 ＜その他関係施設＞7箇所	都道府県、市区町村	厚生労働省
63	災害対応基盤施設	矯正施設等	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策			＜施設整備等＞緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設：矯正施設等約50施設	国	法務省
64	災害対応基盤施設	矯正施設の監視システム設備等	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策			＜長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難になり、また、地域住民の避難場所等として、避難所の役割や機能の確保等が困難になるおそれがある施設＞約210施設	国	法務省
65	環境	ソフト	熱中症予防のための緊急対策			自治体等担当者向けシンポジウム：2カ所普及啓発資料の自治体等への配布：全国約140自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市、	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	環境省

						特別区)等 熱中症予防強化月間 イベント:3ヵ所 暑さ指数(WBGT)の算 出体制の強化:暑さ指 数(WBGT)算出システ ム 1ヵ所				
66	災害対 応基盤 施設	地下街	全国地下街における 安全な避難等に関す る緊急対策			避難誘導看板や止水 板の設置、耐震改修、 非常用発電設備、備 蓄倉庫の整備等:約 10ヵ所	民間等の地 下街管理会 社	国土 交通 省		
67	災害対 応基盤 施設	エレベーター	防災拠点施設となる 民間高層建築物のエ レベーターの地震対 策に関する緊急対策			エレベーター 約400 台	民間建物所 有者	国土 交通 省		
68	災害対 応基盤 施設	広域防災拠 点(都市公 園)	広域防災拠点となる 都市公園に関する緊 急対策			＜停電対策＞ 非常用発電設備の整 備等:約20公園 ＜豪雨・浸水・暴風、 地震対策等＞ 施設の嵩上げ、法面 崩壊対策、耐震改修、 備蓄倉庫整備、拠点 施設へのアクセス確 保等:約50公園	国、 都道府県、 市町村	国土 交通 省		
69	災害対 応基盤 施設	通信施設	自治体庁舎等におけ る非常用通信手段の 確保に関する緊急対 策			都道府県1箇所程度 (モデル事業)、市町 村、消防本部の庁舎 200箇所程度(地方公 共団体による整備)	国(モデル事 業)、都道府 県、市町村、 消防本部	総務 省		
70	通信	衛星携帯電 話	災害対策用衛星携帯 電話に係る緊急対策			＜バッテリーの交換 ＞ 約60台 ＜蓄電池の整備＞ 約10台 ＜屋内利用設備の整	国	総務 省		

							備> 約60台			
71	災害対応基盤施設	官署施設等	法務省の官署施設等の耐震・老朽化等への緊急対策				緊急的・優先的に耐震・老朽化等への対策が必要な施設:法務省官署施設等約100施設	国	民間	法務省
72	通信	衛星電話	衛星携帯電話等による通信確保に関する緊急対策				通信機能に支障が生じている衛星携帯電話:約1,260台 災害応急時等に安定した通信を可能とするIP無線機:約120台	国		法務省
73	教育	練習船	国立大学の練習船を活用した災害支援体制の整備に関する緊急対策				大規模災害発生時に支援を行うことが可能な練習船の整備:国立大学の保有する練習船2隻	国立大学法人		文部科学省
74	災害対応基盤施設	自家発電設備、受変電設備等	災害応急対策の活動拠点となる官庁施設に関する緊急対策				自家発電設備、受変電設備改修等:15施設程度	国		国土交通省
75	災害対応基盤施設	庁舎自家発電施設	国土交通省の庁舎自家発電施設の緊急対策				災害対応拠点としての機能維持に支障を及ぼす庁舎自家発電施設:1カ所	国		国土交通省
76	観測	監視設備(沖ノ鳥島)、官庁施設	沖ノ鳥島の監視設備の電源系統冗長性等に関する緊急対策				通信回線の二重化や電源設備の管理高度化等の必要な設備	【沖ノ鳥島】 ①国		国土交通省
77	人材	各種インフラ等	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する緊急対策				全国	国		国土交通省
78	災害対応基盤施設	官邸、緊急時対応センサー(ERC)、緊急事態応	固定衛星通信設備等に関する緊急対策				<固定衛星通信設備の整備> 対策実施:27拠点 <OFC整備>	<固定衛星通信設備の整備> 整備> 国	環境省・内閣府	

							自然災害による被害 のおそれがある OFC への対策実施:6 施設	＜OFC 整備＞ 道府県	
79	災害対 応基盤 施設	モニタリング ポスト	モニタリングポストの 機能維持に関する緊急 対策				＜モニタリングポスト 等の電源及び通信の 多重化(平常時の環境 放射線の監視及び緊急 時の防護措置の判 断に使用するもの)＞ (電源) 約140件 (通信) 約140件 ＜電子式線量計等の 通信の多重化(緊急時 の防護措置の判断に 使用するもの)＞ (通信) 約720件	道府県	環境 省・ 内閣 府
80	災害対 応基盤 施設	放射線測定 設備・資機材 等	モニタリングポストの 機能維持に関する緊急 対策等(放射線測 定設備・資機材等の 整備)				①＜緊急時 モニタリング に係る国の設備、 資機材の整備＞ ①モニタリングカーの 緊急自動車化及び車 載機器の更新等:約 25台分 ②＜モニタリングポ スト及びデータ集約シ ステム等の整備＞ ②-1モニタリングポ スト等の更新:約90局 ②-2データ集約シ ステム(テレメータ)の更 新、改修:約10式 ②-3 モニタリングポ スト等の耐震工事:約 30 局	①＜緊急時 モニタリング に係る国の設 備、資機材の 整備＞ 国 ②＜モニタリ ングポスト及 びデータ集 約システム等 の整備＞ 道府県	環境 省
81	災害対 応基盤 施設	放射線防護 施設、原子	放射線防護施設等に 関する緊急対策				＜放射線防護対策等 事業＞ 10道府県約20件	道府県	内閣 府

		力災害医療施設・設備等					＜原子力災害医療施設等整備事業＞ 11 道府県約 15 件					内閣府	
82	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに関する緊急対策				準天頂衛星システム	国	国	総務省			
83	通信	情報システム設備	Ｌアラートを活用した災害対応支援システム構築に関する緊急対策				Ｌアラートの地図化システムを災害対策支援システムに機能拡張する際の標準仕様	国	総務省				
84	災害対応基盤施設	多言語音声翻訳・基盤技術	災害時における多言語音声翻訳システムの高度化のための緊急対策				クラウド型多言語音声翻訳システム	国	総務省				
85	通信	通信施設	パブリックビューイング会場等向けの避難情報の提供に係る緊急対策				映像配信プラットフォームに係る標準仕様	国	総務省				
86	通信	防災行政無線	高齢者世帯等への確実な情報伝達に関する緊急対策				250 市町村程度	市町村	総務省				
87	観測	災害把握のための観測施設・設備	陸域・海域における地震・津波・火山観測網等に関する緊急対策				＜地震観測網の復旧・更新＞ Hi-net 約70箇所、F-net 約10箇所、K-NET約120箇所 ＜南海トラフ海底地震津波観測網の構築＞ 高知県沖～日向灘の海域(箇所数標記は困難)	国立研究開発法人防災科学技術研究所	文部科学省				
88	観測	観測・監視・通信施設、官庁施設	全国の水文観測・監視施設の緊急対策				□水文観測所 ・水文観測所の浸水対策 国管理河川：約200箇所、 都道府県等管理河	国、都道府県、政令指定都市	国土交通省				

89	河川	情報収集	全国の大河川における情報収集に関する緊急対策			川:約400箇所 ・水文観測所の停電対策 国管理河川:約200箇所、都道府県等管理河川:約400箇所 □監視施設 ・河川監視カメラの停電対策 国管理河川:約300箇所 ・河川監視カメラの夜間監視不良対策 約200箇所 ・整備局間の通信の増強 10 地方整備局等 ・非常用電源設備の増強 9 事務所、約60 中継所 ・大容量小型移動無線の配備 10 地方整備局等、約150 事務所	国	国土交通省
90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策			全天候型ドローン:国管理河川 約30台 陸上水中レーザードローン:国管理河川 約10 台 ＜切迫性のある河川情報の提供＞ ・監視や周知が必要な氾濫の危険性が高い箇所 簡易型河川監視カメラ等の設置(国:約1,700	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省

91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策			箇所、都道府県：約2,200箇所 水害リスクラインの構築（一級水系） ＜分かりやすい河川情報の提供＞ ・情報の一元化の観点から提供する内容の改善が必要なシステム（川の防災情報、DiMAPS、浸水ナビ等） ＜空白地帯のない河川情報の提供＞ ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 都道府県：約150河川市町村：約800市町村 ・異常洪水時防災操作を考慮したダム下流地域の浸水想定図等が必要なダム ①国：約100ダム ②県：約200ダム ＜想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ等の作成＞ 想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策			観測体制の強化 約30施設 調査研究等	■観測体制【海岸】	農林水産省

						数件程度 浸水想定公表 高潮:2020年度までに 約30海岸・都道府県 ハザードマップ: 2020年度までに約50 市町村	①国②管理 者(調査研究 等)国 ■浸水想定 等の推進 ②都道府県 ■高潮・津波 ハザードマッ プ ③市町村 ■浸水ナビ のデータ拡 充 ①国	国土 交通 省
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のため のソフト対策に関す る緊急対策			<基礎調査> 基礎調査の完了:約4 万箇所 <ハザードマップ> 土砂災害ハザードマ ップの整備:約250市 町村 <土砂災害警戒判定 マニュアル> 土砂災害警戒判定メ シュの提供・改善が必 要なシステム	国、 都道府県、 市町村	国土 交通 省
94	観測	観測・監視・ 通信施設、 官庁施設	全国の火山の監視カ メラ等の緊急対策			<カメラの通信回線 や電源設備の多重 化・電源状況確認機 能整備> 監視カメラの電源設 備・通信回線の多重 化:約150箇所 <監視体制の強化> 監視カメラ等の整備:	国、都道府県	国土 交通 省

						約10箇所 ＜庁舎の非常用電源 整備＞ 予備電源設備の整 備:約10 箇所				国 国土 交通 省
95	観測	気象・地震等 観測施設	気象・地震等観測施 設の継続性確保に関 する緊急対策			＜観測施設の機能強 化＞ 気象レーダーの整 備:約10カ所 地域気象観測ステ ムの整備:約1,100カ所 ＜電源の強化＞ 観測機器非常用電源 設備等の整備:約900 カ所 ＜通信の強化＞ 観測機器非常用通信 設備等の整備:約30カ 所 ＜代替施設の整備＞ 可搬型観測装置等の 整備:約70式				国 国土 交通 省
96	観測	気象業務を 維持するた めの拠点施 設	気象業務を維持する ための拠点施設の継 続性確保に関する緊 急対策			自家発電設備・情報 通信設備の整備:約 70カ所				国 国土 交通 省
97	観測	地震・火山等 の状況を監 視・観測する 施設	電子基準点網等に関 する緊急対策			(1) 電子基準点の移 設 数件程度 (2) 電子基準点網等 の強化 千件程度 (3) 衛星SARによる地 殻変動監視等の代 替・補充機能強化 数 件程度 (4) 電子基準点網等 の運用に関する危機 管理体制の強化 必				国 国土 交通 省

103	燃料	ガス事業用 LNG 基地等	ガス事業用 LNG 基地等に関する緊急対策				＜自家発電設備等の導入が必要な事業所＞ 2事業所 ＜ガスの長時間製造/供給に課題がある事業所＞ 22 事業所	民間等のガス事業者	経済産業省
104	燃料	球形貯槽等の高圧ガス設備	高圧ガス設備の耐震補強に関する緊急対策				石油化学関連設備 31 基以内、石油精製関連設備 9 基以内	民間事業者	経済産業省
105	電力	再エネ・蓄エネ設備	災害時に役立つ再エネ・蓄エネシステムに関する緊急対策				＜公共施設＞ 47都道府県等の避難所等 約250ヵ所 ＜民間施設＞ 災害時の電源確保が必要な施設等 約270ヵ所	＜公共施設＞ 都道府県等 ＜民間施設＞ 民間団体等	環境省
106	電力	原子力規制検査システム及び原子力規制検査ホームページ	原子力規制検査の体制整備に関する緊急対策				＜原子力規制検査業務システムの構築・整備＞ 原子力規制検査業務システム ＜原子力規制検査ホームページの構築・整備＞ 原子力規制検査ホームページ	国	環境省
No.	分野	対象インフラ	緊急対策名				対策箇所数	実施主体	府省庁名
107	農業	ダム、頭首工、排水機場、水門、農業用水路、揚水機場	農業水利施設に関する緊急対策				耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失する恐れがあるなど、早急な対応が必要な地区:約1,000 地区	国、都道府県等	農林水産省

108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊急対策			停電時の電源確保等に向けた対策を実施: 約 100 市場	地方公共団体、第三セクター、事業協同組合、法人等	農林水産省
109	農業	乳業施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(乳業施設)に関する緊急対策			全国の 10 のブロック	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
110	農業	貯乳施設(クーラー・レーション)	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(貯乳施設(クーラー・レーション))に関する緊急対策			全国の 10 のブロック	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
111	農業	酪農家	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(酪農家)に関する緊急対策			全国の 10 のブロック	指定生乳生産者団体、乳業者等(都道府県、農協など地域の関係者と連携)	農林水産省
112	農業	食肉処理施設	畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設(食肉処理施設)に関する緊急対策			各都道府県において選定した、大規模停電時に稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設のうち、非常用電源設備の導入が必要な施設 40 施設	食肉処理業者	農林水産省
113	農業	農業用ハウス	農業用ハウスの災害被害防止に関する緊急対策			約 9,000 ha	地方自治体等	農林水産省
114	漁港	防波堤、荷さばき所、製氷施設、冷	流通や防災上特に重要な拠点漁港における緊急対策			約 60 漁港	国、都道府県、市町村等	農林水産省

119	教育	国立大学、国立研究開発法人等施設・設備等	国立大学法人、国立研究開発法人等施設等の重要インフラ設備に関する緊急対策			＜国立大学法人等＞ 82法人 ＜国立研究開発法人＞ 6法人	国立大学法人、国立研究開発法人等	文部科学省
120	教育	国立大学及び大学共同利用機関における研究基盤	国立大学や大学共同利用機関における最先端研究基盤に関する緊急対策			国立大学10法人、大学共同利用機関8法人	国立大学及び大学共同利用機関	文部科学省
121	教育	国立大学等設備	国立大学等の基盤的インフラ設備の強靱化に向けた緊急対策			国立大学等:12箇所	国立大学等	文部科学省
122	環境	廃棄物処理施設	大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備 緊急支援及び一般廃棄物処理施設の整備及び更新に関する緊急対策			災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体:全国8ブロックから各15自治体計約120自治体 災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一般廃棄物処理施設:約60施設	国、自治体及び事務組合	環境省
123	環境	特定支障除去等事業地	産業廃棄物不法投棄等原状回復措置に関する緊急対策			平成10年6月16日以前の不法投棄等事業で平成25年3月31日までに環境大臣に協議し、同意を得た都道府県等による特定支障除去等事業(5カ所)	都道府県等	環境省
124	環境	プラスチックリサイクル設備	災害に強いリサイクル設備(省CO ₂ 型リサイクル高度化設備)整備促進緊急対策			災害時の基幹的リサイクル拠点約240カ所	非営利法人	環境省
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関する緊急対策			単独処理浄化槽:約1.9万基	国、地方公共団体および個人の単独	環境省

						浄化槽管理 者		
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画 策定のための緊急対 策			浄化槽整備事業を行 っている都道府県、市 町村	国	環境 省
127	環境	PCB 廃棄物 処理施設	JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊 急対策			JESCO 高濃度PCB 処理施設(5ヵ所)	JESCO 等	環境 省
128	環境	PCB 廃棄物 保管事業場	PCB 早期処理のた めの緊急対策			各都道府県・政令市 (122 自治体)	国	環境 省
129	空港	滑走路、誘 導路、エプロ ン	航空輸送上重要な空 港等に関する緊急対 策(基本施設)			＜護岸の嵩上げ・排 水機能の強化＞ 関西国際空港を含む 6空港 ＜滑走路等の耐震対 策＞ 3空港	国、民間	国土 交通 省
130	空港	管制施設、 電源局舎、 無線局舎	航空輸送上重要な空 港等に関する緊急対 策(無線施設等)			＜無線施設の電源設 備等の浸水対策＞ 関西国際空港を含む 6空港 ＜非常用発電設備等 の設置＞ 関西国際空港を含む 8空港	国、民間	国土 交通 省
131	空港	ターミナルビ ル、燃料施 設	航空輸送上重要な空 港等に関する緊急対 策(ターミナルビル)			＜ターミナルビルの 電源設備等の浸水対 策＞ 関西国際空港を含む 7空港 ＜ターミナルビルの 吊り天井の安全対策 ＞ 約 12 空港 ＜空港BCPの見直し ＞ 約 16 空港	民間、指定公 共機関	国土 交通 省
132	空港	空港アケ ス	航空輸送上重要な空 港等に関する緊急対 策(空港BCP)				国、民間	国土 交通 省

133	航空交通	管制施設、電源局舎、無線局舎	航空輸送上重要な空港等に関する緊急対策(航空路施設)				＜管制施設の電源設備等の浸水対策＞6施設	国	国土交通省
134	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(電源設備)				電源保持時間の基準を満たしていない等、課題がある予備電源設備:約20箇所	国	国土交通省
135	海上交通	航路標識	全国の航路標識に関する緊急対策(海水浸入防止対策等)				＜海水浸入防止対策＞ ①FRP造の灯台(基礎部アンカー留め)で海水浸入防止対策が必要な施設:約250箇所 ②鉄筋コンクリート造灯台で亀裂が深く海水浸入防止対策が必要な施設:約50箇所 ＜海域監視体制の強化＞ 海域監視体制の強化等が必要な海域:5箇所	国	国土交通省
136	道路	信号機	信号機電源付加装置の更新・整備に関する緊急対策				信号機電源付加装置約1,000台	都道府県	警察庁
137	道路	道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に関する緊急対策(法面・盛土対策、道路拉幅等)				＜道路法面対策等＞約2,000箇所	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
138	道路	排水施設等の道路構造物	道路の排水施設等に関する緊急対策				＜冠水対策に対応した道路排水施設等の補修等＞ 約1,200箇所 ＜冠水対策に対応したアンダーパス部等の排水設備の補修等＞	国、高速道路会社、地方自治体等	国土交通省

					約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km(うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホール)の浮上防止対策約200km、管路の耐震化約500km)	約7千km、重要な幹線のうち、耐震性が確保されていない管路約4万km(うち、過去に液状化が発生した埋立地区等の緊急性が高い地区におけるマンホール)の浮上防止対策約200km、管路の耐震化約500km)					
146	鉄道	鉄道河川橋梁	豪雨による鉄道河川橋梁の流失・傾斜に関する緊急対策				優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁:約50箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道河川橋梁:約50箇所	国土交通省	鉄道事業者	
147	鉄道	鉄道隣接斜面	豪雨による鉄道隣接斜面の崩壊に関する緊急対策				優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面:約190箇所	優等列車若しくは貨物列車が運行する路線、又は一定以上の輸送密度を有する線区の鉄道隣接斜面:約190箇所	国土交通省	鉄道事業者	
148	鉄道	地下鉄、地下駅、電原設備等	地下鉄、地下駅、電原設備等の浸水に関する緊急対策				利用者が多い線区の地下駅等出入口:約190箇所、地下鉄等換気口:約30箇所、地下鉄等トンネル坑口:約10箇所、電原設備等:約60箇所	利用者が多い線区の地下駅等出入口:約190箇所、地下鉄等換気口:約30箇所、地下鉄等トンネル坑口:約10箇所、電原設備等:約60箇所	国土交通省	鉄道事業者	
149	鉄道	駅、高架橋等	大規模地震による駅、高架橋等の倒				首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域	首都直下地震・南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域	国土交通省	鉄道事業者	

						等において、 利用者が多い線区 の 駅:約40箇所 高架橋柱等:約5,900 箇所			
150	港湾	外貿コンテナターミナル	全国の主要な外貿コンテナターミナルに関する緊急対策			コンテナ流出対策:約30 施設、電源浸水対策:約20 施設、耐震対策:5 施設、港湾BCPの充実化:約40 港	国、 港湾管理者	国土 交通 省	
151	港湾	内貿ユニットロードターミナル	全国の主要な内貿ユニットロードターミナルに関する緊急対策			コンテナ流出対策:2 施設、電源浸水対策:2 施設、フェリー可動橋停電対策:約10 施設、耐震対策:5 施設、港湾BCPの充実化:約65 港	国、 港湾管理者	国土 交通 省	
152	港湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策			情報提供体制の確保:2 箇所、港湾BCPの充実化:約40 港	港湾管理者 等	国土 交通 省	
153	港湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策			耐震強化岸壁の整備:約10 施設、港湾BCPの充実化:約70 港	国、 港湾管理者	国土 交通 省	
154	港湾	臨港道路(橋梁・トンネル含む)	全国の主要な臨港道路に関する緊急対策			トンネルの冠水対策:2 施設、橋梁の耐震補強:約15 施設、道路	国、 港湾管理者	国土 交通 省	

						の液状化対策:5 施設、港湾BCPの充実化:約85 港				
155	港湾	防波堤	全国の主要な防波堤に関する緊急対策			高潮・高波対策:約10 施設、津波対策:5 施設、港湾BCPの充実化:約65 港			国土交通省	国、港湾管理者
156	海岸・港湾	漁港、道路等	海岸漂着物等に関する緊急対策			37 都道府県の海岸・港湾			環境省	国、都道府県、市町村
157	通信	通信施設	携帯電話基地局に関する緊急対策			＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ ＜応急復旧の体制整備＞ ＜車載型基地局等の増設＞ 約100 台			総務省	＜迅速な応急復旧のための体制整備＞ ＜国、通信事業者者＞ ＜車載型基地局等の増設＞ 通信事業者
158	放送	地上放送施設	地上基幹放送設備に関する緊急対策			＜臨時災害放送局設備の整備＞ 5局所程度 ＜聴覚障害者への字幕情報提供システム＞ の構築 字幕情報提供システム ＜災害情報の共通配信基盤の整備＞ 共通配信基盤			総務省	＜臨時災害放送局設備の整備＞ ＜聴覚障害者への字幕情報提供システムの構築＞ 民間企業等 ＜災害情報の共通配信基盤の整備＞ 放送事業者等

159	放送	ケーブルテレビ	ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策			ケーブルテレビ事業者 30 者程度	ケーブルテレビ事業者	総務省
160	鉄道	新幹線の駅、車内	新幹線における外国人旅行者等の情報入手に関する緊急対策			新幹線全108 駅 新幹線全車両	鉄道事業者	国土交通省

1 (別紙 4) 国土強靱化推進本部に報告すべき国の他の計画等

2
3 (※を付した計画等は、今後新たに国土強靱化推進本部への報告対象と位置付けたもの)

4 ■今年度改正予定の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名	改正時期 (予定)
防災基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断	H31. 5. xx
南海トラフ地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断	H31. 5. xx
※統合イノベーション戦略	閣議決定	内閣府	研究開発	H31. 6 頃
健康・医療戦略	閣議決定	内閣官房	保健医療・福祉	H31 年度内

5
6 ■その他の国の他の計画等

名称	決定主体	所管府省庁	主要分野名
政府業務継続計画 (首都直下地震対策)	閣議決定	内閣府	分野横断
事業継続ガイドライン	内閣府防災	内閣府	分野横断
首都直下地震緊急対策推進基本計画	閣議決定	内閣府	分野横断
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針	内閣総理大臣	内閣府	分野横断
国土形成計画 (全国計画)	閣議決定	国土交通省	分野横断
社会資本整備重点計画	閣議決定	警察庁・農林水産省・国土交通省	分野横断
観光立国推進基本計画	閣議決定	国土交通省	分野横断
※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画	中央防災会議	内閣府	分野横断
※避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	内閣府防災	内閣府	分野横断
※雨水の利用の推進に関する基本方針	国土交通大臣	国土交通省	分野横断
行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針	閣議決定	国土交通省	行政機能
都市再生基本方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針	閣議決定	内閣府	住宅・都市
住生活基本計画	閣議決定	国土交通省	住宅・都市
建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市
※スポーツ基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
※文化芸術推進基本計画	閣議決定	文部科学省	住宅・都市
※歴史的風致維持向上基本方針	文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣	国土交通省	住宅・都市
高齢社会対策大綱	閣議決定	内閣府	保健医療・福祉

医療提供体制の確保に関する基本方針 (良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針)	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉
※予防接種に関する基本的な計画	厚生労働大臣	厚生労働省	保健医療・福祉
エネルギー基本計画	閣議決定	経済産業省	エネルギー
※地球温暖化対策計画	閣議決定	内閣官房	エネルギー
地理空間情報活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信
世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画	閣議決定	内閣官房	情報通信
宇宙基本計画	宇宙開発戦略本部	内閣官房	情報通信
交通政策基本計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流
総合物流施策大綱	閣議決定	国土交通省	交通・物流
※自転車活用推進計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流
※無電柱化推進計画	閣議決定	国土交通省	交通・物流
水産基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
食料・農業・農村基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
森林・林業基本計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
土地改良長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
漁港漁場整備長期計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
森林整備保全事業計画	閣議決定	農林水産省	農林水産
※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産
※農林水産業・地域の活力創造プラン	閣議決定	農林水産省	農林水産
※卸売市場整備基本方針	農林水産大臣	農林水産省	農林水産
海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針	農林水産大臣及び国土交通大臣	農林水産省・国土交通省	国土保全
津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
土砂災害防止対策基本指針	国土交通大臣	国土交通省	国土保全
※水循環基本計画	閣議決定	内閣官房	国土保全
※海洋基本計画	閣議決定	内閣府	国土保全
環境基本計画	閣議決定	環境省	環境
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	環境大臣	環境省	環境
気候変動の影響への適応計画	閣議決定	環境省	環境
循環型社会形成推進基本計画	閣議決定	環境省	環境
※鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針	環境大臣	環境省	環境
沖縄振興基本方針	内閣総理大臣	内閣府	土地利用
北海道総合開発計画	閣議決定	国土交通省	土地利用

国土利用計画（全国計画）	閣議決定	国土交通省	土地利用
豪雪地帯対策基本計画	閣議決定	国土交通省	土地利用
離島振興基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、文部科学大臣及び環境大臣	国土交通省	土地利用
奄美群島振興開発基本方針	国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣	国土交通省	土地利用
小笠原諸島振興開発基本方針	国土交通大臣	国土交通省	土地利用
教育振興基本計画	閣議決定	文部科学省	リスキミ
※建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画	閣議決定	厚生労働省・国土交通省	人材育成
インフラ長寿命化基本計画	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議	インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁	老朽化対策
科学技術基本計画	閣議決定	内閣府	研究開発

(別紙 5) 重点化プログラムに係る工程表

1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】住宅・建築物の耐震化の促進	耐震改修促進法に基づき、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等に対する耐震診断の義務付けを行うとともに、耐震診断や耐震改修について重点的支援を行う。また、耐震診断義務付け対象建築物については、2025 年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。さらに、耐震化に積極的に関わり組む地方公共団体を対象とした住宅の耐震改修等に対する定額補助等により、住宅の耐震化を促進する。加えて、避難路沿道のブロック塀等に対し耐震改修促進法の枠組みを活用した耐震診断を推進するとともに、耐震診断や除却・改修等に対する支援等により、ブロック塀等の安全確保を推進する。		【国交】建築物の耐震化率 【国交】住宅の耐震化率
【国交】宅地の耐震化の推進	重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、国による全国の大規模盛土造成地マップおよび液状化ハザードマップの作成・公表や地方公共団体による安全性調査等を実施するとともに、宅地の耐震化を推進する。 また、地震による宅地擁壁の崩壊や宅地地盤の液状化に備えるため、宅地擁壁の老朽化対策および、液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成方法について検討する。	地方公共団体による大規模盛土造成地の滑動崩落に対する安全性調査等の緊急対策を行う。 宅地擁壁の老朽化対策を示すガイドラインを策定する。 液状化のリスクをわかりやすく表現するマップの作成手法を示すマニュアルを策定する。	【国交】液状化ハザードマップ公表率 【国交】大規模盛土造成地マップ公表率
【国交】官庁施設の耐震化及び天井耐震対策	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない財務省本庁舎（平成 27～31 年度）の耐震補強等整備を推進する。	官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能に満たない官庁施設の耐震補強等整備を推進する。	【国交】官庁施設の耐震基準を満たす割合
【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	地方公共団体における公立学校施設の構造体の耐震化、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	公立学校施設の構造体の耐震化の完全達成とともに、トイレ整備、給食施設の整備、緊急的に必要な老朽化対策について推進する。	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率 【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率
【文科】国立大学法人等施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設の耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	国立大学法人等施設の耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率 【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率
【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化、ブロック塀等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。	私立学校施設の新構造部材を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。	【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下） 【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）

【文科】公立社会体育施設の耐震化	地方公共団体における公立社会体育施設の構造体や屋根、外壁、天井等の非構造部材の耐震化を促進する。	【文科】防災拠点に指定されている公立社会体育施設(体育館)の耐震率
【文科】国立大学附属病院施設の防災・減災機能強化	国立大学法人施設整備費補助金及び財政融資資金の活用により、地域医療計画や「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成28年度～32年度)を踏まえた各附属病院の長期整備計画に基づいて、防災・減災機能強化を含めた施設整備を実施する。	【文科】国立大学附属病院の整備の進捗率
【法務】矯正施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない矯正施設について、2019年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設について、より長期間の使用が可能となるよう長寿命化改修等の検討・実施を図る。	【法務】矯正施設の耐震化率
【法務】法務省施設の防災・減災対策	現行の耐震基準を満たしていない法務省施設について、2019年度以前に策定した施設整備方針に基づき、順次整備を実施するとともに、現行の耐震基準を満たす同施設について、より長寿命化改修等の検討・実施を図る。	【法務】法務省施設の耐震化率
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、 ・高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚の耐震対策を実施する。 ・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。 ・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
【国交】無電柱化の推進	無電柱化推進計画(平成30年4月国土交通大臣決定)に基づき、無電柱化を推進する。 防災・安全交付金(無電柱化推進計画支援事業)の創設やPFI手法を活用した無電柱化のための国庫債務負担行為の拡充により、無電柱化を推進する。 低コスト手法の普及、事業期間の短縮、固定資産税の拡充措置を実施するほか、無電柱化推進計画支援事業により、地方公共団体による無電柱化を支援する。	【国交】市街地等の幹線道路の無電柱化率

【文科】 学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】 職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）
【国交】 防災気象情報の高度化及び適切な活用の推進	二重偏波次世代気象レーダーの導入等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。積雪・降雪の面的な分布情報の提供など、降雪に関する情報の改善を図る。長期間噴火活動を休止している火口について、民間カメラ等も最大限活用し、火山の監視・観測体制を強化するとともに、南海トラフ沿いの大規模地震について、地殻変動等の実況を、随時、防災関係機関や自治体等にわかりやすく解説するなど、情報提供体制を強化する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。さらに、気象・地震等の観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	気象等の観測・予測データを集配する基幹的なシステムのデータの処理能力を大幅に向上させるとともに、防災気象情報の基盤である数値予報の高度化・精度向上のための技術開発を推進するとともに、AI 技術の活用等により、気象等の監視・予測能力の向上を図る。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】 緊急地震速報の迅速化

1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】大規模地震に備えた河川管理施設の地震・津波対策	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。 さらに、地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる河川等のうち、早期に対策が可能な緊急性の高い箇所において行う耐震対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	切迫する大規模地震に備えるため、河川管理施設の地震・津波対策を実施する。	【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率 【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 【国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）

【農水・国交】水門・陸間等の自動化・遠隔操作に備えた津波・高潮等における水門・陸間等管理システムの運用の推進	水門・陸間等の自動化・遠隔操作を推進するとともに、効果的・効率的な整備・運用に係る計画作成について支援するほか、「津波・高潮対策における水門・陸間等管理システムガイドライン（Ver3.1）」に基づく海岸管理者の取組を支援し、水門・陸間等の効果的な管理運用を推進する。	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率
【農水・国交】地震・津波・高潮等に備えた海岸堤防等の整備	地盤改良等のコスト削減を図るため、新技術の活用等を検討するほか、粘り強い構造（緑の防潮堤を含む。）を基本とし海岸堤防等の整備を推進するとともに、必要な耐震性能照査及び耐震・液状化対策を推進する。	【農水・国交】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）
【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。 各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。 学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）
【国交】地震・津波対策のための津波防災情報の整備による船舶安全の確保	大規模な津波災害発生時における船舶交通安全を確保するため、早急に多様な想定地震津波に対応した情報図及び高精度な広域図の整備を行うとともに、整備済み情報図内の港湾施設変更等に対応した維持・更新作業を行う。 また、津波襲来時の船舶の安全対策を検討する上で必要となる個別の海域に対応した様々な条件での情報図を作成するとともに、これを常に最新の情報で維持する。	【国交】津波防災情報の整備率
【国交】港湾における津波避難対策の実施	津波避難計画未策定の港湾管理者に対して、「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」に基づいた避難計画の策定を働きかける。 地方公共団体等による津波避難施設の整備を支援するとともに、避難機能（退避施設等）を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。	【国交】南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）における避難計画の策定率

1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】事前防災等による水害発生防止	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する事前防災対策を着実に実施するとともに、激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。また、既設ダムを運用しながら有効活用するダム再生の取組を一層推進する。	被害の防止・軽減を図るため、治水安全度の向上に寄与する事前防災対策を実施する。激甚な水害が発生した地域等においては再度災害防止対策を集中的に実施する。既存ストックの有効活用を図る観点から、ソフト対策・ハード対策を講じて既設ダムを有効活用するダム再生を推進する。	【国交】人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率
【国交】水害に強い地域づくり（下水道）	雨水排水施設等の下水道施設の整備を推進するとともに、事前防災・減災の観点からハード対策、ソフト対策、自助の組み合わせによる総合的な浸水対策を、河川や住民・民間等とも連携して推進する。	【国交】下水道による都市浸水対策達成率	【国交】下水道による都市浸水対策達成率
【国交】河川管理施設・砂防設備等の戦略的維持管理・更新	国、水資源機構、地方公共団体などの管理施設について策定する個別施設計画に基づき、点検・診断を実施し、その結果を踏まえ、修繕、更新等の必要な対策を適切な時期に、着実に実施していく。		【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 砂防〔地方公共団体〕 【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 ダム〔地方公共団体〕 【国交】個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率 河川〔地方公共団体〕
【文科】学校における防災教育の充実	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築・強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。各都道府県・指定都市の取組を検証し、先進的な取組を共有するなどして取組の質の向上を図る。学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	学校における防災教育・防災管理を行うために学校と家庭・地域・関係機関等との連携体制を構築強化する地域取組を行う教育委員会を支援する。学校での防災教育の質的向上を図るため、教職員等を対象とした講習会に対して支援する。	【文科】職員に対する研修の実施状況（校内研修の実施）

【国交】社会全体で水災害に備える「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の推進	各地域の大規模氾濫減災協議会等において、利水ダムの管理者や市町村の福祉部局の構成員への追加やメディア連携分科会の設置等を通じ、様々な主体との連携を強化するとともに、多機関連携型タイムラインの拡充などの緊急行動計画に位置づけた取組を、特に2019年出水期までの取組として位置づけたものを中心に、着実に推進する。	各地域の大規模氾濫減災協議会等において、緊急行動計画に位置づけた取組を着実に推進する。	【国交】水防法に基づく大規模氾濫減災協議会等の設置率 【国交】水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」として堤防のかさ上げ等を実施した区間の延長（国管理） 【国交】水防災意識社会 再構築ビジョン」に沿って、「危機管理型ハード対策」として決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施した区間の延長（国管理）
【国交】洪水ハザードマップの作成支援等減災対策	防災・安全交付金により、浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施する。各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施する。 大規模氾濫減災協議会の構成市町村における「マイ・タイムライン」や「マイ防災マップ」等の避難の実効性を高める取組の実施状況を確認し、取組内容を共有する。また、別途とりまとめる全国の先駆的な取組や水害や防災の専門家等との連携による取組などの事例を共有する。	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につなげる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につなげる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
【国交】国管理河川におけるタイムラインの策定	出水期前に大規模氾濫減災協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認する。 水害対応タイムラインを活用して、洪水対応訓練を実施し、明らかにになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直す。 都道府県管理河川における水害対応タイムラインの作成等が進むよう、ノウハウの提供や助言などを行う。	【国交】都道府県河川におけるタイムラインの策定数	【国交】最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につなげる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村の割合
【国交】内水ハザードマップの作成支援等減災対策	内水により相当な被害を生ずるおそれがある地下街等を有する地方公共団体において、水位周知下水道制度の運用開始・普及展開を促進し、内水ハザードマップを作成する。		

【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	二重偏波次世代気象レーダーの導入等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。積雪・降雪の面的な分布情報の提供など、降雪に関する情報の改善を図る。長期間噴火活動を休止している火口について、民間カメラ等も最大限活用し、火山の監視・観測体制を強化するとともに、南海トラフ沿いの大規模地震について、地殻変動等の実況を、随時、防災関係機関や自治体等にわかりやすく解説するなど、情報提供体制を強化する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。さらに、気象・地震等の観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3か年緊急対策を着実に実施する。	気象等の観測・予測データを集配する基幹的なシステムのデータ処理能力を大幅に向上させるとともに、防災気象情報の基盤である数値予報の高度化・精度向上のための技術開発を推進するとともに、AI 技術の活用等により、気象等の監視・予測能力の向上を図る。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】台風予報の精度（台風中心位置の予報誤差） 【国交】大雨警報のための雨量予測精度
【国交】水害に強い地域づくり（河川）	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制など、ハード・ソフト一体となった総合的な治水対策を実施する。 さらに、近年、浸水被害があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定され、浸水被害の危険性が高い箇所がある河川における河川改修等の緊急対策など、3か年緊急対策を着実に実施する。	河川整備を実施するとともに、雨水貯留浸透施設の整備など、総合的な治水対策を実施する。 土地利用規制等を組み合わせ、ハード・ソフト一体となった対策を実施する。	【国交】人口・資産集積地域等の流域貯留施設の貯留量

1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

事態を回避するため の取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【文科】ALOS シリーズ等の地球観測衛星の開発	陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）、先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進する。	可能な限り、陸域観測技術衛星 2 号（ALOS-2）の後期運用を継続するとともに、先進光学衛星（ALOS-3）、先進レーダ衛星（ALOS-4）の開発を着実に推進し、2020 年度に打ち上げる。	【文科】公共の安全の確保（国内及びアジア地域等の災害時の情報把握） 【文科】公共の安全の確保（地殻変動の予測・監視） 【文科】ALOS-2 の運用年数
【国交】SAR 衛星データ等による全国陸域の火山の地殻変動の監視	全国陸域の 99 火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、ハードウェアの更新を行う。 次期 SAR 衛星（先進レーダ衛星：ALOS-4）に対応した解析システムの開発とハードウェアの整備を行う。	全国陸域の 99 火山周辺の定期的な地殻変動を監視するとともに、火山活動時の地殻変動情報の速やかな提供を行う。 解析システムの安定運用と高度化、ハードウェアの更新を行う。 次期 SAR 衛星（先進レーダ衛星：ALOS-4）に対応したハードウェアの整備を行う。	【国交】全国陸域の 99 の活火山のうち SAR 衛星データによる地殻変動の監視を行った割合

【内閣府】火山災害対策の推進	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、2015年に改正された活火山法の内容の踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援する。 降灰による被害の様相を踏まえ、大規模噴火時の広域降灰に対する除灰等の応急対策の考え方について、検討・とりまとめを行う。	「火山防災対策推進ワーキンググループ」の最終報告（平成27年3月とりまとめ）、2015年に改正された活火山法の内容の踏まえ、各種対策を推進する。 各火山地域における警戒避難体制の整備を促進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の取組を実施する。 突発噴火時の緊急避難対策を推進するため、集客施設等における避難確保計画作成を支援し、検討の具体的な進め方についての事例集等を整備する。	【内閣府】噴火時等の具体的な実践的な避難計画の策定率
【国交】豪雨や火山噴火、地震等に伴う土砂災害に備えた土砂災害対策	平成29年九州北部豪雨や平成30年7月豪雨を踏まえ、流木捕足効果の高い透過型砂防堰堤等、土砂・洪水氾濫対策としての遊砂地等の整備や、インフラ・ライフラインや避難所・避難路を保全する砂防施設等の整備を重点的に整備するとともに、土砂災害から人命を守る施設整備を重点的に着実に推進する。 監視体制強化のための監視カメラの電源・通信の多重化や災害対策拠点施設の非常用電源整備を推進する。	【国交】土砂災害から保全される人家戸数	
【国交】防災気象情報の高度化及び適切な利活用の推進	二重偏波次世代気象レーダーの導入等により、台風・集中豪雨等に対する観測体制の強化・予測精度の向上を図る。積雪・降雪の面的な分布情報の提供など、降雪に関する情報の改善を図る。 長期間噴火活動を休止している火口について、民間カメラ等も最大限活用し、火山の監視・観測体制を強化するとともに、南海トラフ沿いの大規模地震について、地殻変動等の実況を、随時、防災関係機関や自治体等にわかりやすく解説するなど、情報提供体制を強化する。 JETT（気象庁防災対応支援チーム）の活動等を通じ、地方自治体の防災対応支援するとともに、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進し、地域防災力の強化を図る。 さらに、気象・地震等の観測施設の機能強化や非常時の電源・通信設備等の整備等、3カ年緊急対策を着実に実施する。	気象等の観測・予測データを集配する基幹的なシステムでのデータ処理能力を大幅に向上させるとともに、防災気象情報の基盤である数値予報の高度化・精度向上のための技術開発を推進するとともに、AI技術の活用等により、気象等の監視・予測能力の向上を図る。 地方自治体の防災対応支援や、市町村や住民の防災気象情報等に対する理解促進の取組等を推進する。	【国交】噴火警戒レベルの運用による火山防災の推進
【国交】土砂災害ハザードマップ作成や火山地域の緊急減災計画策定の促進	2019年度内の基礎調査完了とその後の区域指定に向け、防災・安全交付金の重点配分による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、土砂災害警戒区域の指定による危険な区域の明示や警戒避難体制の確立を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域の指定による一定の開発行為の制限等を行い、土砂災害の防止を図る。 平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害に関するハザードマップの作成を推進するため、防災・安全交付金による財政的支援や、先進的な取組事例の共有など技術的支援を行う。また、火山砂防ハザードマップの作成、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定及びリアルタイムハザードマップの整備を推進する。	【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合 【国交】火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定率	【国交】土砂災害警戒区域を指定、又は指定予定市町村において、土砂災害防止法に基づく土砂災害ハザードマップを公表済みの市町村の割合 【国交】火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定率

2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2019 年度に実施すべき事項		2020 年度以降に実施すべき事項		指標
【国交】 救急・救命活動等に必要 な 空港施設の耐震化	地震発生時に、空港が救急・救命活動及び緊急物資等輸送拠点としての機能を確保するため、管制機能確保に必要な管制施設、最低限必要となる基本施設等の耐震化を実施する。	水道事業者等における対策の実施状況について進捗管理を進めるとともに、水道事業者等に対する技術的支援に取り組む。		【国交】 航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口
	改正水道法を適切に施行するとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。	「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実に対応した訓練内容により、応急用食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練に職員を派遣し、多くの経験者を確保する。		【厚労】 上水道の基幹管路の耐震適合率
	【農水】 応急用食料等物資供給体制の充実及び備蓄の推進	「緊急災害時対応食料供給体制整備調査」の取りまとめに当たっては、必要に応じて調査品目等の見直しを行うとともに、訓練に当たっては、より現実に対応した訓練内容により、応急用食料の調達体制の充実を図るほか、内閣府主催の緊急災害対策本部事務局訓練に職員を派遣し、多くの経験者を確保する。		【農水】 応急用食料の充足率

2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2019 年度に実施すべき事項		2020 年度以降に実施すべき事項		指標
【防衛】 自衛隊の災害救助能力の向上のための装備品の整備	継続的な新造機の製造、定期整備、部品製造等に必要 な MOR (整備、修理、オーバーホール) 認証取得、ライセンス更新、老朽化工具更新を実施する。	CH-47JA 3機の整備及び SH-60K/K (能力向上型) 13機の整備を実施する。		【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品 (CH-47JA) の整備率 【防衛】 災害救助能力の向上に資する装備品 (SH-60K/K (能力向上型)) の整備率
	【総務】 消防庁舎の耐震化	消防庁舎に係る地方財政措置を講じるとともに、技術的助言を行い、耐震率の向上を図る。		【総務】 消防庁舎の耐震化率

2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事象を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【文科】公立学校施設の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策を含む）	地方公共団体における公立学校施設の構造体の耐震化、トイレ整備等の防災機能の強化、緊急的に必要な老朽化対策を支援する。あわせて、計画的な長寿命化改修等を促進するための普及・啓発を推進する。	公立学校施設の構造体の耐震化の完全達成とともに、トイレ整備、給食施設の整備、緊急的に必要な老朽化対策について目標値を達成する。	【文科】公立小中学校施設の構造体の耐震化率 【文科】緊急的に必要な公立小中学校施設の老朽化対策の実施率
【文科】私立学校施設の耐震化等（非構造部材の耐震対策を含む）	私立学校を設置する法人における私立学校施設について、倒壊し又は崩壊する危険が特に高い施設（Is 値 0.3 未満）の構造体の耐震化や、耐震対策の緊急性の高い非構造部材の耐震化、ブロック塀等の安全対策などを中心に、防災機能の強化を支援する。	私立学校施設の非構造部材を含む耐震化を早期完了し、安全・安心な教育研究環境を確保する。	【文科】私立学校施設の耐震化率（高校等以下） 【文科】私立学校施設の耐震化率（大学等）
【文科】国立学校施設等の耐震化・老朽化対策等（非構造部材の耐震対策、ライフラインの老朽化対策を含む）	国立大学法人等施設整備費補助金等により、国立大学法人等施設の耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	国立大学法人等施設の耐震化対策及び教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策（ライフラインを含む）を推進する。	【文科】国立大学法人等施設の耐震化率 【文科】教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設（ライフラインを含む）の老朽化対策の実施率
【厚労】社会福祉施設等の耐震化	社会福祉施設等の耐震化整備を推進するとともに、緊急対策関連予算を活用し、ブロック塀の改修、非常用自家発電の整備等を併せて推進する。	2019 年度における社会福祉施設等の耐震化整備、緊急対策の実施状況を踏まえ、必要な予算の確保を図りつつ、これらの対策に取り組む。	【厚労】社会福祉施設等の耐震化率
【厚労】災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制構築	2019 年以降の研修体系の見直しを行い、DHEAT の養成研修を各自治体が実施できるよう支援を行う。	47 都道府県において、各自治体における DHEAT 養成研修・訓練を実施する。	【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編）の受講実績 【厚労】災害時健康危機管理支援チーム養成研修（高度編）の受講実績

4-3) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【総務】Ｌアラート情報の迅速かつ確実な伝達及び高度化の推進	地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するためＬアラートの研修やセミナーを通じた普及啓発等を行うとともに、Ｌアラートの地図化システムにおいて気象関係情報や他団体の避難情報の発令状況、過去の発令状況の表示等を可能とし、避難指示等の発令の判断からＬアラートへの情報発信までの災害対応業務を円滑かつ迅速に行えるよう支援するシステムの構築を早急に進めるため、その標準仕様を速やかに策定する。	標準仕様を策定したＬアラートの高度化システムについては、その成果の全国展開に向けた普及活動等を進め、2020 年度には15 都道府県程度での実装を目指す。	【総務】 Ｌアラート高度化システムの導入 【総務】 Ｌアラートの都道府県の運用状況 【総務】 Ｌアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様の策定
【総務】 G空間防災システムの普及の促進	周辺自治体に先駆けた先導的な取組を行う自治体に対して補助事業によりシステムの実装に必要な支援を実施するとともに、G空間防災システムの自律的実装を促進するため関係省庁・組織と連携した普及啓発やセミナーの開催等の周知啓発活動を実施する。		【総務】 G空間防災システム実装自治体数
【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化	安否確認サービスの導入自治体の増加に向けた普及活動を推進する。 安否確認サービス及び災害危機管理通報に関する研究開発を推進する。 7 機体制確立のための追加 3 機（5, 6, 7 号機）の衛星開発に着手する。	安否確認サービスの試行的導入を実施している自治体における更なる利用拡大を図る。 安否確認サービス及び災害危機管理通報に関する研究開発について、社会実装に向けた実証実験等と取り組み 7 機体制確立のための開発を加速化し 2023 年度の 7 機体制確立を確実なものとする。	【内閣府】 安否確認サービス導入自治体数

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【内閣府】民間企業及び企業間/企業体/業界等における BCP の策定促進及び BCM の普及推進	民間企業等の事業継続体制（BCP の策定状況）に関する実態調査を実施する。 官民が効果的に連携するための課題を考察・共有するため、官民による意見交換を定期的に実施する。民間事業者側からの官側への要望内容も踏まえて連携のための課題を抽出し、施策を検討し、着手可能なものから実行する。	2019 年度の実施状況を踏まえ、検討する。	【内閣府】 中堅企業の BCP の策定割合 【内閣府】 大企業の BCP の策定割合
【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進	BCP ガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域 BCP の策定を推進する。		【農水】 水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産物の早期回復体制が構築された漁港の割合

5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】道路橋梁の耐震補強	大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、・高速道路・直轄国道や同道路をまたぐ跨道橋等のロッキング橋脚の耐震対策を実施する。・緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を加速化させる。・高速道路・直轄国道をまたぐ跨道橋の対策について、優先的に支援する。	既設橋梁（ロッキング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁）の耐震補強を推進する	【国交】緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率
【国交】道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、斜面崩落などを防止する道路法面や盛土等の防災対策を推進するとともに、予防保全に向けた取り組みを推進する。	道路斜面や盛土等の防災対策を行う。	【国交】道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率
【国交】航空ネットワークの維持等に必要航空施設の耐震化	航空輸送上重要な空港について、地震発生時に航空ネットワークの維持や背後圏経済活動の継続性確保を図るため、必要な管制施設、基本施設等の耐震化を実施する。		【国交】航空輸送上重要な空港のうち、地震時に航空ネットワークを維持する機能を有する空港数
【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発	南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、耐震強化岸壁等の整備や民有港湾施設の耐震化支援等の対策や策定された港湾BCPにもとづき、実効性のある体制を確保し、かつ、PDCA サイクルによる継続的な見直し・改善を図れるよう、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。港湾施設の耐震・耐波性能の強化や関連する技術開発を推進する。		【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハーブ・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合
【国交】大都市圏環状道路の整備	迅速かつ円滑な物流の実現等のため、三大都市圏環状道路の整備を推進する。		【国交】三大都市圏環状道路整備率
【国交】代替性確保のための道路ネットワークの整備	平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定する。代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。	代替性確保のための高規格幹線道路等の整備を推進する。	【国交】道路による都市間速達性の確保率
【国交】迅速な航路啓開のための体制の整備	全国の重要港湾、特定港等主要港湾において、GNSS 技術を用いた最低水面の調査を実施する。		【国交】GNSS 技術を用いた最低水面調査の実施率
【国交】効果的な航路啓開に係る関係機関等の連携の強化等	緊急確保航路において、航路啓開訓練を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実させた上で、航路啓開訓練を行う。		【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合

5-8) 食料等の安定供給の停滞

事態を回避するための取組施策	2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【農水】水産物の一連の生産・流通過程における BCP の策定の促進	BCP ガイドラインの普及を行うとともに、それに基づく個別地域 BCP の策定を推進する。		【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
【農水】災害時における食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築	大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業界の BCP 策定等を促進し、また、2018 年度に発生した複数の災害での経験を踏まえ、食品産業界団体や食品産業界全体の連携・協力体制の構築の必要性について継続的な普及に努めるものとする。	大規模災害時の被災地域において、食料供給の維持・回復に資することを目的として策定した指針等を活用し、食品産業界の BCP 策定等を促進し、また、前年度の取組内容を検証し、食品産業界団体や食品産業界全体の連携・協力体制の構築の必要性について継続的な普及に努めるものとする。	【農水】食品産業界における連携・協力体制の構築割合
【農水】農業水利施設の耐震化	計画的に耐震化計画を策定するとともに、2020 年度に実施する作業の準備を進め、目標達成に向けて推進する。	2020 年度までに、耐震対策が必要と判断している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合を 100% とする。	【農水】耐震対策が必要と判断している重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定割合
【農水】農道・農道橋等の保全対策の推進	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知するとともに、2020 年度に対象施設の機能保全計画の策定率を 100% にする目標の達成に向けて、対象施設をリスト化する等の取り組みにより、確実に計画が策定されるよう、指導・助言を行う。	農林道の施設管理者への機能保全対策等に関する説明会等を実施し、施設の経過年数等に応じた計画的な点検・診断の実施について周知するとともに、機能保全計画の策定を一層推進する。	【農水】農道橋（延長 15m 以上）・農道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合 【農水】林道橋（延長 4m 以上）・林道トンネルの機能保全計画（個別施設計画）の策定割合
【農水】ため池のハード及びソフト対策の推進	防災重点ため池においてハザードマップ等ソフト対策を実施するとともに、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する対策を実施する。	農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する	【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率
【農水】農村地域レベルでの総合的な防災・減災対策の推進（排水対策充実、地すべり対策等）	ため池や排水機場、排水路等を整備し、農地及び周辺地域の湛水被害等を防止する。		【農水】湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の土地改良長期計画での目標面積に対する達成率
【農水】漁港施設の耐震化等	大規模津波による甚大な被害が予測される地域や拠点的漁港における防波堤の耐津波化や岸壁の耐震化等を推進する。		【農水】水産物の流通拠点となる漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合

【農水】卸売市場施設整備の推進	第10次基本方針に基づき施設の耐震化及び防災対応も含めた卸売市場施設整備を推進するとともに、重要インフラ緊急点検に基づく停電時の電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	【農水】中央卸売市場当たりの取扱金額
-----------------	---	--------------------

6-1) 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

事態を回避するための取組施策	2019年度に実施すべき事項	2020年度以降に実施すべき事項	指標
【経産】災害時石油供給連携計画の訓練の継続及び計画の見直し	災害時石油供給連携計画の訓練については、その定着・習熟を図るため、石油業界、関係省庁、地方公共団体等が連携した上で、訓練を定期的に実施する。前年度の訓練において見つけた課題について対応できるような形で、訓練企画を行う。		【経産】災害時石油供給連携計画実施訓練の前年度課題の改善率
【経産】製油所・油槽所の緊急入出荷能力の強化	2018年度第2次補正予算、2019年度予算において製油所等の強靱化対策を実施し、当初予定分を完了する。 油槽所等の強靱性評価及び強靱化対策、製油所・油槽所の非常用発電機の整備・増強を実施する。	油槽所等の強靱性評価及び強靱化対策、製油所・油槽所の非常用発電機の整備・増強を実施する。	【経産】非常用発電設備の設置・増強や強靱性評価、強靱化対策を行っている製油所・油槽所の割合
【国交】効果的な航路啓開等に係る関係機関等の連携の強化等	緊急確保航路において、航路啓開訓練を踏まえ、必要に応じて航路啓開計画を充実させた上で、航路啓開訓練を行う。		【国交】航路啓開計画が策定されている緊急確保航路の割合
【国交】港湾施設の耐震・耐波性能の強化の実施や関連する技術開発	南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震に備え、耐震強化岸壁等の整備や民有港湾施設の耐震化支援等の対策や策定された港湾BCPにもとづき、実効性のある体制を確保し、かつ、PDCAサイクルによる継続的な見直し・改善が図れるよう、関係者による訓練を行うなどのソフト対策を一体的に推進する。 港湾施設の耐震・耐波性能の強化や関連する技術開発を推進する。		【国交】災害時における海上からの緊急物資等の輸送体制がハーブ・ソフト一体として構築されている港湾（重要港湾以上）の割合

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

事態を回避するための取組施策	2019年度に実施すべき事項	2020年度以降に実施すべき事項	指標
【厚労】水道施設の耐震化等の推進	改正水道法を適切に施行するとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。	水道事業者等における対策の実施状況について進捗管理を進めるとともに、水道事業者等に対する技術的支援に取組む。	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率

7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

事態を回避するための取組施策	2019年度に実施すべき事項	2020年度以降に実施すべき事項	指標
【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等における老朽化対策の推進	防災・安全交付金等を活用し、公園施設長寿命化計画策定を支援する。		【国交】公園施設の長寿命化計画策定率

【国交】避難地等となる公園、緑地、広場等の整備	防災・安全交付金等を活用し、住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を支援する。	【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
【国交】延焼防止等に資する緑地の確保等	防災・安全交付金等を活用し、密集市街地等における大規模火災の延焼防止効果を向上させるための空き地等における緑地の整備を支援する。	【国交】一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合
【国交】密集市街地等の改善に向けた対策の推進	改正建築基準法による建替え促進や3か年緊急対策を踏まえて、防災・安全交付金等の基幹事業である住宅市街地総合整備事業・都市防災総合推進事業等や密集市街地総合防災事業により、地方公共団体における密集市街地の改善整備に向けた取組みを支援する。	【国交】地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
【厚労】水道施設の耐震化等の推進	改正水道法を適切に施行するとともに、水道事業者等に対する耐震化計画等策定指針の周知や財政支援等により、水道施設の耐震化・老朽化対策等の推進を図る。	【厚労】上水道の基幹管路の耐震適合率

7-6) 農地・森林等の被害による国土の荒廃

事態を回避するための取組施策		2019 年度に実施すべき事項	2020 年度以降に実施すべき事項	指標
【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化や自立的な防災・復旧活動の体制整備の推進	取組の定着・拡大を推進するとともに、共同活動による地域資源の保全管理が持続的な体制で行われるよう、活動組織の広域化を推進するとともに、非農業者の参加を促進し、農村協働力の強化を図る。		取組の定着・拡大を推進する。	【農水】地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数
【農水】森林の国土保全機能（土壌侵食防止、洪水緩和等）の維持・発揮のための多様な健全な森林の整備等	森林の国土保全機能の維持・発揮に向けて、2019 年 4 月からスタートした森林経営管理制度等による森林経営の集積・集約化を図りつつ、間伐や再造林とこれに必要な路網整備、鳥獣害対策の推進等による多様な健全な森林の整備を推進するとともに、3 か年緊急対策に基づき、間伐等の森林整備や林道の改良整備といった対策を実施する。			【農水】市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合